

昭和二十三年(自六月)

區	管 東 關										名 區 管		
	新 長 甲 靜 前 宇 千 橫 府 豐 東 京	鴻 野 府 岡 橋 宮 葉 濱 中 摩 多 京	所 名	摘 要									
計			2	4				1		7		一月	逃
二			二	二								二月	走
二	2		1			1			1	2	4	三月	(既)
二												四月	逡
二	1		1	1	1		1	2	1			五月	
三												六月	
二		3	1		1	1	2		2	1			
二		二											
三	4	1			2		4			3	2		
三													
二	1			2	5	1		1					

區管國四					區管國中					區管部中					區管畿										
計	松山	高知	徳島	高松	計	岩國(少)	鳥取	松江	岡山	山口	廣島	計	富山	金澤	岐阜	三重	名古屋	名古屋(拘)	計	姫路(少)	奈良(少)	和歌山	滋賀	神戸	大阪
2		2			7			1	1	5		1	1						7		2	1			3
二		二			四				一	一	二	一	一						七		二	一		三	
2		1	1		4			1	3			2			1		1		2		1	1			
二		一	一		四				三			二			一		一		二		一	一			
5		1	2	2	5			2			3	1				1			3	1			1		1
三		一	一	一	三			二			一	一				一			三	一			一		一
2				2								1		1					5					2	1
二				二								一		一					五					二	一
3		2		1	5		2		1	2									6	2					1
三		二		一	三		一		一										四	一					一
2				2	12				1	1	10	4	2		1		1		3					1	1
二				二	五				一	一	三	三	一		一		一		三					一	一
16		6	3	7	33		2	2	4	7	18	9	3	1	2	1	2		26	3	3	2	1	6	4
一四		六	二	六	一九		一	二	四	六	六	八	二	一	二	一	二		二四	二	三	二	一	六	四
								拒 否	集 團 作 業																
					一			一																	
				人 違 釋 放																					
一				一	二							飲 酒 不 法 所 持	一						護 送 途 中 奪 取	一					

昭和二十三年(自六月)刑務事故一覽表

(アラビヤ數)

區管國四				區管國中					區管部中					區管畿近						區管東關											名區管																												
計	松山	高知	徳島	計	岩國(少)	鳥取	松江	山口	廣島	計	富山	金澤	岐阜	三重	名古屋	名吉屋(拘)	計	姫路(少)	奈良(少)	和歌山	滋賀	神戸	大阪	京都	神戶(拘)	大阪(拘)	京都(拘)	計	八王子(少)	松本(少)	川越(少)	水戸(少)	新潟	長野	甲府	静岡	前橋	宇都宮	千葉	横濱	府中	豊多摩	東京(拘)	所名	月別	摘要													
																																														一月	二月	三月	四月	五月	六月	計	一月	二月	三月	四月	五月	六月	計
2		2		7			1	1	5	1	1						7	2	1		3						15	1							2	4					1		7		一月	逃	走	(既)	遂										
二		二		四			一	一	二	一	一						七		二	一		三					七	一					二	二							一		一		二	四	二月												
2		1	1	4			1	3		2		1		1			2		1								13				2	2		1					1				1		2	4	三月												
二		一	一	四			一	三		二							二		一								九				一	一		一								一		一		三	五月												
5		1	2	5			2		3	1			1				3	1		1		1					9				1	1		1	1	1			1	2	1							三月											
三		一	一	三			二		一	一							三	一			一						八				一	一		一	一	一					一	一		一		一		一	四月										
2				2						1		1					5				2	1		1	1		12					3	1		1	1		1	2		2	1								四月									
二				二						一							五					二	一	一	一	二	八					二	一																五月										
3		2		5		2	1	2									6	2				1	3			22	1			5	4	1				2		4				3	2							五月									
三		二		三		一		一									四	一				一	二			二	一				二	一																	六月										
2				12			1	1	10	4	2	1		1			3				1	1		1		13				3	1			2	5	1		1												六月									
二				五			一	一	三	三	一	一		一			三				一	一		一	九				一	一			二	三	一		一												六月										
16		6	3	33		2	2	4	7	9	3	1	2	1	2		26	3	3	2	1	6	4	3	1	1	2	84	2			11	8	4	6	7	9	3	7	4	4	13	6							計									
二		六	二	九		一	二	四	六	八	二	一	二	一	二		二	二	三	二	一	六	四	二	一	二	五	二			四	五	三	五	五	六	三	四	三	三	五	五						計											
																																																			一月								
																																																					二月						
																																																					三月						
																																																					四月						
																																																						五月					

其の他の事

自殺

傷害

職務に對する傷害

藥物飲用死

縊死

騒擾

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

職務に對する傷害

最近三ヶ年及び本年六月迄に於ける月別逃走件數

(アラビヤ)

計	月別												年別
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
592	37	71	48	65	147	72	41	29	27	20	11	24	昭和二十年
四三二	二八	六五	三九	五四	六一	五九	三五	二六	二四	一一	八	二二	昭和二十一年
952	86	62	71	65	196	171	42	78	50	30	48	53	昭和二十二年
四六〇	四三	四一	四六	四一	五三	五七	三〇	三三	二八	二二	三三	四六	昭和二十三年
738	44	58	60	91	99	87	78	64	43	32	36	46	備
五二九	三〇	四六	四九	六四	七三	五三	五六	四七	二六	二六	二八	三一	
						51	63	38	31	29	44		
								三五	三七	二七	二四	二五	
												三〇	

合計	區管海北					區管北東				區管州九									
	計	函館(少)	網走	帯廣	旭川	札幌	計	盛岡(少)	青森	秋田	宮城	計	佐賀(少)	宮崎	大分	鹿児島	熊本	北九州	長崎
44	3		2			1	3			3	6				1			1	4
三	三		二			一	二			二	四				一			一	二
29							1			1	5		1				1	1	2
三							一			一	五		一				一	一	二
31	1					1	4	1	1	2	3		1					1	
三	一					一	三	一	一	一	二		一					一	
38	5		1	4			8			8	5				1				4
三	二		一	一			四			四	五				一				四
63	6	1	2		2	1	7	3		4	14		2		2			5	5
三	五	一	一		二	一	四	二		二	六		一		一			二	二
51	5	2	1		1	1	5	2		3	7				3			2	2
三	四	一	一		一	一	四	二		二	五				二			一	二
256	20	3	6	4	3	4	28	6	1	21	40		4		7	1		10	17
二	五	二	五	一	三	四	一六	五		三	七		三		五	一		六	三
															騒擾				
四											一				一				
一																			
五							一												
五							一												

緘死

逃走中緘死

火

火

(三) 刑務官練習所

1 刑務官練習所官制	178頁
2 刑務官練習所規程	178頁
3 刑務官練習所處務規程	180頁

1 刑務官練習所官制 (昭和22年5月24日政令第71號 昭和23年2月14日政令第39號改正)

第一條 刑務官練習所は、法務總裁の管理に屬し、行刑事務に従事する職員に對して、行刑に關する學術及びその運用を教授し、兼ねてその人格の陶冶を圖る所とする。

第二條 刑務官練習所に左の職員を置く。

所長

法務廳教官

専任二人 二級

専任二人 三級

法務廳事務官

専任一人 三級

所長は、法務廳矯正總務局長たる法務廳事務官を以て、これに充てる。

第三條 所長は、法務總裁の監督を受けて、所務を掌理する。

第四條 刑務官練習所に參與若干人を置いて、所務に參與させる。

參與は、官吏及び學識経験のある者の中から、法務總裁が、これを命じ、又は囑託する。

第五條 所長は、必要がある場合においては、講師を囑託することができる。

附則

この政令は、法務廳設置法施行の日から、これを施行する。

2 刑務官練習所規程 (昭和22年5月24日行甲第819號訓令 同年7月16日行甲第915號訓令一部改正)

第一條 刑務官練習所においては、刑務職員として必要な學術及びその運用を教授するとともに、特に人格の陶冶、識見のかん養に留意しなければならない。

第二條 刑務官練習所に本科及び高等科を置く。

高等科は、これを第一部及び第二部に分ける。

第三條 刑務官練習所の練習生の定数は、本科、高等科第一部、高等科第二部とも、各五十人とする。

第四條 刑務官練習所の修業期間は、本科及び高等科第一部を四月、高等科第二部を三月とする。

第五條 所長は、法務總裁の認可を受けて、第三條に規定する定数を超えて入所せしめ、又は第四條に規定する修業期間を伸縮することができる。

第六條 練習生の入所は、次の各號に該當する者の中から刑務所長（拘置所長及び少年刑務所長を含む。以下同じ）の推薦に基き、選衡の上、所長がこれを許可する。

但し選衡に關する規定は法務總裁の認可を受けて、所長がこれを定める。

一 本科

副看守長

但し刑務所（拘置所及び少年刑務所を含む。以下同じ）の看守で學歷經驗と上級幹部となる資質を有すると認められる者については、特に入所を許すことができる。

二 高等科

1 第一部

看守長及び二級法務廳事務官

2 第二部

法務廳技官、法務廳教官、法務廳事務官及びその他の者にして、専門的知識、技能を有し、又はこれを必要とする者。

第七條 本科においては、上級幹部として必要な事項を教授し、修習させる。その學科目は概ね次の通りとする。

一 本科目

1 憲法

2 行政法

3 行刑法規

4 行刑學

5 刑事政策

6 刑事法

7 會計法規

二 補助科目

1 經濟學

2 社會學

3 教育學

4 心理學

5 統計學

6 その他必要と認むる事項

第八條 高等科第一部においては、高級幹部として必要な事項を研修させる。その學科目については、概ね本科に準ずるものとする。

第九條 高等科第二部においては、行刑事務の種別に従い、必要な専門事項を教授し、研修させる。

第十條 所長は、練習生の在所中における成績を、卒業のとき法務總裁に報告するとともに、その所屬刑務所長に通知しなければならない。

第十一條 所長は、練習生中成業の見込がないと認めるものに、退所を命ずることができる。

所長は、規律をみだし、又は體面を汚したものに對し、情狀により次の區別により處分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 出席停止
- 三 退所

所長は、前二項の規定により、退所の處分をなしたときは、その事由を添え速かに法務總裁に報告し、所屬刑務所長に通知しなければならない。

附 則

この訓令は昭和22年5月24日から施行する。

3 刑務官練習所處務規程

第一章 事務分章

第一條 所長は、所務を掌理し、職員を指揮監督する。

第二條 所長は、法務廳教官のうちから教頭を令ずる。

教頭は、所長を助けて所務を處理し所長不在のときは、その職務を代行する。
法務廳教官は、練習の指導及び練習の目的を達するに必要な事項の調査研究に當るほか、本規程の定めるところにより、事務に従事する。

第三條 練習所の運営及び練習に関する重要な事項を審議するため教官會議を設ける。

第四條 教官會議は、所長、教官及び庶務課長を以てこれを組織し、所長がその議長となる。

所長は、必要により、法務廳事務官或は囑託を教官會議に出席せしめることができる。

第五條 所長は、毎週三回以上教官會議を開くものとする。

重要事項については、會議の経過を議事録に記録しなければならない。

第六條 教官會議に附議する事項は左の通りである。

- 一 練習生の詮考及び入所、退所に關する事項
- 二 授業計畫に關する事項
- 三 練習生の訓育指導に關する事項
- 四 練習生の賞罰に關する事項
- 五 成績考査及び卒業に關する事項
- 六 重要な規程の改廢に關する事項
- 七 管轄及び重要な設備に關する事項
- 八 練習年度計畫に關する事項
- 九 その他所長において必要と認める事項

第七條 練習所に教務課、調査課、普及課及び庶務課を置く。

第八條 教務課においては、次の事務を掌る。

- 一 學科課程、授業分擔に關する事項
- 二 教科書、教材及び資料に關する事項
- 三 學級編成及び教授上の設備に關する事項

- 四 授業時間及び授業休業に關する事項
- 五 外來講師に關する事項
- 六 練習所の詮考、入所及び退所に關する事項
- 七 練習生の訓育指導に關する事項
- 八 練習生の賞罰に關する事項
- 九 成績考査及び卒業に關する事項
- 十 練習生の諸願届、諸證明に關する事項
- 十一 練習生の行事及び見學旅行に關する事項
- 十二 練習生の會議、集合及び掲示に關する事項
- 十三 練習生の寮内生活に關する事項
- 十四 練習生の總代、諸委員に關する事項
- 十五 練習生の福利厚生及び保健に關する事項
- 十六 卒業生に關する事項
- 十七 外來講師との連絡に關する事項
- 十八 その他教務に關する事項

第九條 調査課においては、次の事務を掌る。

- 一 教育資料の蒐集に關する事項
- 二 行刑に關する學術の研究に關する事項
- 三 内外行刑制度に關する調査研究に關する事項
- 四 その他調査に關する事項

第十條 普及課においては、次の事務を掌る。

- 一 出版に關する事項
- 二 行刑智識の普及宣傳に關する事項
- 三 講習會、講演會及び出張指導に關する事項
- 四 その他行刑思想の普及に關する事項

第十一條 庶務課は、これを文書、會計と用度、賄部の二係に分け、各係においては、次の事項を掌る。

文書、會計係

- 一 所印及び所長印の管理に關する事項
- 二 職員の進退、身分及び賞罰に關する事項
- 三 職員の昇給及び賞罰に關する事項
- 四 文書の處理、保管に關する事項
- 五 諸規程の制定及び改廢に關する事項
- 六 統計報告に關する事項
- 七 職員の諸願届及び諸證明に關する事項
- 八 諸行事に關する事項
- 九 當直及び警備に關する事項

- 十 官報及び圖書に関する事項
- 十一 歳入歳出豫算及び決算に関する事項
- 十二 金券收支及び保管に関する事項
- 十三 練習年度計畫に関する事項
- 十四 他課の主管に属しない事項
用度、賄部係
- 十五 物品の出納及び保管に関する事項
- 十六 營繕及び設備に関する事項
- 十七 國有財産の管理に関する事項
- 十八 車輛及び運轉手に関する事項
- 十九 所内の清掃及び衛生、保健に関する事項
- 二十 練習生の賄に関する事項
- 二十一 職員の厚生及び保健に関する事項

第十二條 各課に課長を置く。

課長は、教務課調査課及び普及課については、教官のうちから、庶務課については、法務廳事務官のうちから、所長がこれを命ずる。

課長はその主管業務を掌理する。

第十三條 庶務課の各係に主任を置く。

主任は、法務廳事務官のうちから、所長がこれを命ずる。

主任はその主管業務を掌理する。

第十四條 練習生寄宿寮に舎監、副舎監を置く。舎監、副舎監は教官のうちから、所長がこれを命ずる。

舎監、副舎監は所長の命を受けて練習生寮生活の指導監督に當る。

第十五條 各課員は、相互に緊密なる連絡を保ち、事務の繁閑に應じて共助するものとする。

第二章 文書の保管

第十六條 各課においては、第十七條乃至第二十條に定むる簿冊を備へ、これを保管しなければならない。

第十七條 教務課においては、次の文書を保管する。

- 一 教授時間豫定表
- 二 各教官、講師、擔任學科目及び時間表
- 三 試験の問題及び答案並に成績表
- 四 外來講師名簿
- 五 練習生の名簿
- 六 練習生の出勤簿
- 七 練習生の入退所に關する事項
- 八 卒業生臺帳

- 九 練習生諸行事簿
- 十 圖書臺帳及び圖書貸出帳
- 十一 その他教務課において保管を要すると認められた書類

第十八條 調査課においては、次の文書を保管する。

- 一 教育資料原簿
- 二 調査並研究資料原簿
- 三 その他調査課において保管を要すると認められた書類

第十九條 普及課においては、次の文書を保管する。

- 一 出版に関する書類
- 二 行刑の智識の普及宣傳に関する書類
- 三 その他普及課において保管を要すると認められた書類

第二十條 庶務課においては、次の文書を保管する。

文書、會計係

- 一 練習所歴史
- 二 練習所諸規程
- 三 職員名簿、職員身分帳
- 四 職員の身分、賞罰及び進退に関する書類
- 五 出勤簿
- 六 出張命令簿
- 七 文書收受發送簿
- 八 各種日誌
- 九 その他庶務課において保管を要すると認められた書類
- 十 豫算、決算に関する書類
- 十一 出納簿
- 十二 會計帳簿及收入、支出證憑書類
用度、賄部係
- 十三 物品の出納及び整理に関する書類
- 十四 備品目録
- 十五 修築營繕に関する書類
- 十六 國有財産臺帳
- 十七 車輛に関する書類
- 十八 賄部に關する書類

附 則

本規程は、昭和二十三年一月一日よりこれを施行する。

(四) 司法事務局

1 司法事務局令	186頁
2 司法事務局數及び定員	186頁
3 司法事務局職員現在員表	187頁
4 司法事務局所在地及び管轄區域一覽表	188頁
5 司法事務局出張所名	191頁
6 司法事務局豫算	211頁
7 職種別級別人員表	211頁
8 供託金件數及び金額	212頁
9 供託有價證券件數及び金額	212頁
10 供託事件總數	213頁
11 戶籍事務を取扱う役場數	215頁
12 戶籍事務取扱件數	216頁
13 公證人事務	217頁
14 公證人の收入區別	218頁
15 組合その他法人登記の名稱	220頁
16 登記所別登記總括表	229頁

司法事務局令 (大正11年3月30日) 勅令第68號

沿革 昭和 32年5月3日政令第6號 同年5月24日政令第70號 昭和23年7月26日政令第181號

内閣は、法務廳設置法(昭和22年法律第193號)第十三條の規定に基づき、ここに司法事務局令を制定する。

第一條 司法事務局は、法務總裁の管理に屬し、法令によつてその權限に屬せしめられた戸籍、登記、供託その他に關する事務を掌る。

第二條 司法事務局の名稱、位置及び管轄區域は、別表の通りとする。

第三條 司法事務局に通じて左の職員を置く。

局長

法務廳事務官

專任 49人 二級

專任 3,547人 三級

2 局長は、二級の法務廳事務官をもつて、これに充てる。

第四條 局長は、司法事務局の事務を掌理し、所屬の職員を指揮監督する。

第五條 法務總裁は、必要と認める地に、司法事務局出張所を置き、司法事務局の事務を分掌させることができる。

附 則

1 この政令は、公布の日から、これを施行する。

2 司法事務局官制(大正11年勅令第68號)は、これを廢止する。

3 この政令施行の際現に存する司法事務局及びその職員は、この政令に基く相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存續するものとする。

司法事務局數及び定員 (昭和23年10月1日現在)

司法事務局	49	法務廳事務官	
司法事務局(甲號)出張所	227	二級	49
司法事務局(乙號)出張所	1,782	三級	3,531
		雇 傭 人	4,098
合 計	2,058	合 計	7,678

司法事務局職員現在員表 (昭和23年10月1日現在)

事務局名	區 分	二級官		三 級 官			雇 傭 人										
		定員	現在員	定員	現在員	過 欠	定員	現在員	過 欠	定員	現在員	過 欠					
東 京	1	1	111	109	2	170	171	1	14	11	3						
横 濱	1	1	53	51	2	56	52		4	4	3						
浦 和	1	1	66	64	2	67	69	2	4	5	3						
千 葉	1	1	89	86	3	92	86		6	5							
水 戸	1	1	87	87		91	85		6	5							
宇 都 宮	1	1	69	70	1	71	67		4	5	1						
前 橋	1	1	62	63	1	66	60		6	5	1						
静 岡	1	1	87	82	5	98	80	18	5	2	3						
甲 斐	1	1	40	41	1	45	45		4	2	2						
長 野	1	1	104	105	1	110	106	4	8	3	5						
新 京 都	1	1	111	110	1	123	115	8	8	18	5						
大 阪	1	1	68	66	2	74	68		6	9	4						
神 戶	1	1	67	68	1	86	79		7	11	4						
大 神 戶	1	1	105	90	15	123	122	1	9	7	2						
奈 良	1	1	48	43	5	47	41		6	4	1						
大 津	1	1	52	53	1	56	51		5	4	1						
山 屋	1	1	62	63	1	64	61		3	5	1						
歌 古 津	1	1	92	91	1	101	97	4	9	8	1						
岐 阜	1	1	73	75	2	76	75		1	5	2						
井 澤	1	1	78	76	2	79	78		1	5	1						
福 山	1	1	50	51	1	53	54	1	5	3	2						
金 澤	1	1	58	60	2	64	62		2	4	2						
富 山	1	1	51	51		77	76		1	4	2						
廣 島	1	1	89	86	3	87	80		7	8	2						
山 口	1	1	72	69	3	76	73		3	5	2						
岡 山	1	1	92	91	1	93	94	1	8	8							
鳥 取	1	1	48	49	1	50	49		1	4	4						
松 山	1	1	80	81	1	78	78		6	6							
長 門	1	1	77	77		75	78	3	8	8							
佐 賀	1	1	56	57	1	57	55		2	4	4						
福 岡	1	1	101	102	1	107	101		6	9	4						
大 分	1	1	79	80	1	80	80		8	6	2						
熊 本	1	1	94	91	3	94	94		7	6	1						
鹿 兒 島	1	1	83	83		87	90	3	5	5							
宮 崎	1	1	67	68	1	73	75	2	5	3	2						
仙 臺	1	1	76	77	1	81	80		1	7	2						
福 山	1	1	84	85	1	97	93		4	5							
山 形	1	1	76	77	1	78	87	9	5	3	2						
盛 岡	1	1	81	82	1	81	76		5	7							
秋 田	1	1	83	84	1	84	80		4	8							
青 森	1	1	65	63	2	70	58		12	4	4						
札 幌	1	1	67	67		73	58		15	7	2						
函 館	1	1	41	40	1	41	33		8	4	4						
旭 川	1	1	49	47	2	51	49		2	4	1						
釧 路	1	1	55	50	5	58	42		16	5	1						
高 松	1	1	45	46	1	44	44		6	6							
德 島	1	1	58	59	1	59	58		1	4	1						
高 知	1	1	59	59		64	58		6	4	1						
山 口	1	1	71	72	1	77	74		3	5							
合 計			49	49		3,531	3,497	26	60	3,804	3,637	22	189	294	236	9	67

司法事務局所在地及び管轄区域一覽表

(昭和23年10月1日現在)

司法事務局	所在地	管轄
東京	東京都千代田區霞ヶ關一丁目一番地	<p>註</p> <p>東京以下北海道を除く都府縣は名稱と管轄區域の都府縣名とが合致するので省略する。</p>
横浜	横浜市中區日本橋大通三五番地	
浦和	浦和市常盤町一丁目一六五番地	
千葉	千葉縣千葉市吾妻町三丁目六五番地	
水戸	水戸市北三の丸一一九番地	
宇都宮	宇都宮市新石町一四九五番地	
前橋	前橋市曲輪町二七二番地	
静岡	静岡市追手町六二番地	
甲府	甲府市錦町三番地	
長野	長野市大字長野花咲町一二三七番地	
新潟	新潟市學校町通一番地	
大阪	大阪市北區若松町八番地	
京都	京都市中京區柊屋町桑原町柳町目菊屋町合一番地	
神戸	神戸市生田區橋通二丁目三〇	
奈良	奈良市登大路町三五番地	
大津	大津市東浦四〇番地	
和歌山	和歌山市二番丁一番地	
名古屋	名古屋市東區主税町一ノ一	

津	津市丸之内殿町二〇八七番地ノ六
岐阜	岐阜市金澤町一番地
福井	福井市館町八番地市役所内
金澤	金澤市尻垂坂通り三丁目十五番地十六番地
富山	富山市西長江二五番地
広島	広島市基町一番地
山口	山口市大字今通四五
岡山	岡山市濱町一七〇番地
鳥取	鳥取市東町一七八番地
松江	松江市母衣町六八番地
長崎	長崎市萬歳町二番地
佐賀	佐賀市松原町一三九番地口第一
福岡	福岡市大名町九
大分	大分市大字大分字荷揚町二四番地
熊本	熊本市京町一丁目七、八、九、十、十一番地
鹿児島	鹿児島市山下町二番地
宮崎	宮崎市宮田町一丁目九六番地
仙台	仙台市片手町六九番地
福島	福島市新濱町六番地
山形	山形市旅籠町覺淨寺一番地
盛岡	盛岡市内丸二番地

秋田	秋田市西根小屋上町三番地ノ一	
青森	青森市大字大野字長島一七番地	北海道の内 札幌市、夕張市、岩見澤市、室蘭市、小樽市、苫小牧市、札幌郡、石狩郡、厚田郡、渡辺郡、千歳郡、夕張郡、樺戸郡、有珠郡、幌別郡、白老郡、蛇田郡、浦河郡、沙流郡、新冠郡、静内郡、三石郡、様似郡、幌泉郡、忍路郡、餘市郡、古平郡、美園郡、積丹郡、岩内郡、古宇郡
札幌	札幌市北一条西十三丁目四番地	空知郡の内 北村、栗澤村、幌向村、三笠町、美唄町、砂川町、奈井江村、瀧川町、江部乙村、歌志内町、釧路町、赤平町 勇拂郡の内 安平村、厚真村、鷓川村、穂別村 磯谷郡の内 南尻別村
函館	函館市新川町二八番地	北海道の内 函館市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、山越郡、太櫓郡、瀬棚郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、壽都郡、歌棄郡、島牧郡 磯谷郡の内 磯谷村
旭川	旭川市八条通十四丁目	北海道の内 旭川市、留萌市、上川郡(石狩國)、雨龍郡、上川郡(天鹽國)、中川郡(天鹽國)、枝幸郡、増毛郡、留萌郡、苫前郡、宗谷郡、利尻郡、禮文郡(天鹽國) 空知郡の内 香江村、上富良野村、中富良野村、富良野町、山部村、東山村、南富良野村 勇拂郡の内 占冠村 紋別郡の内 紋別町、上渚滑村、渚滑村、瀧上町、興部村、西興部村、雄武村
釧路	釧路見市浦町三丁目一番地	北海道の内 釧路市、帯廣市、北見市、網走市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、河西郡、上川郡(十勝國)、河東郡、中川郡(十勝國)、十勝郡、廣尾郡、足寄郡、網走郡、斜里郡、常呂郡、根室郡、花咲郡、野付郡、標津郡、目梨郡 紋別郡の内 生田原村、遠軽町、丸瀬布村、白龍村、上湧別村、下湧別村
徳島	徳島市徳島町一丁目一、二、三番地	
高松	高松市關町十番地壽町二丁目九番地第一九番地第二	
高知	高知市丸ノ内七番地	
松山	松山市一番町一七番地	

司法事務局出張所 (昭和28年10月1日現在)

司法事務局	出張所				
東京 (1) [33]	麴町 かまた 蒲田	芝 大森	下谷 せたがや 世田谷 お王子 お大島	本所 ほんじよ 澁谷 しよや 練馬 ねりま 波浮 なみ	品川 しんがわ 淀橋 よどばし 足立 あだち 新島 しんじま 八王子 はちおうじ 田無 たむ
横濱 (2) [25]	神奈川 しながわ 戸塚 とつか かみ 上溝 かみ 三崎 みさき 松田 まつだ 厚木 あつぎ	磯子 いそこ お大船 おおふね 中野 なかの 長井 ながい 山北 やまきた の野 のの	川崎 かわさき ふじ 藤澤 ふじさわ と 瀬 小田原 おだわら の野 のの	川和 かわわ さか 寒川 さむか 横須賀 よこすか 宮ノ下 みやのした 大磯 おほいそ	溝口 みぞぐち えびな 海老名 えびな 浦賀 うらが 吉濱 よしか 伊勢原 いせはら
浦和 (4) [33]	川口 かわぐち 葛蒲 かきく 越ヶ谷 こしや 川越 かわごえ 飯能 いひのう 羽生 はにう 本庄 ほんじょう の野 のの	大宮 おほみや 幸手 さいて 岩槻 いわつき 所澤 しよざわ 中山 なかやま 深谷 ふかや 児玉 こども	志木 しき 久喜 くき 粕壁 かすかべ 入間川 いりまがわ 熊谷 くまがわ 寄居 よい 秩父 ちちぶ	鴻巣 こうのす か 加須 かす 草加 くさか 坂戸 さかた 妻沼 つまね 松山 まつやま 大瀧 おほたき	上尾 かみお 大越 おほごえ 吉川 よしかわ 越生 こごせい 忍川 おしのがわ 小鹿野 こしかの

註 神奈川出張所は焼失の爲事務関係は横濱司法事務局に委任中

司法事務局	出	張	所
千 葉 (7) [44]	大和田 八街 茂原 御宿 流山 佐貫 館山 鴨川 銚子 蓮沼 東城	幡下 木南 廳吉 國野 湊山 勝尾 吉古 片貝	舞田 成者 長松 我孫 中川 長尾 八日市場 東原 佐
水 戸 (5) [45]	石菅 日大 小美 江戸 玉下 水海道	那珂 間原 磯金 土牛 阿津 浦久 波澄 館靜	倉戸 堅穴 關小 阿谷 取手 潮真 境
	塚谷 立子 瀬並 崎造 妻下	那珂 間原 磯金 土牛 阿津 浦久 波澄 館靜	小岩 太野 石北 守鹿 結岩
	田萩 高久 大柿 龍麻 矢石 古河	那珂 間原 磯金 土牛 阿津 浦久 波澄 館靜	川瀨 野岡 條谷 島城 井
	田萩 高久 大柿 龍麻 矢石 古河	那珂 間原 磯金 土牛 阿津 浦久 波澄 館靜	川瀨 野岡 條谷 島城 井

司法事務局	出	張	所
宇 都 宮 (4) [37]	上三川 東大 茂木 馬頭 喜連 藤岡 西方 富田 富尾	澤家 氏井 祖母 黒羽 部野 栗野 佐野	古里生 大田原 野谷 間田 足利 沼
前 橋 (5) [29]	澁川 村上 水泉 小室 鬼富	大境 大田 伊奈良 倉田 吉井 下仁	花輪 沼田 桐生 高崎 安中 中之條 萬場
靜 岡 (5) [47]	玉川 瀬戸 沼熱 上濱	清水 島田 御殿場 大仁 下田 二俣	興津 濱泉 小戸 松崎 雄
	玉川 瀬戸 沼熱 上濱	清水 島田 御殿場 大仁 下田 二俣	興津 濱泉 小戸 松崎 雄
	玉川 瀬戸 沼熱 上濱	清水 島田 御殿場 大仁 下田 二俣	興津 濱泉 小戸 松崎 雄

司法事務局	出張所				
	おのぐち 小野口 ふくだ 袋井 いけしんでん 池新田 かなや 金谷	けが 賀川 たき 瀧 よこす 横須賀 もり 森 さが 相	みつ 三ヶ やま 山 おお 大 いぬ 犬	い 伊 みき 水 ひら 平 かわ 川	た 田 がわ 川 の 内 だ 田 よ 吉
甲府 (2) [20]	くさか 日下部 うばくち 右左口 すが 菅原 むつ 陸 さる 猿	すわ 諏訪 りゅう 龍王 ひの 日野 いわ 岩間 うえの 上野原	えんざん 鹽山 おがきはら 小笠原 かじか 秋澤 いちかわだいもん 市川大門	かつ 勝沼 じら 葦崎 しず 静 や 谷村	いさわ 石和 わか 若神子 み 身延 よし 吉田
長野 (9) [51]	なか 中郷 いなり 稻荷山 かみ かみ 神子 まり 丸 さか 坂 なか 中 ほん 本 とよ 豊 いけ 池 みや 宮 あふ 會 なか 中	かしわ 柏原 なか 中 い 飯 ながく 長久保 や 屋 うす 白 ひがし 東川手 あざ 梓 ほう 北 とよ 豊 とみ 富 たか 高	しがらみ 柵 まつ 松 あか 岡 あか 縣 いわむらた 岩村田 きた 北 わ 和 き 木 みなみ 南 ふ 富 あ 旦 たつ 辰	さかえ 榮 す 須 なか 中 うら 浦 こ 小 みなみ 南 よし 芳 よ 讀 す 諏 い 飯 と 遠 い 飯	みの 水 お 小 うえ 上 なか 中 もと 本 まつ 松 しお 鹽 おお 大 おか 岡 かわ 河 い 伊 あ 赤
	なか 中郷 いなり 稻荷山 かみ かみ 神子 まり 丸 さか 坂 なか 中 ほん 本 とよ 豊 いけ 池 みや 宮 あふ 會 なか 中	かしわ 柏原 なか 中 い 飯 ながく 長久保 や 屋 うす 白 ひがし 東川手 あざ 梓 ほう 北 とよ 豊 とみ 富 たか 高	しがらみ 柵 まつ 松 あか 岡 あか 縣 いわむらた 岩村田 きた 北 わ 和 き 木 みなみ 南 ふ 富 あ 旦 たつ 辰	さかえ 榮 す 須 なか 中 うら 浦 こ 小 みなみ 南 よし 芳 よ 讀 す 諏 い 飯 と 遠 い 飯	みの 水 お 小 うえ 上 なか 中 もと 本 まつ 松 しお 鹽 おお 大 おか 岡 かわ 河 い 伊 あ 赤

司法事務局	出張所							
新潟 (9) [55]	うち 内 かめ 龜 よし 吉 なか 中 なが 長 よち 枋 す 須 たか 高 ゆ 湯 な 直 たか 高 ね 根 り 兩	の 野 だ 田 だ 田 じ 條 なか 中 なが 長 よち 枋 す 須 たか 高 ゆ 湯 な 直 たか 高 ね 根 り 兩	まき 卷 つ 津 じ 地 むら 村 か 片 たけ 竹 とう 十 ち 千 うら 浦 か か た 湯 やす 安 しも 下 ま 真	しろ 白 さん 三 し 新 さる 猿 き 關 み 見 せん 千 たか 高 たか 高 か 柿 まつ 松 の 能 お 小	ね 根 じょう 條 し 新 さわ 澤 はら 原 お お 附 ち 手 や 柳 たか 高 たか 高 だ 田 だ 代 ふ 生 ぎ 木	つ 津 さわ 澤 はら 原 お お 女 と 與 お 小 しも 下 い 出 あら 新 よし 吉 あ 松 あ 相 まつ 松	むら 村 か 加 く 葛 や 八 て 寺 こ 小 か 柏 む 六 とり 鳥 せ 關 いと 糸 そ 外	まつ 松 も 茂 つか 塚 は 幡 ど 泊 い 出 か 柏 む 六 とり 鳥 せ 關 いと 糸 そ 外
大阪 (2) [26]	え 江 う 上 と 豊 し 四 く 黒 佐	ど 堀 ち 町 なか 中 し 條 や 山 野	い 市 す 吹 お 地 や 八 ふる 古 お 尾	いま 今 い 茨 にし 西 な 繩 と 富 い 泉	みや 宮 き 木 せ 勢 て 手 やし 林 お 大 津	てん 天王寺 たか 高 ひら 枚 さ 塚 なが 長 な 池	の 野 だ 田 だ 田 やす 安 お 鳳 き 岸 わ 和田 な 池	
京都	しも 下 ふ 伏 の 園	か 上 た 富 ひ 檜 か 賀 の 野 ま 野 の 山 ま 山 ひ の や ま か 和 上	さ 嵯 た 田 か か 上 和 知	む 向 木 龜	う 日 津 岡	よ 淀 な 中 し 周		

註 市岡、今宮、天王寺三出張所は焼失の爲事務關係は大阪司法事務局に委任中

司法事務局	出張所				
(5) [29]	みやじま 宮島 おみね 峰岡 おみね 下岡 こうり 河守	みやつ 宮津 あみの 野網 ひがし 東舞鶴 もの 物部	かや 加悦 たいざ 人間 ふくち 福知山 あや 綾部	いわたき 岩瀧 くみはま 久美濱 ほそみ 細見 なかかみ 中上林	ようろう 養老 まいずる 舞鶴 しもやく 下夜久野
神戸 (9) [45]	ひょうご 兵庫 いづみ 伊丹 みづき 三木 かすが 春日部 か 鹿谷 やし 社野 たつ 龍野 かみ 上郡 とよ 豊岡 や 八洲	にしのみや 西宮 あまが 尼崎 なかよ 中吉川 ひめ 姫路 あみだ 阿彌陀 しん 小野 しん 新宮 さ 佐用 きの 崎屋 お 大屋 ぐん 郡家	みかげ 御影 なか 中谷 さき 篠山 しか 磨磨 か 加古川 ほ 北條 はん 斑鳩 み 三河 か 香住 たけ 竹田 かり 假家	あしや 芦屋 さん 三原 かい 柏原 あ 網干 た 田原 ち 中村 あい 相生 山 崎高 日 村岡 市 村	ひら 野平 あか 明石 さ 佐治 いえ 家島 あ 栗賀 西 赤穂 あ 安積 い 出石 ゆ 湯村
奈良 (3) [25]	やぎゅう 柳生 たんば 丹波市 や 八木 むろ 室生 しも 下市 お 大塔	ごおり 郡山 さくら 櫻井 たか 高取 お 小川 かみ 上市 しも 下北山	たつ 龍田 た 田原本 ご 御所 し 四郷 と 十津川 川 上	とみ 富雄 かつ 葛城 う 宇陀 ご 五條 うえ 上野地	はり 針ヶ別所 はし 箸尾 かい 椽原 くろ 黒瀧 てん 天川

註 御影出張所は燒失の爲事務關係は神戸司法事務局に委任中 平野出張所は廳舎不完全の爲事務關係は明石出張所に委任中

司法事務局	出張所					
大津 (3) [28]	かた 堅田 いま 今津 つち 土山 た 多賀 はち 八幡 すい 春照 しお 鹽津	せ 瀬田 たか 高島 いし 石部 えち 愛知川 む 武佐 まい 米原	くき 草津 くつ 朽木 し 信樂 の 能登川 ひ 日野 は 速水	つ 津木 ら 樂川 の 野水 し 水	もり 守山 みな 水口 ひこ 彦根 よう 八日市 さくら 櫻川 し 下草野	なか 中里 こ お甲 かわ 河瀬 えい 永源寺 なが 長濱 きの 木之本
和歌山 (4) [36]	海 湯野 東野 高野 あつ 朝来 み 南郡 ふ 船着 てん 天満	さん 山東 と 鳥屋城 し 下神野 お 麻生津 す 周參見 か 上山路 じ 丹生 み 三尾川	山 口八 妙寺 粉河 え 江住 み 御坊 し 新宮 しも 下里	加 茂出 く 九度山 た 田邊 かわ 川添 い 印南 赤 本木 ほん 本宮	みの 箕島 あ 安樂川 は 橋本 くり 栗栖川 く 串本 ゆ 由良 こう 古座 く 九重	
名古屋 (5) [46]	ふる 古澤 か 春日井 や 彌富 い ぬ山 と 常滑 お お岡 かり 刈谷	あり 有松 こ 小牧 いち 一の宮 は 葉栗 お 大野 と 豊富 あ な南 碧	ひろ 廣蟹 かに かに いな 稲半 はん 半賀 よ 北横須賀 ふ 福岡 にし 西尾	じ 路江 え 江澤 さわ 澤田 はん 半賀 よ 北横須賀 ふ 福岡 にし 西尾	にし 志賀 つ 津島 そ 祖父江 う つ内海 お 緒川 あ 安城 い つ一色	せ 瀬戸 じ 甚目寺 ほ 布袋 も ろ崎 か 幡豆 ち り立 ち 知立 横 横須賀

司法事務局	出張所						
	足助 大田 蒲野 大	大福 新富 岡	沼江 江城 岡	母師 高田 口	藤御 海老 海	岡油 老	豊川 本郷
津 (5) [39]	村主 久居 川俣 山田 富洲原 宇治山田 五ヶ所 波切 尾呂志	鈴鹿 川見 西柘 菰丸 荻原 木鷺 尾	鹿口 見 柘野 丸原 本鷺 尾	一身 多相 名員 内城 鳥輪 引	田氣 可相 張辨 田羽 内本	龜原 齋保 阿喜 瀧部 磯郷 長島	關松 阪野 市名 倉方 の殿
岐 阜 (4) [43]	那加 高富 洞戸 和良 久瀬 垂井 八百津 中高	笠谷 關大 高御 太井 大井 莊川	松合 垣須 高御 太井 莊川	竹美 八神 今廣 川明 萩	鼻濃 幡戸 尾見 邊知 原	北神 嵩大 高見 治見 西白 岩村 下呂	尾山 鳥斐 良知 岐知 川

司法事務局	出張所						
	船津 丸朝 上池 八本	郷岡 日田 村郷	上寶 松金 織大 小	岡津 野濱	越鶴 今勝 瓜	廻庄 山生	三武 鯖馬 知三
福井 (4) [22]	東郷 丸朝 上池 八本	郷岡 日田 村郷	上寶 松金 織大 小	岡津 野濱	越鶴 今勝 瓜	廻庄 山生	三武 鯖馬 知三
金澤 (3) [34]	森金 金野 動乃 富乃 松波	本石 野橋 島乃 來川 波	津美 白七 羽輪 町西	幡川 峰尾 咋島 野海	宇ノ鶴 鳥能 志門 柳	氣來 越部 雄前 田	野小 大聖 田鶴 高濱 劍地 津出
富山 (3) [25]	東岩 雄山 泊 新井 戸	瀨山 滑氷 湊波 出	上魚 滑氷 平石	瀧津 川見 動	大久保 櫻井 市川 速城 福	八舟 高岡 福野	尾見 岡岡 野
	古里 入善 小杉 出町 中田	古里 入善 小杉 出町 中田	古里 入善 小杉 出町 中田	古里 入善 小杉 出町 中田	古里 入善 小杉 出町 中田	古里 入善 小杉 出町 中田	古里 入善 小杉 出町 中田

司法事務局	出張所			
廣 島 (6) [57]	熊野 中野 玖波 白市 廣原 竹原 本郷 市村 福山 福家 福永 吉田 東城	祇都 玖波 豊田 倉橋 安浦 尾道 甲山 千代 府中 上原 西原	可重 加計 津田 豊栄 刈島 海原 三國 小野 新市 三井	八重 戸内 西條 呉島 美洗 能手 御和 瀬戸 中條 高蓋 三良 宮内
山 口 (5) [41]	阿須 別府 福川 上關 奈古 通津 白木 檜崎 吉部	防伊 須方 安田 須佐 高森 安下 黒井 厚狭	坂雲 鹿野 萩川 深郷 本郷 屋代 瀧部 小野	地佐 徳生 平木 明海 菱瀬 廣瀬 下関 西市 宇部

司法事務局	出張所					
岡 山 (6) [51]	吉田 城庄 本島 吉備 笠岡 高梁 手莊 矢神 加茂 江見 加美 湯原	金川 片上 甲浦 玉島 神島 有屋 吸津 勝間 大勝 八東	瀬戸 久野 方野 掛野 見野 戸野 削甘 鹿安 下郷 関金 淀江 黒坂	仁堀 西大 総社 田和 共和 成羽 上津 奥野 林川 西世 久世		
鳥 取 (2) [29]	中河 原頭 智三 米子 大津 根雨	岩郡 倉松 尾法	井家 吉崎 高崎 勝寺	吉若 高橋 境溝	野部 郷金 江坂	谷瀬 赤崎 由良 御屋 矢戸
松 江	尖道	本庄	秋鹿	廣瀬	安来	

司法事務局	出張所							
(6) [44]	母里木次大東三成横田 かけ合の頓原いまいち平た田 直え江乙つ原た岐市た社 濱だ田江つ津立た有ふ岐 み三み益つ田のの茂原も本 なか西の津和野のたけ猛貫万 温泉の五十日つ都	か蚊焼時津か龜たけ戸三重 や矢上田い結いおおむ村川た い諫は早ゆ湯え江お大む村 こ小ば濱たか高戸平今河川 あり有さす佐須奈	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川
長崎 (7) [39]	か蚊焼時津か龜たけ戸三重 や矢上田い結いおおむ村川た い諫は早ゆ湯え江お大む村 こ小ば濱たか高戸平今河川 あり有さす佐須奈	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川
佐賀 (3) [32]	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川	はつ津江かす春日三段た仁比山 え津池春うし牛つ津小城久 蓮池牛た田お小城久川 と鳥栖た田た北茂安三川

註 三成出張所は焼失の爲事務関係は横田出張所へ委任中

司法事務局	出張所							
	朝日三間坂六かく角錦江江 鹿島多良六た田錦の野 波多津有田久川大川野 相知濱崎浦有浦入の野	朝日三間坂六かく角錦江江 鹿島多良六た田錦の野 波多津有田久川大川野 相知濱崎浦有浦入の野	朝日三間坂六かく角錦江江 鹿島多良六た田錦の野 波多津有田久川大川野 相知濱崎浦有浦入の野	朝日三間坂六かく角錦江江 鹿島多良六た田錦の野 波多津有田久川大川野 相知濱崎浦有浦入の野	朝日三間坂六かく角錦江江 鹿島多良六た田錦の野 波多津有田久川大川野 相知濱崎浦有浦入の野	朝日三間坂六かく角錦江江 鹿島多良六た田錦の野 波多津有田久川大川野 相知濱崎浦有浦入の野	朝日三間坂六かく角錦江江 鹿島多良六た田錦の野 波多津有田久川大川野 相知濱崎浦有浦入の野	朝日三間坂六かく角錦江江 鹿島多良六た田錦の野 波多津有田久川大川野 相知濱崎浦有浦入の野
福岡 (10) [47]	西新町二日市東郷柳青柳 深江甘木東郷柳青柳 上穂波大隈川丸主田傘の野お尾い松井 久留米井池た田星お折た若下域添 吉井池た田星お折た若下域添 み三み水そ會藤し椎か金	西新町二日市東郷柳青柳 深江甘木東郷柳青柳 上穂波大隈川丸主田傘の野お尾い松井 久留米井池た田星お折た若下域添 吉井池た田星お折た若下域添 み三み水そ會藤し椎か金	西新町二日市東郷柳青柳 深江甘木東郷柳青柳 上穂波大隈川丸主田傘の野お尾い松井 久留米井池た田星お折た若下域添 吉井池た田星お折た若下域添 み三み水そ會藤し椎か金	西新町二日市東郷柳青柳 深江甘木東郷柳青柳 上穂波大隈川丸主田傘の野お尾い松井 久留米井池た田星お折た若下域添 吉井池た田星お折た若下域添 み三み水そ會藤し椎か金	西新町二日市東郷柳青柳 深江甘木東郷柳青柳 上穂波大隈川丸主田傘の野お尾い松井 久留米井池た田星お折た若下域添 吉井池た田星お折た若下域添 み三み水そ會藤し椎か金	西新町二日市東郷柳青柳 深江甘木東郷柳青柳 上穂波大隈川丸主田傘の野お尾い松井 久留米井池た田星お折た若下域添 吉井池た田星お折た若下域添 み三み水そ會藤し椎か金	西新町二日市東郷柳青柳 深江甘木東郷柳青柳 上穂波大隈川丸主田傘の野お尾い松井 久留米井池た田星お折た若下域添 吉井池た田星お折た若下域添 み三み水そ會藤し椎か金	西新町二日市東郷柳青柳 深江甘木東郷柳青柳 上穂波大隈川丸主田傘の野お尾い松井 久留米井池た田星お折た若下域添 吉井池た田星お折た若下域添 み三み水そ會藤し椎か金
大分 (7) [39]	鶴崎府田植畑中戸次 別府田鶴布院由布院市築 瀬戸田鶴川川白市賀關 の野津市佐伯中野江 た竹田たま玉來湯三 た田なか久住津中東耶馬溪	鶴崎府田植畑中戸次 別府田鶴布院由布院市築 瀬戸田鶴川川白市賀關 の野津市佐伯中野江 た竹田たま玉來湯三 た田なか久住津中東耶馬溪	鶴崎府田植畑中戸次 別府田鶴布院由布院市築 瀬戸田鶴川川白市賀關 の野津市佐伯中野江 た竹田たま玉來湯三 た田なか久住津中東耶馬溪	鶴崎府田植畑中戸次 別府田鶴布院由布院市築 瀬戸田鶴川川白市賀關 の野津市佐伯中野江 た竹田たま玉來湯三 た田なか久住津中東耶馬溪	鶴崎府田植畑中戸次 別府田鶴布院由布院市築 瀬戸田鶴川川白市賀關 の野津市佐伯中野江 た竹田たま玉來湯三 た田なか久住津中東耶馬溪	鶴崎府田植畑中戸次 別府田鶴布院由布院市築 瀬戸田鶴川川白市賀關 の野津市佐伯中野江 た竹田たま玉來湯三 た田なか久住津中東耶馬溪	鶴崎府田植畑中戸次 別府田鶴布院由布院市築 瀬戸田鶴川川白市賀關 の野津市佐伯中野江 た竹田たま玉來湯三 た田なか久住津中東耶馬溪	

司法事務局	出張所							
	よつか 四日市 たま 玉津 おお 大野 の 野	なが 長洲 の 野 の 野 の 野 の 野 の 野	う 字 伊 森	さ 佐 美 森	あ 安 心 院 ひ 日 く 玖	いん 院 なか 中 まち 町	ない 内 がわ 川 だ 田	
熊本 (8) [45]	いづ み 水 み 三 お 小 な が 長 木 と 砥 か い 隈 小 ひ 日 四 赤 高 か 柿 い つ 一 勝 地 天 宮	わ 和 が わ 川 す 洲 山 も ち 用 ふ 府 小 ひ 日 四 赤 高	かわ 川 み 三 あ ら 荒 濱 馬 み み 宮 津 さ 佐 多 富 一 町 田	じり 尻 角 お 尾 町 見 原 じ 地 留 し 敷 木 岡 一 町 田	お 大 う 字 な ん 南 な 七 や ま 山 う ち の 内 八 み か 水 湯 牛 前 深	つ 津 と 土 か ん 關 た き 瀧 が 鹿 う ち の 内 代 ま た 俣 前 深	こう 合 た か 高 え 江 く ま の し 庄 味 吉 宮 原 町 人 免 合	し 志 瀬 た 田 庄 取 田 吉 田 津
鹿兒島 (4) [41]	谷 上 栗 末 川 入 阿	山 屋 野 吉 邊 來 久 根	伊 作 下 屋 久 國 分 ち 知 ら ん 覽 す き 宿 宮 之 城 三 笠	伊 集 院 加 治 木 敷 根 片 浦 ら 穎 か み 上 長 島	西 之 表 浦 大 枕 喜 下 市	中 種 子 横 財 加 世 川 内 出 鹿	子 川 部 田 内 水 屋	

司法事務局	出張所					
	たる 垂 佐	みづ 水 多	申 良 も 百 引	高 山 岩 川	内 之 浦 志 布 志	おお ね じ め 大 根 占 大 崎
宮崎 (4) [37]	青 都 高 福 庄 高 東 古 鞍	島 の 農 岡 島 内 原 郷 江 岡	田 川 本 本 山 加 久 藤 神 諸 塚	佐 土 原 西 米 良 お 飯 肥 お ま の こ の じ ょう 都 城 高 崎 延 岡 田 代 椎 葉	廣 瀬 妻 北 三 野 富 瀧 高 千 穂	高 鍋 三 財 中 村 高 城 小 林 門 川 北 川 岩 井 川
仙臺 (5) [38]	原 増 村 丸 宮 築 若 飯 野 川 け 氣 仙 沼	長 吉 川 崎 古 川 岩 出 山 高 清 水 石 卷 大 川 志 津 川	鹽 竈 松 島 白 石 松 山 鳴 子 金 田 荻 濱 登 米 津 谷	廣 瀬 亙 理 七 ヶ 宿 な か に い た 中 新 田 湧 谷 岩 ヶ 崎 廣 淵 佐 沼	岩 沼 大 河 原 角 田 小 野 田 尻 金 成 小 野 石 森	
福島	飯 坂	松 川	二 本 松	本 宮	小 濱	

司法事務局	出張所				
(5) [46]	桑折 飯野 大館 小野新町 須賀川 若松 川口 田島 小名濱 新山	梁川 相馬郡 白河 石川 坂下 喜多方 大宮 植田	掛田 鹿島 福良 釜子 棚倉 野澤 猪苗代 朝日 上遠野	保原 原町 三春 矢吹 常豊 柳津 鹽川 平 富岡	川俣 小高 常葉 長沼 竹貫 高田 やま 山都 四ツ倉 浪江
山形 (4) [39]	堀田 出羽 谷地 新庄 東小國 赤湯 鶴岡 大山 観音寺	上山 楯岡 寒河江 本合海 米澤 宮内 山添 豊浦 遊依	柏倉門傳 東根 左澤 鮭川 小松 長井 藤島 温海 余目	山邊 尾花澤 海味 金山 糠野目 荒砥 狩川 酒田	てんどう 天童 白鳥 宮宿 まむろがわ 眞室川 たか 高島 小國 たうけ 手向 まつ 松嶺
盛岡 (6) [40]	沼宮内 花巻 土澤	しほ 民 大迫 澤内	しやく 石 石鳥谷 二戸	たいら だて 館 黒澤尻 じようほうじ 浄方寺	ひ 日 つめ 根 藤 い 戸

司法事務局	出張所				
	荒屋 輕米 釜石 宮古 一關 長坂 米里	久慈 伊保内 宮守 山田 湧津 水澤	野田 葛卷 盛 川井 藤澤 金ヶ崎	種市 遠野 世田米 岩泉 千厩 前澤	大野 大槌 高田 小川 大原 岩谷堂
秋田 (6) [42]	土崎 昭和 二ツ井 矢島 下郷 山瀬 けま 毛馬 湯澤 大曲 刈和野	五城目 あら 新屋 森岳 龜田 下川大内 あじ 阿仁合 横手 稻庭 角間川 強首	船越 和田 鶺鴒 平澤 お 大館 米内澤 浅舞 横堀 かく 角館 横澤	船川港 能代 本莊 象潟 鷹巢 落合 沼館 もしも 西馬音内 お 生保内	北浦 澤目 岩谷 前郷 扇田 花輪 大森 増田 六郷
青森 (4) [35]	油川 のへ 野邊地 川内 板柳 藤崎	蟹田 しちの 七戸 五所川原 弘前 浪岡	今別 おつ 乙供 原子 西目屋 柏木町	野内 たか 田名部 金木 高杉 尾上	小湊 大間 こ 小泊 黒石 蔵館

司法事務局	出張所				
	鯉ヶ澤 八戸 五戸	深浦 三戸 来	木造 劍吉 百石	稲垣 市野澤 三本木	車力 田子
札幌 (5) [32]	江別 濱益 砂川 室蘭 鶴川 静内 古平 留壽都	恵庭 岩見澤 月形 伊達 浦河 門別 余別 南尻別	當別 美唄 由仁 虻田 似取 平内 岩内	石狩 蘆別 夕張 苫小牧 幌泉 小樽 神恵内	厚田 瀧川 長沼 厚真 三石 余市 倶知安
函館 (2) [19]	戸井 白尻 今久 永豊	大野 八雲 江差 奥尻	七飯 松前 厚澤部 壽都	木古内 福島部 乙部 黒松内	森棚 瀬石 熊谷 磯谷
旭川 (3) [23]	愛別 深川 比美 枝幸 焼尻	比布 沼田 中川 頓別 羽幌	東旭川 名寄 瀧上 中頓別 稚内	上富良野 士別 紋別 増毛 天鹽	富良野 和寒部 興部 留萌 おし 鷲泊

司法事務局	出張所				
高知 (3) [36]	土居 池川 豊永 須崎 上半山 安藝 中村 弘見	伊野 長濱 赤岡 高岡 東津野 浮津 中筋 白田川	三瀬 後免 山田 久禮 十原 和食 清水 大正	上八川 領石 美良布 佐川 窪川 田野 三崎 下山	大崎 本山 大栃 越知 別府 野根 宿毛
松山 (5) [38]	北條 中山 内子 三瓶 宇摩三島	東中島 久万 長濱 三机 宇摩土居	川上 弘形 栗津 三崎 新立	原町 小田町 肱川 西條 小松	郡中 大洲 八幡濱 泉川 丹原
	今治 宮浦 松丸 横林	菊間 宇和島 岩松 東宇和土居	津倉 三間 吉田 城邊	北宇和三島 宇和	岩城 日吉 野村

備考 () 内の数字は管内甲号出張所数を示す
 [] 内の数字は管内乙号出張所数を示す

司法事務局	出張所					
	か香 深					
釧路 (4) [25]	あ阿 まく幕 池 廣 斜 佐呂間	かん寒 べ別 田 尾 里 間	しべ標 かみ上 本 大 小清水 根室	ち厚 し大 西足寄 網走 北見 別海	濱中 の芽室 浦幌 常呂 上湧別 標津	帯廣 清水 大津 美幌 遠軽
徳島 (3) [35]	國府 松島 富岡 羽ノ浦 木頭 半田 辻 中枝	小松島 鳴門 立江 宮濱 脇町 郡里 三野 八幡	横瀬 板西 鷲敷 日和佐 穴吹 西祖谷山 山城谷 久勝	石井 川内 桑野 牟岐 古宮 佐馬地 川島	神領 住吉 福井 頼奥 貞光 池田 山瀬	
高松 (3) [26]	一宮 三本松 草壁 坂出 豊濱	由佐 津田 北浦 栗熊 訖間	こう西 ひだ田 瀧宮 琴平 上高瀬	平井 土庄 昭和 多度津 財田大野	長尾 池田 丸龜 觀音寺	

司法事務局豫算

年 度			22年度決算	備考
經常費	俸 事 務 其 計	給 費 他	40,192,940.00	
		費 費 他	21,135,895.00	
臨時費	營 災 臨 時 其 計	繕 害 費 費 他	4,891,265.00	
		費 費 他	66,220,130.00	
		總 計	2,148,016.95	
		總 計	—	
		總 計	2,148,016.95	
		總 計	68,368,146.95	

職種別級別人員表 (官吏の部)

(昭和23年10月1日現在)

職種別 級 別	事務		甲號 所長	乙號 所長	通譯 翻譯	事務官	計	
	局長	課長 係長						
4				56	6	245	307	
5		3		301	5	591	900	
6		1	74	228		65	368	
7		38	134	43	672	34	921	
8		74	70	84	428	6	662	
9	7	107	16	104	107	1	342	
10	27	11		5	2		45	
11	15						15	
12								
13								
14								
15								
合 計	49	231	297	236	1,794	11	942	3,560

(臨時職員及び雇傭人の部) (昭和28年10月1日現在)

職種別 級別	雇	タイピ スト	交換手	技術工	給仕	其の他 備人	計
1	608				98	1	99
2	608	4			12	43	667
3	2,796	35	1		1	53	2,886
4	128	5		1		18	152
5	47			1		3	51
6	9					1	10
7							
8							
9							
10							
11							
12							
合計	3,588	44	1	2	111	119	3,865

供託金件数及び金額

年次	供託金			
	受		拂	
	件数	金額	件数	金額
昭和19年	22,436	15,130,750.92	23,625	14,142,318.66
昭和20年	18,786	25,466,282.70	17,358	14,453,618.74
昭和21年	65,705	113,660,116.39	31,401	66,425,335.57
昭和22年	162,490	371,822,279.90	61,130	186,365,288.40

供託有價証券件数及び金額

年次	供託有價証券					
	受			拂		
	件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額
昭和19年	2,075	36,258	70,140,093.10	5,963	110,536	96,639,979.72
昭和20年	1,237	21,785	38,678,317.15	3,459	55,342	133,675,406.15
昭和21年	1,797	47,002	175,190,547.00	3,705	91,125	193,795,555.50
昭和22年	3,103	128,216	424,496,708.00	3,901	97,174	231,972,320.50

供託事件總數

(昭和22年度)

種別	供託金			
	受		拂	
司法事務局	件数	金額	件数	金額
東横	38,361	159,508,380.92	12,233	69,488,908.86
浦和	9,804	10,870,311.60	3,294	2,715,135.11
千代田	3,074	2,067,96.950	1,167	1,223,906.81
水戸	3,805	2,962,791.50	1,434	1,649,340.41
宇都宮	1,986	2,064,499.63	870	1,159,249.98
前橋	1,733	1,572,135.46	719	1,143,051.03
静冈	3,006	2,493,435.10	859	1,215,169.19
甲府	2,633	4,141,407.85	1,154	2,744,283.12
長野	911	1,151,343.45	365	598,348.03
新潟	1,605	2,073,359.19	877	1,486,011.14
大京	2,943	2,982,590.00	1,035	1,289,309.00
神奈川	18,657	19,074,395.85	4,212	7,492,554.71
大阪	8,288	13,928,543.65	2,226	6,568,801.32
京都	8,892	9,241,631.53	3,191	4,663,061.88
奈良	1,901	1,710,123.55	459	851,992.07
和歌山	1,032	711,937.29	509	549,383.97
名古屋	1,802	2,348,684.06	907	1,415,492.04
岐阜	7,864	11,851,330.95	2,947	5,896,387.25
福井	41	106,712.90	17	60,052.00
金沢	2,574	3,800,597.37	1,312	2,326,578.86
富山	892	3,110,399.18	473	1,459,309.16
石川	1,535	4,465,744.24	647	2,109,274.46
山梨	859	1,391,601.72	507	736,705.02
長野	2,040	6,725,577.63	679	1,628,993.81
山形	2,293	4,225,428.15	1,143	3,243,694.84
福島	765	1,195,922.50	517	678,751.28
茨城	947	1,971,859.11	469	1,074,424.07
栃木	699	1,165,658.02	599	554,410.24
群馬	1,507	5,595,151.17	977	3,327,377.06
埼玉	995	3,611,481.76	470	3,449,837.69
千葉	5,632	19,765,683.39	2,110	11,611,060.26
東京	1,716	2,868,546.23	1,043	1,770,925.19
大阪	1,588	3,490,793.36	903	1,521,992.09
京都	1,113	1,729,102.12	551	661,815.97
奈良	893	2,491,513.72	730	1,574,060.20
和歌山	1,719	3,672,970.01	815	2,665,397.29
鳥取	1,635	3,365,656.85	565	2,382,97.54
徳島	953	2,028,923.05	638	1,183,196.53
高松	891	2,146,398.52	519	1,118,668.76
松山	1,377	1,647,067.95	838	1,184,436.84
高知	1,248	3,021,259.23	732	1,477,924.12
香川	2,667	9,966,783.05	1,129	7,597,991.93
岡山	1,321	4,536,072.22	530	1,742,393.06
広島	666	11,017,022.45	353	8,676,732.12
山口	986	3,431,655.02	720	1,611,371.40
徳島	807	1,126,072.96	458	828,368.10
高松	1,300	1,785,349.19	411	1,704,830.57
松山	1,090	2,737,384.32	535	2,029,382.78
高知	1,424	2,873,000.03	982	2,221,148.24
合計	162,490	371,822,279.90	61,130	186,365,288.40

戸籍事務を取扱う役場数

(昭和23年10月1日調)

受		供託		有価証券		高	
件数	枚数	券面額	件数	枚数	券面額	件数	枚数
380	21,021	72,721,155.00	659	17,140	57,040,410.00		
100	2,444	14,744,705.00	131	2,368	15,945,040.00		
44	2,178	6,104,815.00	69	867	4,164,430.00		
94	3,058	15,265,040.00	80	1,829	6,600,270.00		
23	241	477,700.00	68	910	1,054,038.00		
22	505	1,002,800.00	38	416	522,650.00		
25	804	1,676,600.00	29	301	2,330,300.00		
71	1,388	4,638,590.00	83	1,678	3,241,490.00		
18	500	2,809,500.00	23	324	1,506,500.00		
71	1,527	3,926,412.00	126	1,874	2,535,942.00		
101	2,523	7,862,650.00	122	3,042	4,658,330.00		
263	16,546	55,037,672.00	306	10,304	20,094,275.00		
149	7,167	78,762,900.00	164	6,276	15,566,802.50		
155	8,724	34,020,370.00	213	5,216	19,637,843.00		
27	611	4,116,550.00	43	1,031	1,164,900.00		
76	2,704	6,277,412.30	61	1,359	1,905,097.00		
32	510	3,356,730.00	55	554	2,229,730.00		
156	5,310	18,977,757.50	218	4,511	7,344,425.00		
61	2,075	5,954,170.50	55	857	1,890,370.50		
28	693	1,940,836.00	33	380	333,650.00		
55	1,629	3,109,120.00	56	714	1,099,435.00		
78	907	1,980,715.00	60	611	6,025,150.00		
48	1,098	2,998,233.00	35	966	1,526,105.00		
60	1,160	2,817,565.00	41	1,587	1,895,585.00		
46	1,017	3,144,850.00	104	872	1,642,900.00		
19	121	358,300.00	24	121	95,500.00		
15	674	615,680.00	25	708	926,500.00		
71	6,253	5,067,060.00	121	1,523	2,757,840.00		
59	477	2,186,870.00	53	909	1,603,880.00		
218	18,045	8,404,767.50	151	4,057	2,747,167.50		
36	961	1,263,005.00	34	726	468,135.00		
33	887	2,282,120.00	47	925	1,187,195.00		
39	596	2,510,285.00	81	886	778,380.00		
19	318	1,255,895.00	30	328	405,170.00		
39	706	1,893,400.00	41	858	3,261,247.50		
30	753	1,113,900.00	49	5,681	4,493,254.00		
57	1,454	4,289,480.00	35	1,960	1,531,690.00		
23	719	1,891,100.00	32	780	1,004,310.00		
49	705	3,224,210.00	66	1,510	3,071,662.50		
30	2,379	5,688,100.00	28	1,478	2,141,600.00		
52	1,557	18,041,927.50	97	2,964	7,521,497.50		
16	1,229	2,305,546.50	14	81	231,300.00		
8	380	228,254.00	26	651	8,711,735.00		
9	1,131	1,357,919.00	13	1,928	618,805.00		
22	854	1,435,650.00	56	629	836,950.00		
24	717	2,971,100.00	36	736	1,947,060.00		
24	744	1,021,405.00	18	715	361,190.00		
28	216	1,365,881.00	42	1,033	8,312,583.50		
3,103	128,216	424,496,708.00	3,901	97,174	231,972,320.50		

役場名	司法事務局						計	市區役所又は町役場の出張所
	市役所	區役所	町役場	村役場	組合役場	その他		
東横浦千水	3	23	18	65	—	21	130	
京濱和葉	7	10	27	69	5	—	118	
都	5	—	51	263	—	—	319	
宮	7	—	81	226	—	—	314	
橋	3	—	54	310	—	—	367	
岡	4	—	38	130	—	—	172	
府	5	—	39	153	—	—	197	
野	11	—	47	235	1	—	294	
淵	1	—	19	170	4	—	194	
大京神奈大和名	6	—	33	340	1	—	380	
阪	6	—	51	334	—	—	391	
都	13	22	34	105	—	—	174	
戸	2	7	25	184	—	—	218	
良	9	7	66	238	—	—	370	
津	2	—	28	111	—	—	141	
山	3	—	21	144	—	—	168	
歌	4	—	28	170	1	—	203	
古	9	12	76	133	—	—	230	
津	7	—	34	248	—	—	289	
岐	4	—	55	248	2	—	309	
福	3	—	15	142	3	—	163	
金	3	—	35	149	—	—	187	
富	2	—	29	133	—	—	214	
廣	5	—	56	281	2	—	344	
山	10	—	27	133	—	52	222	
岡	4	—	61	301	—	—	366	
島	2	—	23	143	1	—	169	
鳥	3	—	34	210	—	—	247	
松	5	—	39	116	—	—	160	
長	2	—	23	97	—	—	122	
佐	11	—	56	218	—	—	285	
福	5	—	36	176	—	—	217	
大	4	—	42	254	7	—	307	
熊	3	—	50	66	—	—	119	
鹿	3	—	24	62	—	—	89	
宮	3	—	43	151	—	7	204	
仙	4	—	63	281	14	—	362	
福	4	—	30	191	—	—	225	
山	4	—	32	187	2	—	225	
盛	2	—	47	172	1	—	222	
秋	3	—	31	130	—	—	164	
青	6	—	23	54	—	—	83	
札	1	—	11	35	—	—	47	
函	2	—	14	63	—	3	82	
旭	4	—	16	47	—	5	72	
劍	2	—	40	89	—	—	131	
德	3	—	21	141	—	—	165	
高	1	—	33	133	1	—	168	
高	6	—	31	201	—	—	238	
松								
山								
計	221	81	1,810	8,332	45	88	10,577	

戸籍事務取扱件数

(昭和22年)

名 稱	件 数	名 稱	件 数
東京司法事務局	641,870	松江司法事務局	155,142
横濱	19,255	長崎	186,648
浦和	162,172	佐賀	120,544
千葉	210,663	福岡	362,605
水戸	212,529	大分	138,715
宇都宮	160,452	熊本	205,056
前橋	170,722	鹿児島	188,119
静岡	243,810	宮崎	107,035
甲府	145,215	仙臺	130,943
長野	508,175	福島	217,968
新潟	257,208	山形	179,489
大阪	367,268	盛岡	137,272
京都	178,580	秋田	302,458
神戸	361,394	青森	131,464
奈良	81,665	札幌	174,328
大津	96,350	函館	58,971
和歌山	101,693	旭川	42,953
名古屋	328,844	釧路	79,497
津	152,474	徳島	31,221
岐阜	173,364	高松	120,419
福井	72,795	高知	200,583
金澤	111,900	松山	46,220
富山	37,288		
広島	229,024		
山口	35,861		
岡山	173,490		
鳥取	55,899	合 計	8,608,110

公 證 人 事 務

(昭和22年)

種 別		法律行為件数	法律行為に非ざる件数	其 の 他	總 計
司法事務局					
東横浦千水字前靜甲長新	京濱和葉戸宮橋岡府野潟	7,262	24	86,066	93,352
		3,145	9,470	45	12,660
		1,052	4,049	—	5,101
		140	981	—	1,121
		735	1,609	—	2,344
		159	1,575	—	1,734
		593	2,712	—	3,305
		1,305	1,867	1,830	5,002
		73	666	—	739
		1,030	3,588	1,557	6,170
		2,540	2,255	—	4,795
大京神奈大和名	阪都戸良津山	5,512	34,492	—	40,004
		1,784	—	13,773	15,507
		4,663	18,379	—	23,042
		343	2	2,347	2,692
		1,733	1,542	—	3,275
		730	1,246	38	2,014
歌古津	屋	5,658	35	26,506	32,199
		1,975	1,934	—	3,909
		1,813	—	2,971	4,784
		434	—	1,766	2,200
		241	2,571	—	2,812
		1,997	12	4,222	6,231
岐福金富	阜井澤山	2,005	3	6,516	8,524
		1,474	3,765	—	5,239
		2,846	2,213	1	5,060
		334	—	1,430	1,764
		236	2	1,016	1,254
長佐福大熊鹿宮	崎賀岡分本島崎	4,122	2,439	—	6,561
		554	1,099	65	1,718
		6,701	20,220	1,321	28,242
		1,247	2,344	—	3,591
		7,564	9,385	—	16,949
		491	2,142	—	2,633
		856	1,421	—	2,277
仙福山盛秋青	臺島形岡田森	329	—	—	329
		609	2,361	—	2,970
		301	—	999	1,300
		25	—	267	292
		68	1,151	—	1,219
		72	—	1,265	1,337
札函旭劔	幌館川路	6,113	13,051	—	19,164
		1,719	2,434	30	4,183
		1,864	2,732	—	4,596
		1,660	—	3,983	5,643
徳高高松	島松知山	96	920	—	1,016
		137	1,232	—	1,369
		927	1	2,052	2,980
		233	—	459	692
合 計	計	87,450	157,919	160,525	405,894

公證人の収入區別

(昭和21年)

種別	公證人の數	手 數 料	旅費及び日當	計	一人平均 收 入
司法事務局	人	圓	圓	圓	圓
東 京	24	576,348.53	3,607.05	579,991.58	24,166.31
横 濱	6	124,012.39	285.40	124,297.79	20,716.30
浦 和	3	59,962.97	117.20	60,080.17	20,026.72
千 葉	2	44,239.36	337.40	44,576.76	22,288.38
水 戸	2	80,198.42	—	80,198.42	40,099.21
前 橋	1	25,496.75	28.00	25,524.75	25,524.75
靜 岡	3	35,955.40	—	35,955.40	11,985.13
甲 府	4	64,327.27	98.30	64,425.57	16,106.39
長 野	1	20,346.25	—	20,346.25	20,346.25
新 潟	5	56,083.40	402.65	56,486.05	11,297.21
大 阪	2	49,930.87	104.80	50,035.67	25,017.83
神 戶	12	362,383.26	1,611.60	363,994.86	3,033.30
京 都	5	85,532.92	337.90	85,870.82	17,174.16
神 奈 川	6	177,032.19	359.60	177,391.79	29,565.29
大 和	1	25,574.53	133.20	25,707.73	25,707.73
名 古 屋	2	32,701.56	117.45	32,819.01	16,409.50
岐 阜	3	32,574.67	73.40	32,648.07	10,882.69
福 山	5	164,119.90	588.25	164,708.15	32,941.63
金 沢	3	47,810.96	56.60	47,867.56	15,955.85
富 山	2	62,082.72	53.60	62,136.32	31,068.16
石 川	1	30,516.42	—	30,516.42	30,516.42
福 井	1	37,022.04	20.30	37,042.34	37,042.34
山 梨	3	44,557.15	126.60	44,683.75	14,894.58
山 口	3	64,202.57	72.80	64,275.37	3,512.10
岡 山	3	32,462.32	—	32,462.32	10,820.77
鳥 取	2	40,590.99	—	40,590.99	20,295.49
島 根	2	31,944.52	265.75	32,210.27	16,105.13
松 山	1	24,157.11	70.00	24,227.11	24,227.11
長 崎	3	52,439.77	120.90	52,560.67	17,520.22
佐 賀	1	22,877.55	—	22,877.55	22,877.55
福 岡	11	55,553.73	279.40	55,833.13	5,075.74
大 分	2	35,696.33	14.60	35,710.93	17,855.46
熊 本	4	75,085.83	88.80	75,174.63	18,793.66
鹿 兒 島	1	19,783.42	—	19,783.42	19,783.42
宮 崎	1	20,336.57	—	20,336.57	20,336.57
仙 臺	2	38,893.12	10.75	38,903.87	19,451.93
福 島	4	58,845.71	179.20	59,024.91	14,756.22
山 形	3	39,850.52	—	39,850.52	13,283.50
盛 岡	3	20,198.10	—	20,198.10	6,729.33
秋 田	1	21,595.82	—	21,595.82	21,595.82
青 森	2	19,886.60	—	19,886.60	9,943.30
札 幌	6	112,077.76	93.30	112,171.06	18,679.62
函 館	2	25,188.19	—	25,188.19	12,594.09
旭 川	1	28,922.99	57.00	28,979.99	28,979.99
釧 路	2	21,763.14	—	21,763.14	10,881.57
德 島	1	15,436.65	—	15,436.65	15,436.65
高 松	1	22,613.79	—	22,613.79	22,613.79
高 知	2	29,430.03	162.50	29,592.53	14,796.26
山 口	1	7,870.95	—	7,870.95	7,870.95
合 計	162	3,176,550.01	9,874.20	3,186,424.21	19,669.28

(昭和22年)

種別	公證人の數	手 數 料	旅費及び日當	計	一人平均 收 入
司法事務局	人	圓	圓	圓	圓
東 京	26	2,893,205.55	5,700.60	2,898,906.15	111,496.39
横 濱	6	334,907.70	874.60	335,782.30	64,297.05
浦 和	3	157,097.00	1,221.60	158,318.60	52,772.86
千 葉	2	31,423.50	168.00	31,591.50	15,795.75
水 戸	2	99,409.70	338.90	99,748.60	49,874.30
前 橋	1	64,896.90	53.50	64,950.40	64,950.40
靜 岡	3	96,813.00	—	96,813.00	32,271.00
甲 府	4	180,137.64	95.80	180,233.44	45,058.36
長 野	1	18,600.00	—	18,600.00	18,600.00
新 潟	5	125,452.60	396.00	125,848.60	31,462.15
大 阪	2	203,915.95	12.00	203,927.95	101,968.97
神 戶	11	1,501,892.50	5,777.80	1,507,670.30	137,061.00
京 都	5	253,739.80	2,043.20	255,783.00	51,154.60
神 奈 川	6	562,473.85	586.40	563,060.25	93,843.37
大 和	1	65,144.30	126.00	65,270.30	65,270.30
名 古 屋	2	80,933.70	655.80	81,589.50	40,794.75
岐 阜	3	56,725.80	—	56,725.80	18,908.60
福 山	5	512,078.32	814.30	512,892.62	102,578.54
金 沢	3	122,493.30	182.60	122,675.90	40,891.96
富 山	2	121,496.40	70.00	121,566.40	60,783.20
石 川	1	67,997.70	23.90	68,021.60	68,021.60
福 井	1	56,911.00	2.40	56,913.40	56,913.40
山 梨	3	105,187.85	381.20	105,569.05	35,189.61
山 口	3	238,401.20	204.40	238,605.60	79,535.20
岡 山	3	86,574.50	—	86,574.50	28,858.16
鳥 取	2	142,975.80	529.40	143,505.20	71,752.60
島 根	2	51,766.50	61.60	51,828.10	25,814.05
松 山	1	30,034.90	—	30,034.90	30,034.90
長 崎	3	188,491.60	156.00	188,647.60	62,849.20
佐 賀	1	49,078.50	12.00	49,090.50	49,090.50
福 岡	11	494,014.10	152.40	494,166.50	44,924.23
大 分	2	77,079.70	—	77,079.70	38,539.85
熊 本	3	342,404.10	255.00	342,659.10	114,219.70
鹿 兒 島	1	61,854.20	—	61,854.20	61,854.20
宮 崎	1	60,092.60	—	60,092.60	60,092.60
仙 臺	2	66,787.60	—	66,787.60	33,393.80
福 島	4	82,790.95	61.20	82,852.15	20,713.04
山 形	3	57,728.30	—	57,728.30	19,242.70
盛 岡	3	13,343.10	—	13,343.10	4,447.70
秋 田	1	19,427.32	—	19,427.32	19,427.32
青 森	2	29,472.65	—	29,472.65	14,736.33
札 幌	7	308,565.34	18.00	308,583.34	44,083.33
函 館	2	73,817.80	—	73,817.80	36,908.90
旭 川	1	94,342.90	—	94,342.90	94,342.90
釧 路	2	73,826.70	131.00	73,957.70	36,978.85
德 島	1	45,335.20	—	45,335.20	45,335.20
高 松	2	55,875.06	—	55,875.06	27,937.53
高 知	2	88,390.80	339.80	88,730.60	44,365.30
山 口	1	12,254.20	43.80	12,298.00	12,298.00
合 計	164	10,607,659.58	21,389.20	10,629,048.78	64,811.27

組合その他法人登記の名稱

(23,8,31調)

組合等の登記名(基本法令及び廢止法令)

- (1) 産業組合登記
明治33年3月7日法律第34號産業組合法
本法廢止(昭23,7,30法200號消費生活協同組合法)
- (2) 産業組合聯合會登記
明治42年4月9日法律第27號にて同法中改正
上同じ
- (3) 産業組合中央會登記
上同じ
上同じ
- (4) 産業組合中央金庫登記
大正12年4月6日法律第42號産業組合中央金庫法
昭和18年「農林中央金庫」に改める。
- (5) 産業組合監査聯合會登記
昭和13年3月18日法律第15號産業組合自治監査法
「農業團體監査聯合會」に改める。
- (6) 森林組合登記
明治40年4月23日法律第43號森林法
- (7) 森林組合聯合會登記
昭和14年3月18日法律第15號にて同法中改正
- (8) 漁業組合登記
明治43年4月21日法律第58號漁業法
- (9) 漁業組合聯合會登記
上同じ
- (10) 住宅組合登記
大正10年4月12日法律第66號住宅組合法
- (11) 海外移住組合登記
昭和2年3月30日法律第25號海外移住組合法
- (12) 海外移住組合聯合會登記
上同じ
- (13) 家畜保險組合登記
昭和4年3月28日法律第19號家畜保險法
本法廢止(昭22,12法185號農業災害補償法にて)
- (14) 蠶蠶實行組合登記
昭和6年3月30日法律第24號蠶絲業組合法

(220)

本法廢止(昭22,11法133號)

- (15) 牧野組合登記
昭和6年4月1日法律第37號牧野法
- (16) 工業組合登記(舊重要輸出品工業組合)
昭和6年4月2日法律第62號にて重要輸出品工業組合法中改正
(名稱を工業組合法に改む)本法廢止(昭18,3法53號商工組合法)
- (17) 工業組合聯合會登記(右同聯合會)
上同じ
上同じ
- (18) 工業小組合登記
昭和14年4月4日法律第65號にて工業組合法中改正
上同じ
- (19) 工業組合中央會登記
昭和8年3月28日法律第20號にて工業組合法中改正
上同じ
- (20) 商業組合登記
昭和7年9月6日法律第25號商業組合法
本法廢止(昭18,3法53號商工組合法)
- (21) 商業組合聯合會登記
上同じ
上同じ
- (22) 商業小組合登記
昭和15年4月4日法律第97號商業組合法中改正
上同じ
- (23) 商工組合中央金庫登記
昭和11年5月27日法律第14號商工組合中央金庫法
本法改正(昭21,11法51號)
- (24) 商業組合中央會登記
昭和13年3月29日法律第37號商業組合法中改正
本法廢止(昭18,3法53號)
- (25) 農事實行組合登記
昭和7年9月7日法律第30號産業組合法中改正
本法廢止(昭23,7,30法200號産業組合法廢止による)
- (26) 蠶絲共同施設組合登記(舊生絲共同施設組合)
昭和11年5月26日法律第11號にて蠶絲業法中改正
蠶絲業法改正(昭20,12,法第57號蠶絲協同組合蠶絲業會に改む)
- (27) 負債整理組合登記

(221)

- 昭和8年3月29日法律第21號農村負債整理組合法
- (28) 日本競馬會登記
昭和11年5月29日法律第31號競馬法中改正
本法廢止(昭23,7法158號)
- (29) 肥料製造業組合登記
昭和11年5月29日法律第30號重要肥料業統制法
本法廢止(昭22,11法134號重要肥料統制法)
- (30) 漁船保險組合登記
昭和12年3月31日法律第23號漁船保險法
- (31) 貿易組合登記(舊輸出組合)
(舊法)大正14年3月30日法律第27號輸出組合法
昭和12年8月14日法律第74號貿易組合法
本法廢止(昭22,10,法123號)
- (32) 貿易組合聯合會登記(舊輸出組合聯合會)
上同じ
上同じ
- (33) 貿易組合中央會登記
上同じ
上同じ
- (34) 百貨店組合登記
昭和12年8月14日法律第76號百貨店法
本法廢止(昭22,12法212號)
- (35) 統制組合登記
昭和13年4月1日國家總動員法にて昭和16年8月30日勅令第831號重要產業團體令
本法廢止(昭20,12法44號)
- (36) 港灣運送事業地區別團體登記
右により昭和16年9月17日勅令第860號港灣運送業統制令
上同じ
- (37) 恩給金庫登記
昭和13年4月法律第57號恩給金庫法
- (38) 庶民金庫登記
昭和13年4月法律第58號庶民金庫法
- (39) 農業保險組合登記
昭和13年4月法律第68號農業保險法
本法廢止(昭22,12法185號)
- (40) 農業保險組合聯合會登記
上同じ

- 上同じ
- (41) 軍用保護馬鍛鍊中央會登記
昭和14年4月法律第76號軍馬資源保護法
本法廢止(昭20,2,21勅643號)
- (42) 製酪業組合登記
昭和14年3月法律第27號酪農調整法
- (43) 海運組合登記
昭和14年5月法律第69號海運組合法
本法廢止(昭22,8法94號)
- (44) 海運組合聯合會登記
上同じ
上同じ
- (45) 造船組合登記
昭和14年4月法律第70號造船事業法
本法廢止(昭22,12法177號)
- (46) 造船組合聯合會登記
上同じ
上同じ
- (47) 自動車運送事業組合登記
昭和15年4月法律第106號自動車交通事業法
本法廢止(昭22,12法197號)
- (48) 自動車運送事業組合聯合會登記
上同じ
上同じ
- (49) 住宅營團登記
昭和16年3月法律第46號住宅營團法
閉鎖機關指定
- (50) 貸家組合登記
昭和16年3月法律第46號貸家組合法
- (51) 貸家組合聯合會登記
上同じ
- (52) 貸室組合登記
上同じ
- (53) 貸室組合聯合會登記
上同じ
- (54) 國民更正金庫登記

- 昭和16年3月法律第42號國民更正金庫法
閉鎖機關指定
- (55) 帝都高速度交通營團登記
昭和16年3月法律第51號帝都高速度營團法
- (56) 農地開發營團登記
昭和16年3月法律第65號農地開發營團法
閉鎖機關指定
- (57) 宗教團體登記
昭和14年4月法律第77號宗教團體法
本法廢止(昭20,12勅718號)
- (58) 產業設備營團登記
昭和16年3月法律第92號產業設備營團法
閉鎖機關指定
- (59) 日本馬事會登記
昭和13年4月法律第55號國家總動員法(昭和16年12勅令301號馬事團體令)
解散(昭23,7法158號競馬法による)
- (60) 馬事組合登記
上同じ
上同じ
- (61) 戰時金融金庫登記
昭和17年2月法律第32號戰時金融金庫法
閉鎖機關指定
- (62) 南方開發金庫登記
昭和17年2月法律第33號南方開發金庫法
鎖機關指定
- (63) 戰時海運管理令に基く船舶運管會登記
國家總動員法(昭和17年3月勅令第235號戰時海運管理令)
本法廢止(昭20,12法44號)
- (64) 金融統制令に基く統制組合登記
上同じ(昭和17年4月勅令第440號金融統制團體令)
上同じ
- (65) 地方金融協議會登記
上同じ
上同じ
- (66) 日本銀行登記
昭和17年2月法律第67號日本銀行法
- (67) 日本醫療團登記

- 昭和17年2月法律第70號國民醫療法
本法廢止(昭22,10法128號)
- (68) 食糧營團登記
昭和17年法律第40號食糧管理法
改正(昭22,12法147號)解散
- (69) 敵産管理に關する登記
昭和16年12月法律第97號敵産管理令
本法廢止(昭20,11大藏省令)
- (70) 金融事業の委託に關する登記
昭和13年4月法律第55號國家總動員法(昭和17年5月勅令第511號金融業整備令)
- (71) 日本證券取引所登記
昭和18年3月法律第44號日本證券取引所法
本法廢止(昭22,3法21號)
- (72) 市街地信用組合登記
昭和18年3月法律第45號市街地信用組合法
- (73) 酒類業團體登記
(酒造組合、酒造組合聯合會、酒造組合中央會、酒販組合、酒販組合聯合會、酒販組合中央會、全國酒販組合聯合會)
昭和18年3月法律第73號酒類業團體法、昭和22年4月司法省令第33號により「酒類業組合」に改める。
解散(昭和22,12法172號酒類公團法附則第3條により)
- (74) 交易營團登記
昭和18年3月法律第26號交易營團法
解散(昭21,6,20勅330號)
- (75) 鹽業組合登記
昭和18年3月法律第32號鹽專賣法
- (76) 鹽業組合聯合會登記
上同じ
- (77) 鹽業組合中央會登記
上同じ
- (78) 商工經濟會登記
昭和18年3月法律第52號商工經濟會法
本法廢止(昭21,9法23號)
- (79) 木船保險組合登記
昭和18年3月法律第39號木船保險法
解散(昭23,7法106號23,8政令217號により)
- (80) 商工組合登記(統制組合、施設組合)

- 昭和18年3月法律第53號商工組合法
 本法廢止（昭21,11法51號商工協同組合法）
- (81) 商工組合中央會登記
 上同じ
 上同じ
- (82) 水産業團體登記
 (漁業會、製造業會、道府縣水產會、中央水產會)
 昭和16年3月法律第47號水産業團體法
- (83) 農業用團體登記
 (地方農業會、全國農業經濟會、中央農業會)
 昭和18年3月法律第46號農業團體法
 本法廢止（昭22,11法133號）
- (84) 大日本育英會登記
 昭和19年2月法律第30號大日本育英會法
- (85) 外資金庫登記
 昭和20年2月法律第2號外資金庫法
 閉鎖機關指定
- (86) 重要産業團體令に基く統制會登記
 昭和20年7月勅令第400號重要産業團體令中改正
- (87) 戰時農業團登記（改め全國農業會）
 國家總動員法（昭和20年7月勅令第405號戰時農業團令）（昭和20年9月勅令第525號戰時農業團令中改正）
 本法廢止
- (88) 勞働組合登記
 昭和20年12月法律第51號勞働組合法
- (89) 蠶糸協同組合登記
 昭和20年12月法律第57號蠶絲業法中改正
- (90) 蠶糸業會登記
 上同じ
- (91) 宗教法人登記（宗派、教派、教團、神社、寺院、教會）
 昭和20年12月勅令第719號宗教法人令
- (92) 神社、寺院、教會財產登記
 上同じ
- (93) 公衆禮拜用建物敷地登記
 上同じ
- (94) 持株整理委員會登記
 昭和21年4月勅令233號持株會社整理委員會令

- (95) 生命保險中央會登記
 昭和20年2月法律第11號生命保險中央會法
- (96) 特別經理會社等に關する登記
 昭和21年8月金融機關經理應急措置法、昭和21年8月會社經理應急措置法
- (97) 復興金融金庫登記
 昭和21年10月復興金融金庫法
- (98) 林業會登記
 昭和21年10月法律第35號林業會法
- (99) 林業組合登記
 上同じ
- (100) 金融機關再建整備法による登記
 昭和21年10月法律第39號金融機關再建整備法
- (101) 企業再建整備法による登記
 昭和21年10月法律第40號企業再建整備法
- (102) 産業復興營團登記
 昭和21年10月法律第46號産業復興營團法
 本法廢止（昭22,4法57號）
- (103) 商工協同組合登記
 昭和21年11月法律第51號商工協同組合法
- (104) 商工協同組合中央會登記
 上同じ
- (105) 特定商社財產の管理人登記
- (106) 特別都市計畫法による土地區畫整理登記
 昭和21年9月法律第19號特別都市計畫法
- (107) 重要物資管理營團登記
 昭和17年2月法律第6號重要物資管理營團法
- (108) 自作農創設特別措置法による登記
 昭和21年10月法律第43號自作農創設特別措置法
- (109) 證券取引所登記
 昭和22年3月法律第22號證券取引所法
- (110) 閉鎖機關に關する登記
 昭和22年3月勅令第75號閉鎖機關令
- (111) 船舶公團登記
 昭和22年4月法律第52號船舶公團法
- (112) 石油配給公團登記
 昭和22年4月法律第55號石油配給公團法
- (113) 配炭公團登記

- 昭和22年4月法律第56號配炭公團法
 (114) 産業復興公團登記
 昭和22年4月法律第57號産業復興公團法
 (115) 貿易公團登記
 昭和22年4月法律第58號貿易公團法
 (116) 價格調整公團登記
 昭和22年4月法律第62號價格調整公團法
 (117) 肥料配給公團登記
 昭和22年4月勅令第171號肥料配給公團令
 (118) 飼料配給公團登記
 昭和22年12月法律第202號飼料配給公團法
 (119) 酒類配給公團登記
 昭和22年12月法律第172號酒類配給公團法
 (120) 食料品配給公團登記
 昭和22年12月法律第201號食糧品配給公團法
 (121) 油糧配給公團登記
 昭和22年12月法律第203號油糧配給公團法
 (122) 食糧配給公團登記
 昭和22年12月法律第247號食糧配給公團法
 (123) 特別調達廳登記
 昭和22年4月法律第78號特別調達廳法
 (124) 農業協同組合登記
 昭和22年11月法律第132號農業協同組合法
 (125) 農業協同組合連合會登記
 上同じ
 (126) 農業共濟組合登記
 昭和22年12月法律第185號農業災害補償法
 (127) 農業共濟保險組合登記
 上同じ
 (128) 損害保險料率團體登記
 昭和23年7月法律第193號損害保險料率算出團體に關する法律
 (129) 消費生活協同組合登記
 昭和23年7月法律第200號消費生活協同組合法
 (130) 社會保險診療報酬支拂基金登記
 昭和23年7月法律第129號

登記所別登記總括表

(昭和22年度)

種別	總件數	登錄稅料數	甲	
			不動產件數	及ビ簡數
司法事務局			件	簡
東横浦千水宇前靜甲長新大京神奈大和名	366,954	129,010,033.07	189,428	545,639
都	90,989	24,521,333.79	66,172	189,471
京濱和葉戶宮橋岡府野潟	86,068	8,488,071.79	65,854	256,426
	85,658	10,906,914.70	75,698	353,150
	76,900	5,957,021.85	61,326	261,540
	62,927	8,132,617.30	56,699	269,921
	69,490	6,244,838.00	52,390	180,669
	162,212	16,535,650.30	132,682	636,904
	31,791	3,321,080.60	25,013	139,649
	103,149	8,121,229.00	75,955	343,175
	139,231	10,573,861.20	126,970	768,884
阪都戶良津山屋	141,138	57,862,414.92	102,868	199,525
歌	77,240	20,675,924.78	64,677	207,082
古	209,869	34,205,201.52	135,910	392,306
津	34,897	5,107,500.75	25,063	90,379
名	51,567	3,342,818.41	36,849	133,088
	57,805	6,380,381.46	43,780	132,999
岐福金富廣山岡鳥松	180,466	30,036,408.07	114,623	408,896
兒	89,432	6,156,310.26	80,885	358,521
	84,788	7,000,924.72	61,353	301,727
	40,895	3,963,435.57	32,963	213,164
	57,649	6,245,975.50	41,204	277,617
	67,300	4,619,363.92	50,413	334,783
	120,419	17,808,690.72	89,627	306,175
	107,665	12,668,102.00	85,553	239,604
	82,096	6,833,039.26	73,958	267,165
	47,999	3,240,425.43	40,018	130,524
	84,529	3,817,202.22	70,213	273,658
	97,667	10,725,620.17	71,222	281,426
	52,667	3,852,041.80	41,918	177,907
	184,849	29,527,674.10	128,378	352,117
	71,797	7,809,800.70	58,643	219,816
	76,159	9,696,823.00	71,020	270,282
	104,815	6,083,532.30	100,960	304,343
	82,467	4,004,276.48	67,257	258,504
	101,205	6,893,285.64	79,626	442,469
	115,770	6,731,106.93	90,227	624,533
	86,971	4,982,632.90	79,952	423,484
	65,809	3,643,452.11	54,910	244,524
	67,248	3,771,351.53	54,202	470,074
	67,823	4,193,106.50	63,558	235,692
	59,930	9,910,959.90	36,136	86,083
	19,009	3,586,144.31	13,024	28,539
	28,397	4,386,218.22	20,685	57,960
	25,192	2,960,795.46	18,839	52,109
	51,654	4,128,590.30	43,449	149,548
	65,283	5,466,048.90	51,406	206,676
	48,724	6,003,829.77	37,362	156,684
	86,150	6,051,270.68	65,554	311,128
合計	4,370,709	606,185,607.81	3,326,477	13,567,039

備考 本總括表中には乙號件數(謄本、抄本、閱覽、證明、登記済證)を除く

號				
船舶登記	商業登記		其の他の登記	
登録税	件数	登録税	件数	登録税
圓	件	圓	件	圓
118,052,702.78	62,519	10,336,277.29	5,723	159,910.00
20,110,424.04	9,666	4,319,793.85	2,129	—
6,602,184.09	4,501	1,844,361.70	4,029	—
9,268,350.65	3,289	1,628,699.05	6,671	9,865.00
5,106,146.25	2,182	810,193.60	3,086	—
6,898,071.70	3,132	1,234,541.60	3,096	4.60
4,683,597.00	3,884	1,522,367.00	4,594	—
12,195,492.30	7,864	4,271,555.00	4,751	608.50
2,776,553.80	1,356	517,967.80	2,027	—
6,234,766.40	4,556	1,827,138.60	6,296	3,885.00
9,066,398.40	4,247	1,507,462.80	8,014	—
42,927,409.07	34,983	14,932,938.85	3,287	2,067.00
16,528,127.18	8,366	4,135,122.60	4,197	12,675.00
28,582,017.68	14,832	5,450,958.36	5,267	1,028.80
4,295,886.05	2,058	774,105.00	1,844	647.20
2,709,493.31	1,982	608,940.70	3,366	825.20
5,236,632.86	2,369	1,112,507.50	2,226	30.20
22,410,084.57	15,169	7,516,961.20	5,824	—
4,512,740.21	4,121	1,525,454.15	4,411	18,144.40
4,729,167.52	5,434	2,165,222.40	5,131	1,292.00
2,150,776.57	7,932	1,812,659.00	—	—
4,513,476.20	4,178	1,703,073.30	2,600	—
3,041,135.82	3,912	1,540,421.10	3,540	675.00
13,362,651.37	7,159	4,144,412.00	6,482	15,963.70
10,922,535.10	4,041	1,692,583.00	2,930	766.00
5,451,681.66	3,500	1,380,667.00	4,638	690.60
2,788,595.93	1,220	437,068.50	1,749	—
3,098,578.47	1,893	693,400.35	3,661	290.60
9,305,768.57	3,610	1,360,327.10	3,105	—
3,268,878.80	1,387	559,210.20	1,869	58.70
24,211,115.90	9,387	5,149,765.70	4,089	31,641.50
6,712,088.20	2,336	1,066,989.60	2,855	1,509.90
8,643,121.20	2,834	1,053,054.50	2,305	647.30
3,091,469.20	2,204	991,615.90	1,651	447.20
3,322,751.58	1,152	640,731.20	1,774	7,852.70
5,345,354.64	2,923	1,491,121.00	2,889	1,455.00
5,591,905.63	2,838	1,019,998.00	7,608	57,531.90
4,052,934.50	2,376	929,698.40	4,643	—
2,894,390.31	1,707	725,396.60	2,496	—
2,916,588.83	2,336	789,811.20	2,922	33,551.50
3,689,877.60	1,744	501,885.80	2,521	1,343.10
6,839,025.80	6,363	3,010,332.50	2,352	1,184.60
2,975,445.41	1,514	594,031.70	598	84.00
3,831,168.87	1,555	534,453.15	867	1,073.20
2,315,095.56	1,261	610,329.65	1,093	13,525.75
3,481,220.50	1,714	631,342.10	1,996	12.70
4,361,097.20	2,755	1,082,843.70	3,838	801.00
5,234,736.47	1,878	743,647.30	1,859	—
4,710,148.78	2,637	1,294,483.30	2,335	594.10
494,149,860.53	286,856	106,227,932.10	167,234	382,682.35

(五) 法務圖書館

- 1 國立國會圖書館法 (抜萃) 234頁
- 2 法務圖書館の業務内容及び業務の實施状況.....234頁

1 国立國會圖書館法 (抜萃)

第七章 行政及び司法の各部門への奉仕

第十七條 館長は、行政及び司法の各部門に圖書館奉仕の連繫をしなければならない。この目的のために館長は左の権能を有する。

- 一 行政及び司法の各部門の圖書館長を、これらの部門を各代表する連絡調整委員会の委員の推薦によつて任命する。但し、國家公務員法の適用を受ける者については、同法の規定に従い、且つ、當該部門の長官の同意を得なければならない。
- 二 行政及び司法の各部門の圖書館で使用に供するため、目録法、圖書館相互間の貸出及び資料の交換、綜合目録及び綜合一覽表の作成等を含む圖書館運営の方法及び制度を定めることができる。これによつて國の圖書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

第十八條 行政及び司法の各部門に在る圖書館の豫算は當該各部門の豫算の中に「圖書館」の費目の下に、明白に區分して計上する。この費目の経費は、行政及び司法の各部門を各代表する連絡調整委員会の委員及び館長の承認を得なければ他の費目に流用し又は減額することができない。

第十九條 行政及び司法の各部門の圖書館長は、當該各部門に充分な圖書館奉仕を提供しなければならない。當該各圖書館長は、その職員を、國會職員法又は國家公務員法若しくは裁判所法の規定により任免することができる。當該各圖書館長は、国立國會圖書館長の定める規程に従い、圖書及びその他の圖書館資料を購入その他の方法による受入方を當該各部門の長官若しくは館長に勸告し又は直接に購入若しくは受入をすることができる。

第二十條 館長が最初に任命された後六箇月以内に行政及び司法の各部門に現存するすべての圖書館は、本章の規定による国立國會圖書館の支部圖書館となる。なお、現に圖書館を有しない各廳においては一箇年以内に支部圖書館を設置するものとする。

2 法務圖書館の業務内容及び業務の実施状況

国立國會圖書館法第十七條乃至第二十條

A 目的

法務廳のために十分な圖書館奉仕を提供するとともに國會圖書館支部圖書館中最大の法律圖書館として、國會の立法調査に關する職務遂行に資する。

B 内容

- (1) 本圖書館は、昭和23年8月末現在、和漢圖書 114,446 冊、歐文圖書 66,085冊を蔵し(毎月平均500冊を増加)、その他、海外法律書の翻譯資料1,341種を備付け、日本最大の法律圖書館の一つである。
- (2) 圖書資料の収集については、法律専門圖書館として、法律關係圖書資料の充實に力をつくすべきであるが、特に重要なのは、米英法律文献の充實と空白となつた最近

十年間の外國文献の補充および、將來にわたるその入手である。これがために外國圖書館との圖書交換を企畫する。

(3) 圖書館奉仕の改善およびレファレンスの現在利用者の範圍は、原則として法務司法關係者およびその他の官廳方面に限られているが、出来る限り、利用者の便宜をはかり、また圖書資料の十分な活用のため、目録、索引、資料調査等の、レファレンスに力を注いでいる。

(4) 圖書整理分類の改訂として、國會圖書館本部の統一方式に従い將來次第に從來の圖書分類を變更し、また全蔵書の目録を本館用として作成する。

C 事業實施状況

(一) 圖書受入業務(購入)

月	別	和書	洋書	雜誌
四	月	15冊	—	月平均56種延84部
五	月	108冊	—	
六	月	129冊	—	
七	月	130冊	—	
八	月	153冊	221冊	
九	月	261冊	28冊	
計		796冊	249冊	504部

(二) 圖書整理業務

(1) 圖書整理數

和書 912冊 (受贈圖書116冊を含む)

雜誌 504冊

合計 1,416冊

(2) 漢籍10,600冊の分類整理を専門家に委嘱、目下進行中

(3) カード作成數

和書 5,472枚

(4) 製本數

和書 377冊

(三) 圖書目録追録編纂業務

(1) 和漢書目録(昭和12年以降受入分)

原稿完成 原稿用紙合計 3,427枚

(2) 洋書目録(昭和15年以降受入分)

原稿進行中 現在進度タイプ用紙125枚

(四) 貸出閱覽事務

月別	閱覽者數	貸出圖書數	帶出圖書數	帶出圖書返納數
四月	277人	479冊	221冊	131冊
五月	296人	502冊	161冊	79冊
六月	362人	530冊	223冊	143冊
七月	378人	496冊	225冊	175冊
八月	426人	592冊	224冊	209冊
九月	587人	638冊	272冊	315冊
計	2,326人	3,237冊	1,326冊	1,052冊

業別	館長(局長)	副館長(課長)	庶務	圖書班	(1) 受入係	(2) 分類整理係	(3) 藏書係	(4) 貸出閱覽係	レファレンス班	(1) レファレンス係	(2) 資料編輯係	資料判例班	(1) 資料整備係	(2) 判例整備係	合計	
																給
官吏級	13級	1													1	
	12級		1												1	
	11級															
	10級				1									1	2	
	9級												1		1	
	8級						1								1	
	7級					1	1								2	
	6級										1			1	2	
	5給							1	1		2				4	
	臨時職員	8級					1									1
雇員	5級															
	4級															
	3級							1		1		1			3	
料備人	2級															
	1級				1										1	
計		1	1	—	2	1	2	2	2	—	—	4	—	2	2	19

八 司法保護事業

(一) 少年審判所 237頁

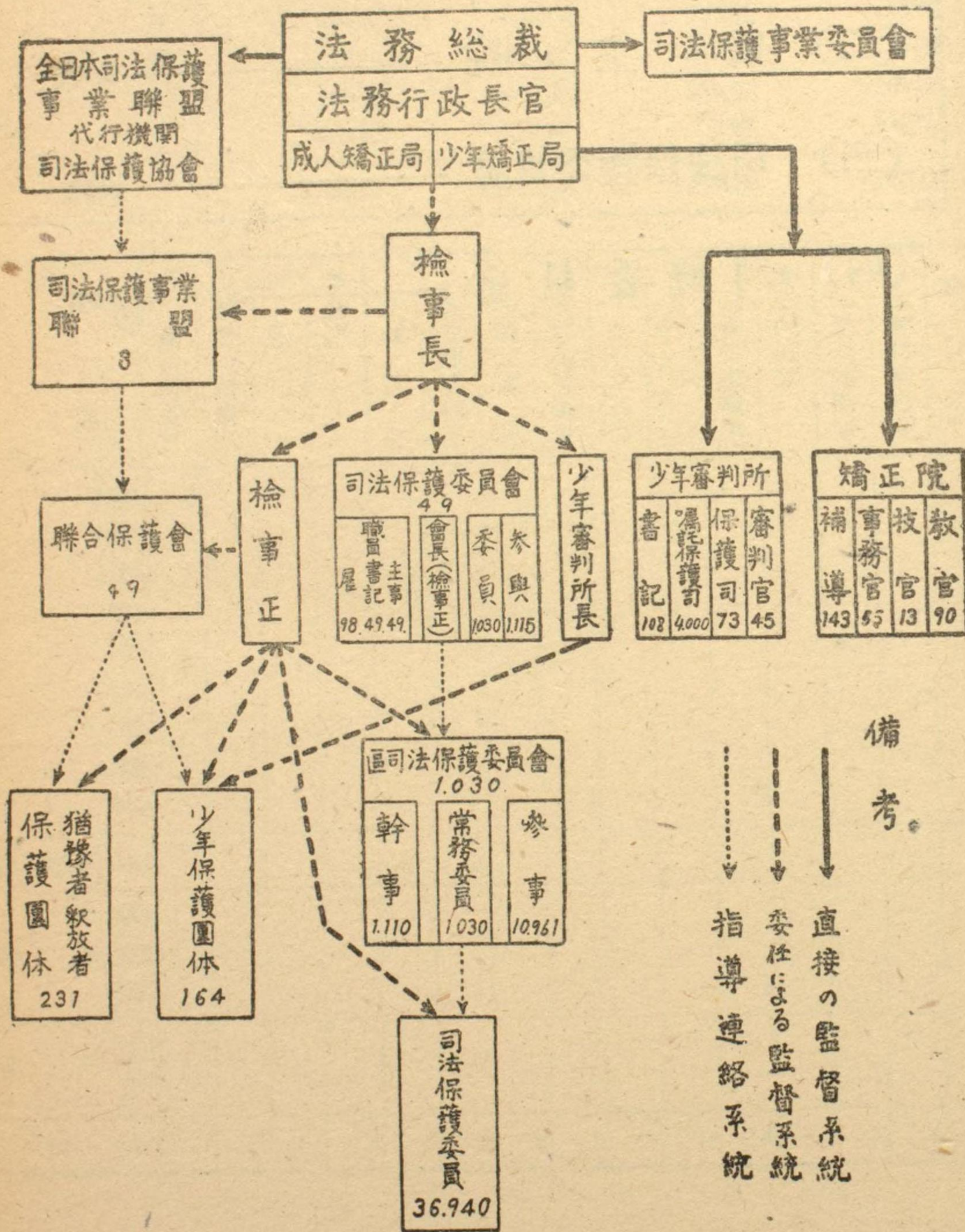
(二) 矯正院 247頁

(三) 司法保護委員會 255頁

(四) 刑務委員會 269頁

司法保護事業機構一覽

(昭和23.9.30現在)



(一) 少年審判所

1 少年審判所令	238頁
2 少年審判所數及び定員	240頁
3 少年審判所職員豫算定員沿革	240頁
4 少年審判所取扱事件	241頁
5 繼續保護少年	242頁
6 府縣別少年審判所取扱事件、少年保護事件受理數	243頁
7 保護少年家庭狀況	243頁
8 少年保護團體數内譯	244頁
9 犯罪内譯	245頁

(一) 少年審判所

少年審判所令 (昭和23年7月31日 政令第196號)

内閣は、少年法(大正11年法律第42號)第16條及び法務廳設置法(昭和22年法律第193號)第13條の規定に基き、ここに少年審判所令を制定する。

第一條 東京都、前橋市、静岡市、長野市、京都市、大阪市、神戸市、高松市、名古屋市、金澤市、広島市、松江市、福岡市、熊本市、仙臺市、秋田市、札幌市及び旭川市に少年審判所を設立する。

少年審判所の名稱及び管轄區域は、別表の通りとする。

第二條 少年審判所に置かれる職員の員數は、通じて左の通りとする。

少年審判官

専任 45人 2級

少年保護司

専任 34人 2級

専任 39人 3級

書記

専任 108人 3級

第三條 各少年審判所の少年審判官(二人以上の少年審判官が置かれた少年審判所においては、その上席者)を少年審判所長とする。

第四條 少年法第23條第2項の規定により、少年保護司を囑託された者は、一級官又は二級官の待遇とすることができる。

第五條 少年審判所の事務章程は、法務總裁が、これを定める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

少年審判所設置の件(大正11年勅令第488號)はこれを廢止する。

この政令施行の際、現に存する少年審判所及びその職員は、この政令に基く相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存續するものとする。

別 表

少年審判所の名稱及び管轄區域表

名 稱	管 轄 區 域
東京少年審判所	東京都 神奈川縣 埼玉縣 千葉縣 茨城縣
前橋少年審判所	栃木縣 群馬縣
静岡少年審判所	静岡縣 山梨縣
長野少年審判所	長野縣 新潟縣

京都少年審判所 京都府 滋賀縣
 大阪少年審判所 大阪府 奈良縣 和歌山縣
 神戸少年審判所 兵庫縣
 高松少年審判所 香川縣 高知縣 徳島縣 愛媛縣
 名古屋少年審判所 愛知縣 三重縣 岐阜縣
 金澤少年審判所 石川縣 富山縣 福井縣
 広島少年審判所 広島縣 山口縣
 松江少年審判所 島根縣 鳥取縣
 福岡少年審判所 福岡縣 長崎縣 佐賀縣 大分縣
 熊本少年審判所 熊本縣 宮崎縣 鹿兒島縣
 仙臺少年審判所 宮城縣 福島縣 岩手縣
 秋田少年審判所 秋田縣 山形縣 青森縣

北海道の内

札幌市 夕張市 岩見澤市 室蘭市 小樽市 函館市
 札幌郡 石狩郡 厚田郡 濱益郡 千歳郡 夕張郡 樺戸郡
 有珠郡 幌別郡 白老郡 虻田郡 浦河郡 沙流郡 新冠郡
 静内郡 三石郡 様似郡 幌泉郡 忍路郡 余市郡 古平郡
 美瑛郡 積丹郡 岩内郡 古宇郡 松前郡 上磯郡 龜田郡
 茅部郡 山越郡 太櫓郡 瀬棚郡 檜山郡 爾志郡 久遠郡
 奥尻郡 壽都郡 磯谷郡 歌棄郡 島牧郡

札幌少年審判所

空知郡の内

北村 栗澤村 幌向村 三笠町 美唄町 砂川町 奈井江村 瀧川町 江別乙村 歌志内町 釧路町 赤平町

勇拂郡の内

苫小牧町 安平村 厚真村 鷓川村 穂別村

北海道の内

旭川市 釧路市 帯廣市 北見市 網走市 上川郡(石狩國)
 雨龍郡 上川郡(天鹽國) 中川郡(天鹽國) 枝幸郡 増毛郡
 留萌郡 苫前郡 宗谷郡 利尻郡 禮文郡 天鹽郡 紋別郡
 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糖郡 河西郡 上川郡
 (十勝國) 河東郡 中川郡(十勝國) 十勝郡 廣尾郡
 足寄郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 根室郡 花咲郡 野付郡
 標津郡 目梨郡

旭川少年審判所

空知郡の内

音江村 上富良野村 中富良野村 富良野町 山部村 東山村 南富良野村

勇拂郡の内

占冠村

少年審判所數及び定員

(昭和23年10月1日現在)

箇	數	定	員
少年審判所	18	少年審判官	45
		少年保護司 二級	34
		同 三級	39
		書記	108
		雇員	96

備考 雇員は豫算定員を掲ぐ

少年審判所職員豫算定員沿革

年度別	職別	奏任官		判任官		雇
		審判官	保護司	保護司	書記	
昭和元年		8	8	8	14	10
" 2年		8	8	8	14	7
" 3年		8	8	8	14	7
" 4年		8	8	8	14	7
" 5年		8	8	8	14	7
" 6年		8	8	8	14	7
" 7年		8	8	8	13	7
" 8年		10	10	10	17	11
" 9年		10	10	10	17	11
" 10年		10	10	10	17	11
" 11年		10	10	10	18	12
" 12年		12	12	13	24	18
" 13年		12	12	13	24	18
" 14年		12	12	13	24	18
" 15年		17	17	19	39	33
" 16年		27	26	31	66	60
" 17年		27	36	39	71	74
" 18年		22	19	23	45	45
" 19年		22	19	23	45	45
" 20年		22	19	23	45	45
年度別	職別	二級官		三級官		雇
		審判官	保護司	保護司	書記	
昭和21年		30	27	31	61	61
" 22年		45	34	39	79	67
" 23年		45	34	39	108	96

少年審判所取扱事件

年次	受理事件	終	結	事 件										合 計
				審不	保 護 處 分							檢 査 事 件 送 致	他 の 審 判 所 に 送 致	
					開 判 始 誠	訓 誠	學 校 長 訓 誠	書 面 誓 約	保 引 者 渡	保 等 護 引 團 委 體 託	少 司 年 の 保 觀 護 察			
昭和十年	男 21,802 女 1,675	14,327 937	575 27	60 3	3,653 398	1,027 91	1,107 113	1	102	1	6,526 632	1	93 5	20,947 1,574
" 十一年	男 21,704 女 1,468	13,668 676	716 42	75 4	3,830 429	1,106 87	1,199 97	—	96	1	7,023 659	3	80 9	20,774 1,344
" 十二年	男 19,963 女 1,453	11,516 662	909 41	2 5	4,137 481	1,285 91	1,381 127	—	92	—	7,881 745	2	68 5	19,467 1,412
" 十三年	男 24,690 女 1,668	15,784 859	789 54	1 10	4,627 478	1,192 93	1,446 102	—	158	—	8,327 737	— 1	83 12	24,194 1,609
" 十四年	男 21,537 女 1,465	12,432 651	694 38	— 3	4,636 514	7,284 83	1,491 109	—	143	—	8,363 747	3	92 7	20,980 1,405
" 十五年	男 20,802 女 1,579	10,649 632	876 57	— 8	5,559 560	1,250 116	1,440 122	—	106	—	9,325 863	—	121 17	20,095 1,512
" 十六年	男 24,789 女 1,999	8,935 473	1,032 84	4 17	251 911	8,906 136	1,556 176	1,795	—	233	13,773 1,332	1	277 27	22,985 1,832
" 十七年	男 30,429 女 2,758	6,813 473	1,784 180	4 —	516 34	12,281 1,295	2,191 220	3,172 340	3	357	20,308 2,072	— 1	709 76	27,831 2,621
" 十八年	男 34,387 女 3,245	4,073 385	1,084 135	— 675	6,529 729	5,917 327	4,258 504	5,267	3	2,040	25,149 2,372	1 2	653 88	29,875 2,845
" 十九年	男 37,544 女 3,371	4,663 470	1,234 132	1 —	4,770 655	4,709 529	7,942 623	5,547 558	—	2,733	26,936 2,497	—	643 76	32,242 3,043
" 二十年	男 29,419 女 2,230	3,603 347	773 108	1 —	1,839 152	4,500 465	5,327 266	2,525 401	3	1,773	16,741 1,392	—	280 34	20,624 1,773
" 二十一年	男 47,244 女 3,431	10,592 850	955 85	3 1	4,493 304	11,087 746	6,170 386	4,958 453	8	1,654	29,329 1,977	3 1	2,158 169	42,082 2,997
" 二十二年	男 41,200 女 4,326	5,355 755	1,552 188	15 —	4,470 439	10,702 1,096	5,007 497	5,314 583	35	1,490	28,587 2,802	23 4	1,694 193	5,541 575

少年保護團體數內譯

(昭和28年10月末日現在)

縣名	總數	休止數	廢止數	現在活動數	縣名	總數	休止數	廢止數	現在活動數
東京	37	12		25	神戶	9	5		4
神奈川	15	5		10	兵庫	9	5		4
埼玉	7	3		4	廣島	5	3		2
千葉	3	1		2	岡山	2	2		
茨城	6	2		4	山口	1			1
群馬	6	1		5	山松	2	1		1
栃木	4	1		3	島根	4	1		3
靜岡	2			2	鳥取	2	1		1
靜岡	7	2	1	4	福岡	12	2	5	5
山梨	4	1	1	2	福長	6	1	3	2
高松	3	1		2	大熊	4	1	2	1
德島	5	1		4	熊宮	2			2
愛媛	1			1	宮鹿	1			1
高知	2			2	鹿兒	1			1
香川	1	1			仙臺	8		2	6
名古屋	22	8	2	12	宮城	5		1	4
愛知	16	6	1	9	福島	3		1	2
三重	2	1		1	岩手				
岐阜	4	1	1	2	秋田	3	1	1	1
石川	5	1		4	山形	3	1	1	1
富山	2			2	山札	6	4		2
福井	2	1		1	札幌	4	3		1
長野	1			1	函館	4	1		1
新潟	3			3	旭川	2	1		3
京都	1			1	旭釧	5	2		1
滋賀	9	3		6	釧路	3	2		2
大阪	8	3		5		2			
大阪	1			1					
奈良	33	2	11	20					
和歌山	28	1	10	17					
	4		1	3					
	1	1			計	185	48	22	115

備考 ゴデック體は少年審判所名を表わす

犯罪内譯

刑罰	犯			特別法犯				
	性別	男	女	計	性別	男	女	計
放火		25	9	34	自動車取締令		59	59
失火		134	60	194	鐵道營業法	30	1	31
往來妨害		33		33	銃砲火藥法	271		271
住居侵入		115	10	125	有價證券偽造			
文書偽造		38	3	41	印章偽造	2	1	3
有價證券偽造		13	2	15	猥褻	12	1	13
印章偽造		2	1	3	強姦	36		36
猥褻		12	1	13	賭博	781	6	787
強姦		36		36	殺人	10	1	11
賭博		781	6	787	傷害	808	7	815
殺人		10	1	11	過失殺傷	21	7	28
傷害		808	7	815	暴行	13		13
過失殺傷		21	7	28	墮胎			
暴行		13		13	脅迫	34	1	35
墮胎					竊盜	26,869	2,833	29,702
脅迫		34	1	35	強盜	228	2	230
竊盜		26,869	2,833	29,702	詐欺	869	161	1,030
強盜		228	2	230	恐喝	1,342	27	1,369
詐欺		869	161	1,030	横領	389	81	470
恐喝		1,342	27	1,369	贓物	407	22	429
横領		389	81	470	毀棄	6		6
贓物		407	22	429	其他	126	7	133
毀棄		6		6	計	32,311	3,241	35,552
其他		126	7	133	總計	35,659	3,751	39,410

(二) 矯 正 院

1 矯正院令	248頁
2 矯正院數及び定員	249頁
3 矯正院豫算沿革	249頁
4 矯正院收容定員及び現在人員調	249頁
5 保護少年の出生、境遇、觸法行爲、その原因調	250頁
6 矯正院保護成績	252頁
7 矯正院保護少年	253頁
8 矯正院職員豫算定員沿革	254頁

(二) 矯正院

矯正院令 (昭和23年8月26日 政令第265號)

内閣は、法務廳設置法(昭和22年法律第193號)第十三條の規定に基き、ここに矯正院令を制定する。

第一條 矯正院の名稱及び位置は、別表の通りとする。

第二條 矯正院に通じて左の職員を置く。

院長

法務廳教官

專任 二十九人 二級

專任 百八十五人 三級

法務廳事務官

專任 十三人 二級

專任 五十五人 三級

法務廳技官

專任 十三人 二級

專任 二十一人 三級

第三條 院長は、二級の法務廳教官又は法務廳技官をもつて、これに充てる。

院長は、法務總裁の指揮監督を受け、院務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第四條 法務總裁は、在院者の處遇に關し必要があるときは、矯正院の分院又は出張所を設けることができる。

第五條 矯正院の事務章程は、法務總裁が、これを定める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

矯正院官制(大正11年勅令第489號)及び矯正院補導定員令(昭和21年司法省令第16號)は、これを廢止する。

この政令施行の際、現に存する矯正院及びその職員は、この政令に基く相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存續するものとする。

別表

名稱	位置
多摩少年院	東京都南多摩郡由井村
東京少年院	東京都北區
榛名少年院	群馬縣勢多郡大胡町
浪速少年院	大阪府茨木市
宇治少年院	京都府宇治郡東宇治町

四國少年院	香川縣仲多度郡善通寺町
瀬戸少年院	愛知縣瀬戸市
廣島少年院	廣島縣賀茂郡原村
美保少年院	鳥取縣西伯郡大篠津村
福岡少年院	福岡縣福岡市
東北少年院	福島縣福島市
北海少年院	北海道千歳郡千歳町

矯正院數及び定員 (昭和23年12月1日現在)

簡	數	定	員
少年院	12	法務廳教官(二級)	58
		同(三級)	435
		法務廳事務官(二級)	1
		同(三級)	95
		法務廳技官(二級)	28
		同(三級)	30
合 計			137
			784

矯正院豫算沿革

年 度	保護費	諸支出金	計	備 考
昭和二十二年度	18,130,000 ^円	11,579,000 ^円	29,709,000 ^円	總人員比率 0,014
			補充費	計 備考
昭和二十三年度	34,718,000 ^円	20,050,000 ^円	58,002,000 ^円	112,770,000 ^円

矯正院收容定員及び現在人員調 (昭和23年11月1日現在)

廳 名	收容定員	現在人員	備 考
多摩	300	332	現在人員は本院分院出張所の計人員である
東京	100	23	
榛名	200	67	
宇治	200	101	
四國	100	81	
瀬戸	200	193	
廣島	120	131	
美保	100	64	
福岡	200	202	
東北	300	176	
北海	100	133	
浪速	300	227	
計	2,220	1,730	

備考 男子のみにて女子の矯正院は現在のところ無い。

保護少年の出生・境遇・觸法行

出生別	性別	境												
		家庭に在りし者												
		實父母	養父母	繼父母	實養父母	實繼父母	養繼父母	實父	實母	養父	養母	繼父	繼母	兄弟
嫡出子	男	571	19	5	20	86	1	169	270	10	4	4	8	61
	女													
庶子	男	2	1						4	1				
	女													
私生子	男							3			1			
	女													
不詳	男													
	女													
計	男	573	20	5	20	86	1	169	277	11	4	5	8	61
	女													
計	計	573	00	5	20	86	1	169	277	11	4	5	8	61

行為別	性別	收容度數		保護其他の處分			行									
		初めたる收容者	再容したる收容者	保護したる者	起訴したる者	た分る者	刑受けたる者	出來心	虚榮	憤怒	怨恨	放縱	懶惰	利慾		
刑令る爲する罰に處る者	男	1,826	173	971	8	28	34	3	13	6	44	19	545			
	女															
刑令る爲し者罰に處る者	男	131	18	53	6	1			2		2	1	17			
	女															
計	男	1,957	191	1,024	14	29	34	31	15	6	46	20	562			
	女															
計	計	1,957	191	1,024	14	29	34	31	15	6	46	20	562			

爲・その原因調 (昭和22年1~12月分)

親族	他人	下宿	木賃	寄宿舍	自活	簡易宿	奉公中	少年收容中	住不所定	其他	計											
												遇										
												家庭外に在りし者										
92	41	11	6	18	8	8	77	20	567	40	2,066											
1				1			1		6	2	19											
1	2				2		1	1	7	1	19											
3			1						31	4	39											
97	43	11	7	19	10	8	29	21	611	47	2,143											
97	43	11	7	19	10	8	29	21	611	47	2,143											

射習性	過買遊	精神欠陷	身體欠陷	家庭欠陷	遺傳	無監督	貧困	浮浪	誘惑	交友不良	娯樂	其他	計			
														射習性	過買遊	精神欠陷
54	12	7	172	32	24	3	175		72	80	278	90	288	7	13	1,999
1			22	1	2		20		3	3	50	4	5	1	10	144
55	12	7	194	33	26	3	195		75	83	328	94	293	8	23	2,143
55	12	7	194	33	26	3	195		75	83	328	94	293	8	23	2

矯正院保護成績

年次	越人員	新收容人員	年末在院者成績					計	出院者成績					計
			良	稍良	普通	不良	其他		可	不良	逃走	其他		
昭和十年	317	215	66	68	181	25	4	344	167	14	5	2	188	
十一年	344	195	71	68	195	30	4	368	150	14	6	1	171	
十二年	368	201	74	54	219	20	5	372	174	14	8	3	199	
十三年	371	301	101	89	220	21	9	440	204	18	6	4	232	
十四年	440	254	103	107	236	18	8	472	207	12	8	1	228	
十五年	274	217	94	97	215	17	8	431	235	13	12	4	264	
十六年	431	443	120	123	274	21	10	548	248	5	11	1	265	
十七年	540	607	139	143	320	26	12	640	443	43	40	7	533	
十八年	640	3,201	135	143	312	22	13	625	3,008	48	144	60	3,260	
十九年	625	4,153	138	146	325	27	15	651	4,014	35	115	8	4,172	
二十年	651	3,474	146	181	365	25	14	731	2,373	69	247	54	2,743	
廿一年	731	2,669	180	197	427	34	17	855	1,514	36	246	18	1,814	
廿二年	855	2,143	263	382	329	113	11	1,098	1,591		482	62	2,135	

備考 本表は假委託少年を包含せず

矯正院保護少年

區別	受理人員	出 院								計
		退院	假退院	處分の取消變更	逃亡	死亡	轉院	其他		
昭和十年	△ 1,075 1,626	人 140	人 30	△ 1,046 1,060	△ 2 23	人 —	人 —	人 2	△ 1,048 1,255	
十一年	△ 1,087 1,651	133	20	△ 1,066 1,081	△ 2 29	1	—	—	△ 1,068 1,264	
十二年	△ 1,267 1,845	154	20	△ 1,239 1,253	16	3	—	—	△ 1,239 1,446	
十三年	△ 1,462 2,134	175	30	△ 1,454 1,454	△ 1 16	—	—	△ 1 5	△ 1,438 1,680	
十四年	△ 1,523 2,223	159	48	△ 1,504 1,516	8	—	—	1	△ 1,504 1,732	
十五年	△ 1,347 2,041	178	57	△ 1,340 1,353	△ 2 18	1	—	3	△ 1,342 1,604	
十六年	△ 1,499 2,376	205	43	△ 1,478 1,547	11	—	—	1	△ 1,478 1,807	
十七年	△ 1,586 2,757	335	40	△ 1,531 1,642	△ 8 48	3	—	△ 21 25	△ 1,560 2,093	
十八年	△ 2,847 6,732	84	26	△ 2,708 5,654	△ 11 155	3	55	△ 51 53	△ 2,770 6,030	
十九年	△ 3,804 8,627	30	11	△ 3,466 7,474	△ 38 153	△ 1 2	3	△ 188 192	△ 3,693 7,865	
二十年	△ 4,718 8,192	131	—	△ 2,936 5,247	△ 36 283	△ 11 29	1	△ 69 104	△ 2,954 5,697	
廿一年	△ 6,444 9,110	646	5	△ 516 1,400	△ 37 283	△ 1 17	△ 1 6	△ 44 56	△ 6,269 8,083	
廿二年	△ 8,279 10,421	△ 7,410 8,258	83	△ 665 1,325	△ 95 577	△ 1 6	50	△ 107 114	△ 16,557 20,835	

備考 △印は假委託少年にして内数なり

矯正院職員豫算定員沿革

年度別	奏任官			判任官		判任待遇 補導	雇
	矯正 院長	教官	醫官	教官	書記		
大正十二年	2	4	2	6	6	8	—
〃十三年	2	4	2	6	6	8	—
〃十四年	2	6	4	10	6	20	6
〃十五年	2	6	4	10	6	20	6
昭和元年							
〃二年	2	6	4	10	6	26	4
〃三年	2	6	4	10	6	26	4
〃四年	2	6	4	10	6	26	4
〃五年	2	6	4	10	6	26	4
〃六年	2	6	4	10	6	26	4
〃七年	2	6	2	10	6	26	4
〃八年	3	8	3	12	8	34	6
〃九年	3	8	3	12	8	34	6
〃十年	3	8	3	12	8	34	6
〃十一年	3	8	3	12	8	34	6
〃十二年	4	10	4	15	12	48	10
〃十三年	4	10	4	15	12	48	10
〃十四年	4	10	4	15	12	48	10
〃十五年	5	12	5	18	16	62	14
〃十六年	7	16	7	24	27	90	25
〃十七年	7	16	7	24	27	75	29
〃十八年	7	14	7	21	22	67	19
〃十九年	7	14	7	21	22	67	19
〃二十年	7	14	7	26	25	122	25
〃二十一年	8	15	8	28	27	130	29
〃二十二年	12	17	13	63	35	125	35

(三) 司法保護委員會

1 司法保護委員令 (抄).....	257頁
2 司法保護事業法施行規則 (抄).....	257頁
3 司法保護委員會の名稱、位置及び管轄區域.....	258頁
4 司法保護委員會別保護區數及び配屬司法保護委員定數.....	261頁
5 司法保護委員會及び區司法保護委員會役職員數.....	262頁
6 司法保護團體一覽.....	256頁
7 司法保護委員の職業分類.....	263頁
8 猶豫者釋放者保護團體一時保護狀況.....	264頁
9 猶豫者釋放者保護團體收容保護狀況.....	265頁
10 司法保護委員會保護事件處理狀況.....	266頁
11 司法保護委員觀察保護狀況.....	267頁

(三) 司法保護委員會

司法保護委員

司法保護委員令 (抄) (昭和 14.9.13 勅令第644號)
同22.12.17法律第195號改正

第三條 司法保護委員ハ司法大臣之ヲ選任及解任ス
 第四條 各司法保護委員ハ司法大臣ノ定ムル保護區ニ之ヲ配屬ス
 第五條 各地方裁判所管轄區域毎ニ司法保護委員會ヲ置ク會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス
 會長ハ當該地方裁判所檢察局ノ檢察正ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充テ委員ハ管轄區域内ノ保護區ニ屬スル司法保護委員ノ中ヨリ司法大臣ノ命ズル者ヲ以テ之ニ充ツ

司法保護事業法施行規則 (抄) (昭和 14年9月14日)
司法省令第 48 號

第二節 司法保護委員

第三十一條 司法保護委員ハ保護區毎ニ之ヲ置ク
 保護區及各保護區ニ配置スベキ司法保護委員ノ定數ハ司法大臣之ヲ定ム
 第三十二條 司法保護委員ハ保護區毎ニ區司法保護委員會ヲ組織スベシ
 第三十三條 區司法保護委員會ニ常務委員ヲ置ク
 常務委員ハ司法保護委員ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ズ
 第三十四條 區司法保護委員會ニ幹事ヲ置クコトヲ得
 幹事ハ司法保護委員ノ中ヨリ司法保護委員會長之ヲ命ズ
 第三十五條 區司法保護委員會ノ重要ナル事務ニ參畫セシムル爲區司法保護委員會ニ參事ヲ置クコトヲ得
 參事ハ司法保護事業ニ關係アル官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ司法大臣之ヲ委屬ス
 第四十二條 司法保護委員會ノ重要ナル事務ニ參畫セシムル爲司法保護委員會ニ參事ヲ置クコトヲ得
 參事ハ司法保護事業ニ關係アル官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ司法大臣之ヲ委屬ス
 第四十三條 司法保護委員會ニ主事及書記ヲ置クコトヲ得
 主事及書記ハ司法保護委員會長之ヲ命ズ
 主事ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ處理シ書記ハ會長及主事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

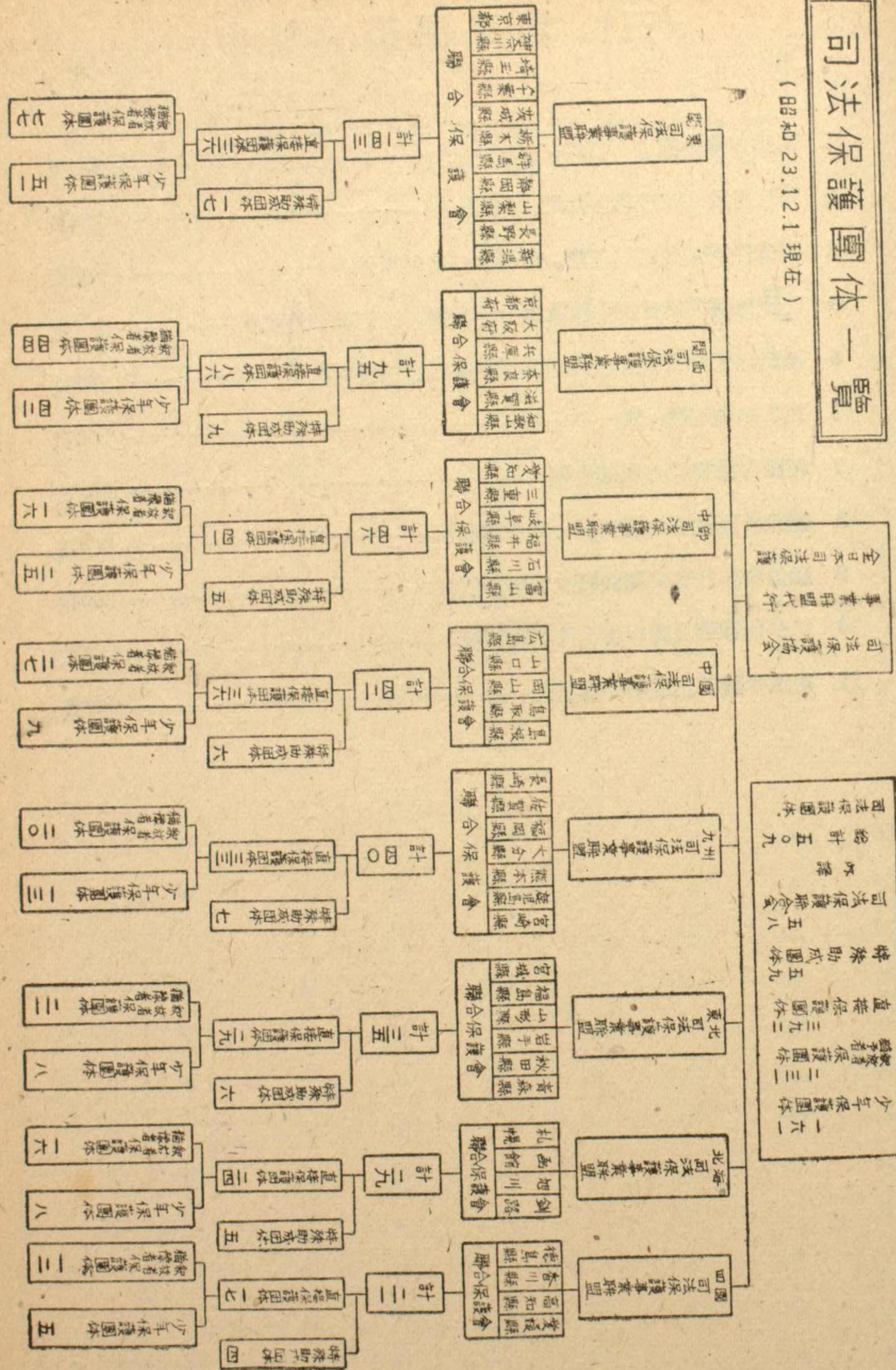
[參照]

司法保護事業法(抄錄) 昭和14年3月30日
法律第 42 號

第十條 第一條ニ掲グル者ノ保護ヲ爲サシムル爲別ニ司法保護委員ヲ置ク
 司法保護委員ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

司法保護團體一覽

(昭和 23.12.1 現在)



司法保護委員會の名稱、位置及び管轄區域

(昭和14年10月5日司法省告示第21號)
 同 14年11月24日同 第26號
 同 23年5月25日法務廳告示第15號

司法保護委員會の名稱、位置及管轄區域左の通定む

名 稱	位 置	管轄區域
東京司法保護委員會	東京都	東京都
神奈川司法保護委員會	神奈川縣橫濱市	神奈川縣
埼玉司法保護委員會	埼玉縣浦和市	埼玉縣
千葉司法保護委員會	千葉縣千葉市	千葉縣
茨城司法保護委員會	茨城縣水戸市	茨城縣
下野司法保護委員會	栃木縣宇都宮市	栃木縣
群馬司法保護委員會	群馬縣前橋市	群馬縣
静岡司法保護委員會	静岡縣静岡市	静岡縣
山梨司法保護委員會	山梨縣甲府市	山梨縣
長野司法保護委員會	長野縣長野市	長野縣
新潟司法保護委員會	新潟縣新潟市	新潟縣
京都司法保護委員會	京都府京都市	京都府
大阪司法保護委員會	大阪府大阪市	大阪府
兵庫司法保護委員會	兵庫縣神戸市	兵庫縣
奈良司法保護委員會	奈良縣奈良市	奈良縣
滋賀司法保護委員會	滋賀縣大津市	滋賀縣
和歌山司法保護委員會	和歌山縣和歌山市	和歌山縣
徳島司法保護委員會	徳島縣徳島市	徳島縣
香川司法保護委員會	香川縣高松市	香川縣
高知司法保護委員會	高知縣高知市	高知縣
愛知司法保護委員會	愛知縣名古屋	愛知縣
三重司法保護委員會	三重縣津市	三重縣
岐阜司法保護委員會	岐阜縣岐阜市	岐阜縣

福井司法保護委員會	福井縣福井市	福井縣
石川司法保護委員會	石川縣金澤市	石川縣
富山司法保護委員會	富山縣富山市	富山縣
廣島司法保護委員會	廣島縣廣島市	廣島縣
山口司法保護委員會	山口縣山口市	山口縣
岡山司法保護委員會	岡山縣岡山市	岡山縣
鳥取司法保護委員會	鳥取縣鳥取市	鳥取縣
島根司法保護委員會	島根縣松江市	島根縣
愛媛司法保護委員會	愛媛縣松山市	愛媛縣
長崎司法保護委員會	長崎縣長崎市	長崎縣
佐賀司法保護委員會	佐賀縣佐賀市	佐賀縣
福岡司法保護委員會	福岡縣福岡市	福岡縣
大分司法保護委員會	大分縣大分市	大分縣
熊本司法保護委員會	熊本縣熊本市	熊本縣
鹿兒島司法保護委員會	鹿兒島縣鹿兒島市	鹿兒島縣
宮崎司法保護委員會	宮崎縣宮崎市	宮崎縣
宮城司法保護委員會	宮城縣仙臺市	宮城縣
福島司法保護委員會	福島縣福島市	福島縣
山形司法保護委員會	山形縣山形市	山形縣
岩手司法保護委員會	岩手縣盛岡市	岩手縣
秋田司法保護委員會	秋田縣秋田市	秋田縣
青森司法保護委員會	青森縣青森市	青森縣

司法保護委員會の名稱、位置及び管轄區域
(札幌、函館、旭川、釧路司法保護委員會分改正)

札幌司法保護委員會 北海道札幌市	北海道の内	札幌市、夕張市、岩見澤市、室蘭市、小樽市、札幌郡、石狩郡、厚田郡、濱益郡、千歳郡、夕張郡、樺戸郡、有珠郡、幌別郡、白老郡、虻田郡、浦河郡、沙流郡、新冠郡、靜内郡、三石郡、襟似郡、幌泉郡、忍路郡、余市郡、古平郡、美園郡、積丹郡、岩内郡、古宇郡
	空知郡の内	北村、栗澤村、幌向村、三笠町、美唄町、砂川町、奈井江村、瀧川町、江部乙村、歌志内町、芦別町、赤平町
	勇拂郡の内	苫小牧町、安平村、厚真村、鶴川村、穂別村、磯谷郡の内 南尻別村
函館司法保護委員會 北海道函館市	北海道の内	函館市、松前郡、上磯郡、龜田郡、茅部郡、山越郡、太櫓郡、瀬棚郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、壽都郡、歌東郡、島牧郡
	磯谷郡の内	磯谷村
旭川司法保護委員會 北海道旭川市	北海道の内	旭川市、留萌市、上川郡(石狩國)、雨龍郡、上川郡(天鹽國)、中川郡(天鹽國)、枝幸郡、増毛郡、留萌郡、苫前郡、宗谷郡、利尻郡、禮文郡、天鹽郡
	空知郡の内	音江村、上富良野村、中富良野村、富良野町、山部村、東山村、南富良野村
	勇拂郡の内	占冠村
	紋別郡の内	紋別町、上渚滑村、渚滑村、龍上村、興部村、西興部村、雄武村

釧路司法保護委員會
北海道釧路市

北海道の内
釧路市、帯廣市、北見市、網走市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、河西郡、上川郡(十勝國)、河東郡、中川郡(十勝國)、十勝郡、廣尾郡、足寄郡、網走郡、斜里郡、常呂郡、根室郡、花咲郡、野村郡、標津郡、目梨郡
紋別郡の内
生田原村、遠軽町、九瀬布村、白瀧村、上湧別村、下湧別村

司法保護委員會別

保護區數及び配屬司法保護委員定數

(昭和23年12月1日現在)

司法保護委員會名	保護區數	配屬司法保護委員定數	司法保護委員會名	保護區數	配屬司法保護委員定數
東京	40	3,690	大阪	50	2,200
神奈川	31	950	兵庫	35	1,500
埼玉	28	700	奈良	15	450
千葉	29	750	滋賀	18	450
茨城	26	750	和歌山	19	550
下野	17	650	徳島	13	450
群馬	19	650	香川	17	450
静岡	25	900	高知	16	550
山梨	14	450	愛知	36	1,500
長野	18	900	三重	24	600
新潟	23	900	岐阜	22	600
京都	26	900	福井	15	400

司法保護 委員會名	保護區數	配屬司法保護 委員定數	司法保護 委員會名	保護區數	配屬司法保護 委員定數
石川	區17	人500	宮崎	區12	人450
富山	10	600	宮城	21	600
廣島	33	1,100	福島	26	650
山口	28	600	山形	13	500
岡山	22	1,000	岩手	17	500
鳥取	14	400	秋田	21	500
島根	17	500	青森	20	450
愛媛	17	650	札幌	18	800
長崎	13	600	函館	8	400
佐賀	8	400	旭川	14	450
福岡	24	1,200	釧路	12	500
大分	19	500			
熊本	26	650	計	1,034	36,940
鹿児島	28	550			

司法保護委員會及び區司法保護委員會役職員數

(昭和23年12月1日現在)

區別	役職別	人員	區別	役職別	人員
司法 保護 委員 會	會長	人49	區 司法 保護 委員 會	參事	人11,977
	參與	765		常務委員	1,127
	委員	1,034		幹事	1,590
	主事	71		司法保護委員	28,569
	書記	81		計	43,263
	計	2,000	合計	45,263	

司法保護委員の職業分類

(昭和23年12月31日現在)

職業	年 齡	年齢別										計	
		二〇歳以上	二五歳以上	三〇歳以上	三五歳以上	四〇歳以上	四五歳以上	五〇歳以上	五五歳以上	六〇歳以上	六五歳以上		七〇歳以上
農業		13	14	57	119	264	563	851	959	966	719	370	4,895
水産業				11	30	41	82	93	102	84	48	24	515
鑛業				12	30	43	64	78	61	56	35	21	400
工業			9	13	34	97	170	189	189	169	76	43	989
商業			6	25	93	216	400	508	498	466	266	116	2,594
交通業			6	6	25	39	66	75	64	60	46	21	408
官吏		6	19	67	203	192	190	191	170	133	56	20	1,247
公吏			7	15	93	142	243	279	292	259	141	58	1,529
教育家			6	11	48	70	114	150	154	113	71	32	769
宗教家		9	31	139	348	684	937	1,055	1,054	786	473	251	5,767
辯護士				11	11	37	76	80	107	65	45	12	444
會社員			11	16	55	174	243	275	268	211	102	39	1,394
醫師			6	7	13	61	92	132	172	150	93	28	764
其他			9	13	44	102	217	329	341	302	206	103	1,666
無職			6	12	19	60	104	182	225	234	264	138	1,249
婦人			5	8	24	57	116	150	175	102	74	20	731
計		28	135	423	1,189	2,274	3,677	4,617	4,831	4,156	2,702	1,306	25,361

猶豫者釋放者保護團體一時保護狀況

昭和21年度

區分	保護人員	保護の方法									計
		保護準備	歸住斡旋	環境調整	生活扶助	生業助成	斡旋紹介	相談指導	雜件	計	
起訴猶豫	男	1,868	198	1,324	110	129	116	220	222	247	2,676
	女	130	13	52	10	73	6	6	12	35	207
刑執行猶豫	男	1,678	499	1,290	137	195	86	68	391	549	207
	女	54	24	41	5	15	3	1	6	7	102
假釋放	男	22,549	7,074	15,095	2,232	2,963	1,200	3,371	2,481	5,555	39,971
	女	447	149	414	13	86	8	27	89	25	811
満期釋放	男	9,751	3,157	6,102	886	1,891	824	1,463	1,370	2,445	18,138
	女	284	97	141	11	41	7	11	39	28	375
其他	男	4,405	978	2,426	755	775	202	357	728	1,346	7,267
	女	146	35	104	9	40	24	8	36	32	288
計	男	40,251	11,606	26,237	4,120	1,953	2,428	5,479	5,192	10,242	71,267
	女	1,061	318	752	48	255	48	53	182	127	1,783
合計		41,312	11,924	26,989	4,168	6,208	4,476	5,532	5,374	10,369	73,050

猶豫者釋放者保護團體收容保護狀況

昭和21年度

區別	性別	越人員	新收容人員	計	收容解除人員	解除事由										年度末現在人員	收容延人員	一人一日平均收容員	
						成績良好	保護者に渡	保引	結婚	内地へ地外へ	他團體へ送	司法保護委員の保護に更	觀察保護に更	無断退去	成績不良				死亡
起訴猶豫者	男	149	1,484	1,633	1,417	465	328	3	7	27	22	46	449	21	5	44	1,417	82,092	224.9
	女	3	44	47	41	6	24	2	1	1	1	5	5	21	2	2	41	6	1,718
刑執行猶豫者	男	8	289	297	286	2	29	1	1	1	232	1	12	5	3	3	286	5,481	15.0
	女	1	3	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	441
假釋放者	男	230	1,011	1,241	916	81	492	5	17	23	23	20	134	40	12	69	915	79,827	218.7
	女	1	34	35	30	20	5	236	5	20	6	4	101	23	12	3	30	5	1,659
満期釋放者	男	214	502	716	519	54	236	10	5	20	6	4	101	6	12	48	519	60,545	168.0
	女	4	20	24	17	1	9	1	1	2	1	3	3	6	49	28	17	7	1,633
其他の者	男	26	234	260	184	26	43	2	4	3	1	23	6	6	2	2	184	9,305	25.5
	女	4	18	22	12	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	12	10	1,763
計	男	627	3,520	4,147	3,322	628	1,128	21	33	74	283	71	719	59	78	192	3,322	237,250	65.0
計	女	13	119	132	102	33	41	4	2	3	2	10	10	4	7	7	102	7,214	19.7
合計	計	640	3,639	4,279	3,424	661	1,169	25	35	77	285	71	729	95	78	199	3,424	244,464	669.8

司法保護委員會保護事件處理狀況

(昭和22年度)

處理狀況 對象者	性別	受理人員					處理人員				
		舊受	新受				合計	司法保護委員の護	觀察保護委員の護	其他	未済
			保護通知官廳	他の司法保護會	司法保護團體	認知					
起訴猶豫者	男	1	4,456	98	46	1	4,601	4,602	4,488	114	4,602
	女		677	10			687	687	685	2	687
罰金又は科料の刑に處せられたる者	男		99	1			100	100	100		100
	女		11				11	11	11		11
刑執行猶豫者	男		6,895	114		4	7,013	7,013	6,978	35	7,013
	女		289	3			292	292	292		292
刑執行停止者	男		248				248	248	248		248
	女		8				8	8	8		8
刑執行免除者	男		8				8	8	8		8
	女		1				1	1	1		1
假釋放者	男	4	19,499	318	2	3	19,822	19,826	19,797	29	19,826
	女		419	8			427	427	427		427
滿期釋放者	男	1	1,543	35			1,578	1,579	1,577	2	1,579
	女		111		1		112	112	112		112
少年法による保護處分を受けたる者	男		80	2			82	82	82		82
	女		4				4	4	4		4
監視に付せられたる者	男		1,563				1,563	1,563	1,563		1,563
	女		218				218	218	218		218
計	男	6	34,391	568	48	8	35,015	35,021	34,841	180	35,021
	女		1,738	21	1		1,760	1,760	1,758	2	1,760
	計	6	36,126	589	49	8	36,775	36,781	36,599	182	36,781

司法保護委員觀察保護狀況

(昭和22年度)

觀察人員			解除人員							年末現在觀察人員	
前年より繰越	本年中開始	計	成績良好	所在不明	再犯	收容保護	轉任	死亡	其他		計
19,265	4,420	23,685	2,206	470	167	43	177	95	78	3,236	20,449
2,436	663	3,099	352	79	16	1	33	12	11	504	2,595
2,148	100	2,248	597	33	6		15	15	16	682	1,566
304	12	316	65	6	1		9	1	5	17	229
11,842	6,881	18,723	1,256	467	169	2	236	79	45	2,254	16,469
837	291	1,128	120	37	6		10	4	1	178	950
389	244	633	24	16	14		8	26	2	90	543
17	8	25	5					1		6	19
65	8	73	4	1	1		1	1		8	65
5	1	6	3							3	3
20,574	19,454	40,028	1,560	1,769	549	15	504	130	80	4,607	35,421
381	416	797	56	51	9	1	22	4	2	145	652
13,463	1,563	15,026	1,221	529	145	5	123	58	56	2,137	12,881
645	111	756	68	36	3		8	3	4	122	634
148	79	227	31	7	1	1	1	1		42	185
12	4	16	4							4	12
307	1,557	1,864	169	28	5	21	5	2	1	231	1,633
9	217	226	11	9	1					21	205
68,201	34,306	102,507	7,068	3,320	1,057	87	1,070	407	278	13,287	89,220
4,646	1,723	6,369	684	218	36	2	85	25	23	1,070	5,299
72,847	36,029	108,876	7,752	3,538	1,093	89	1,152	432	301	14,357	94,519

八——(四)

(四) 刑務委員會

1 刑務委員會官制..... 270頁

(四) 刑務委員会

刑務委員会官制 (昭和22年12月29日 政令第305号)

第一條 刑務委員会は、中央刑務委員会及び地方刑務委員会とする。

刑務委員会は、法務總裁の監督に屬し、中央刑務委員会にあつては法務總裁の諮問、地方刑務委員会にあつては監獄官制第五條第二項の規定に基いて他の監獄の長を指揮監督する監獄の長(以下行刑官區長という)の諮問に應じて、左の事項を調査審議する。

- 一 在監者の拘禁、教化、給養、衛生、釋放その他第二號に掲げない行刑に関する重要事項及び釋放された者の保護に関する事項
- 二 刑務作業における作業の確保、經營の合理化、労働條件の改善、私企業及び自由労働との調整その他刑務作業に関する重要事項

刑務委員会は、前項の事項について關係各廳に建議することができる。

第二條 地方刑務委員会は、行刑管區長である者を長とする監獄ごとにこれを置き、夫々關東、近畿、中部、中國、四國、九州、東北又は北海の名を冠する。

第三條 刑務委員会は、十三人乃至二十五人の委員を以て、各地方刑務委員会は、九人乃至二十一人の委員を以てこれを組織する。

委員は、左に掲げる者から、中央刑務委員会にあつては法務總裁の申出により内閣總理大臣が、地方刑務委員会にあつては行刑管區長の申出により法務總裁がこれを命じ、又は委嘱する。

- 一 厚生、治安、商業、工業、農業、林業又は官公廳用物資の購入に関する事務に従事する官公吏
- 二 學識経験のある者

委員の過半数は、前項第二號に掲げる者の中から委嘱された委員でなければならない。

第二項第二號に掲げる者の中から委嘱された委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由ある場合には、刑務委員会の議決を経て任期中これを解任することができる。

前項但書の場合には、刑務委員会の會議は、公開とし、その會議においては、解任の事由を記載した書面を委員に配布し、且つ、解任すべき委員に對し辯明する機会を與えなければならない。

第四條 刑務委員会に委員長を置く。

委員長は、前條第二項第二號に掲げる者の中から委嘱された委員の中から、委員がこれを選舉するものとし、選舉において最多数の投票を得た者を以てこれに充てる。

委員長の任期は、一年とする。

第五條 委員長は、刑務委員会の會務を總理する。

委員長に事故があるときは、第三條第二項第二號に掲げる者の中から委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

第六條 刑務委員会は、必要により第一條第二項各號の區分ごとに小委員会を置き、當該各

號に掲げる事項を分掌させることができる。

小委員会に屬すべき委員は、刑務委員会がこれを定める。

第七條 法務總裁は、中央刑務委員会又は地方刑務委員会の委員長の請求に因り、第一條第二項の事項に関する専門の事項を調査させるため當該刑務委員会に専門委員を置くことができる。

専門委員は、刑務委員会の議決に加わることができない。

第八條 刑務委員会は、招集、審議及び議決の方法その他委員会及び小委員会の運営に關し必要な規定を定め、これを法務總裁に届け出なければならない。

第九條 刑務委員会に幹事を置く。

幹事は、二級又は三級の法務廳事務官、法務廳技官又は法務廳教官の中から、法務總裁がこれを命ずる。

幹事は、委員長の命を受けて、庶務を整理する。

第十條 刑務委員会に書記を置く。

書記は三級の法務廳事務官、法務廳技官又は法務廳教官の中から、法務總裁がこれを命ずる。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

九 理事會の部

(一) 解散團體財産賣却理事會

- 1 目的内容及び業務の實施狀況……………275頁
- 2 解散團體賣却財産一覽表……………276頁

(一) 解散團體理事會

解散團體の財産の管理及び處分等に関する政令（昭和23年8月19日政令第238號）第7條
第二項

A 目的

解散團體の財産の管理及び處分等に関する政令により國庫に歸屬した財産を廣く一般に賣却し、賣得金を貿易資金とし、經濟再建に資せんとする。

B 内容

- (1) この財産賣却措置によつて軍國主義、超國家主義、暴力主義、秘密主義等反民主主義團體の經濟力は完全に破砕され再び侵略的要素に利用し得なくなる。
- (2) 貿易資金となる解散團體の財産の賣得金収入額は次のとおりである。なお、昭和23年度外國貿易特別圓資金特別會計による歳入見込額が歳入豫定額より減少しているのは、關係法令の施行及び解散團體財産賣却理事會の發足が遅延したためである。

事 項	總 額	昭和23年度歳入 見 込 額	昭和24年度歳入 豫 定 額
歳入總額	1,003,400,000圓	394,650,000圓	608,750,000圓
歳出總額	90,945,000	46,464,000	44,481,000
外國貿易特別圓 資金へ繰入	912,455,000	348,186,000	564,265,000

C 業務の實施狀況

理事會の發足により、現在賣却諸準備を實施中である。賣却は月末より開始する。

D 人員表

級 別	昭和23年度豫算定員	現在實在人員
官吏給	理事長 1	1
	理事 4	4
給	臨時職員 2	2
	3級給 5	5
料	雇員給 10	10
計	22	22

解散團體賣却財産一覽表

區分	土地	建物	動産	有價證券
現在高	131ヶ所 344,584坪	1,230棟 75,945坪	92,854圓	4,987,562圓
官公廳使用財産	50ヶ所 22,094坪	206棟 15,296坪	78,679圓	0
農業用財産	156,238坪	4,968坪	51,051圓	0
残高	166,252坪 (166,000坪)	55,681坪 (55,000坪)	362,675圓 (362,000圓)	4,987,562圓
回收豫定の 確實なもの	68,651坪	29,108坪	16,815圓	該當あるも 推算困難
その他	21,349坪 (90,000坪)	10,892坪 (40,000坪)	71,185圓 (88,000圓)	
賣却推算額	256,000坪	95,000坪	450,000圓	5,000,000圓
評價額	76,800,000圓	760,000,000圓	67,500,000圓	2,500,000圓
昭和23年度 歳入見込額	25,500,000圓	253,400,000圓	22,500,000圓	840,000圓
昭和24年度 歳入豫定額	51,200,000圓	506,100,000圓	45,000,000圓	1,660,000圓

備考

評價額の算出基礎は土地坪當り 300圓 建物坪當り 8,000圓 動産 1件 150圓とし、
有價證券は額面の半額とする。

一〇 委員會の部

- (一) 檢察官適格審査委員會.....279頁
- (二) 副檢事選考委員會.....283頁
- (三) 辯護士審査委員會.....287頁
- (四) 辯護士試補考試委員會.....291頁
- (五) 高等試験委員會.....295頁
- (六) 經濟關係罰則調査委員會.....295頁
- (七) 制限會社法令調査委員會.....295頁

(一) 檢察官適格審査委員會

- 1 檢察方法 (拔萃)..... 280頁
- 2 檢察官適格審査委員會令.....280頁
- 3 檢察官適格審査委員會の業務内容及び業務の
實施狀況..... 282頁

検 察 廳 法 (拔 萃)

第二十三條 檢察官が心身の故障職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは檢察官適格審査委員會の議決及び法務總裁の勸告を経てその官を免ずることが出来る。

檢察官は左の場合にその適格に關し檢察官適格審査委員會の審査に付される。

- 一 すべての檢察官について三年ごとに定時審査を行ふ場合
- 二 法務總裁の請求により各檢察官について隨時審査を行ふ場合
- 三 職權で各檢察官について隨時審査を行ふ場合

檢察官適格審査委員會は檢察官が心身の故障職務上の非能率その他の事由に因り職務を執るに適しないかどうかを審査しその議決を法務總裁に通知しなければならない。法務總裁は檢察官適格審査委員會から檢察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合においてその議決を相當と認めるときは當該檢察官の罷免の勸告をしなければならない。

檢察官適格審査委員會は内閣總理大臣の監督に屬し國會議員檢察官法務廳官吏裁判官辯護士及び日本學士院會員中から選任された11人の委員を以てこれを組織する。但し委員となる國會議員は衆議院議員及び參議院議員人としそれぞれ衆議院及び參議院において選出する。

前項に規定するものの外檢察官適格審査委員會に關する事項は政令でこれを定める。

附 則

この法律は公布の日からこれを施行する。

第二十三條第二項第一號に規定する定時審査の第一回審査はこれを昭和24年中に行わなければならない。

檢察官適格審査委員會令 (昭和23年9月16日) 政令第292號

内閣は檢察廳法(昭和22年法律第61號)第二十三條第五項の規定に基き、ここに檢察官適格審査委員會令を刷定する。

第一條 檢察官適格審査委員會は左に掲げる者をもつてこれに充てる

- | | |
|--|----|
| 一 衆議院議員 | 四人 |
| 二 參議院議員 | 二人 |
| 三 檢事總長 | 一人 |
| 四 檢務長官 | 一人 |
| 五 最高裁判所判事 | 一人 |
| 六 辯護士法(昭和八年法律第五十三號)第五十二條の規定により設立された聯合會の代表者 | 一人 |
| 七 日本學士院第一部會員 | 一人 |

前項第五號から第七號までの委員ではそれぞれ最高裁判所判事辯護士法第五十二條の規

定により設立された聯合會の代表者及び日本學士院第一部會員の互選による。

第二條 委員會に豫備委員十一人を置く

前條第一項第一號及び第二號の委員の豫備委員はそれぞれ衆議院議員及び參議院議員をもつてこれに充てる。

檢事總長たる委員の豫備委員は次長檢事をもつてこれに充てる

檢務長官たる委員の豫備委員に法務廳檢務局長をもつてこれに充てる。

前條第一項第一號第二號及び第五號から第六號までの委員の豫備委員の員數は各々その委員の員數と同數にする。

前條第一項第一號及び第二號の委員の豫備委員はそれぞれ衆議院及び參議院においてこれを選出しその職務を行ふ順序は選出の際これを定め同項第五號から第七號までの委員の豫備委員については同條第二項の規定を準用する。

委員に事故のあるとき又は委員が缺けたときはその豫備委員がその職務を行ふ。

第三條 第一條第一項第一號第二號及び第五號から第七號までの委員並びにその豫備委員の任期は三年とする。

第四條 委員會に委員長を置く 委員長は委員の互選による

委員長は會務を總理する

委員長に事故のあるときはあらかじめ委員會の定める順序により他の委員が臨時に委員長の職務を行ふ

第五條 委員會は委員九人以上出席しなければ會議を開くことができない。

委員會の議事は出席委員の過半數によりこれを決する可否同數のときは委員長がこれを決する。

第六條 委員會は審査のため必要があるときは法務總裁又は檢察廳の長に對し書類の提出を求め、又は必要な事項の報告を徴することができる。但し捜査中の犯罪事件についてはこの限りでない。

第七條 委員會は審査に付された檢察官及びその者の屬する檢察廳の長をして會議に出席して意見を述べさせることができる。

委員會は審査に付された檢察官に不適格の疑があるときは當該檢察官に對しあらかじめ相當な期間を置いて會議の理由を通告した上會議に出席して辯解し且つ有利な證據を提出する機會を與えなければならない。

第八條 委員及び豫備委員はその職務に關して知つた秘密を守らなければならない。

第九條 委員會に幹事を置く

幹事は法務廳の一級又は二級の官吏の中から内閣總理大臣がこれを命ずる。

幹事は委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

第十條 委員會に書記を置く

書記は法務廳の二級又は三級の官吏の中から内閣總理大臣がこれを命ずる。

書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する。

附 則

この政令は公布の日からこれを施行する。

検察官適格審査委員会官制（昭和22年政令第85號）はこれを廢止する。

業務内容及び業務の實施狀況

檢察廳法第二三條

A 目的

檢察廳法第23條の規定に依る檢察官の適格審査を行うものである。委員会については檢察官適格審査委員会令（昭和23年政令第292號）に規定されている。

B 内容

檢察廳法ならびに昭和23年法律第31號檢察廳法の一部を改正する法律の實施に伴い檢察官の適格審査は定時審査と随意審査とに分れ、定時審査は3年毎にすべての檢察官に行われ、その第1回の定時審査は3年毎にすべての檢察官に行われ、その第1回の定時審査は昭和24年中に行われることになつており、現在委員会の事務機構を急速に整備中である。

C 業務の實施狀況

檢察官適格審査委員会は目下委員詮衡中のもので該當事件も未だ受理してゐないので擔當職員の配置未定であるが、右委員会の成立まで暫定的に人事課の職員が事務を擔當する。

D 檢察官適格審査委員会の構成

昭和23年12月10日現在に於ける職員名簿は次の如くである。

- (1) 委員
- (2) 幹事 四名（法務廳事務官）
- (3) 書記 八名（ " ）

(二) 副檢事選考委員會

1 副檢事選考委員會官制……………	284頁
2 檢察廳法拔萃……………	284頁
3 副檢事の任命資格に関する法律……………	285頁
4 副檢事選考委員會の業務内容及び業務の 實施狀況……………	285頁

副検事選考委員会官制 (昭和22年6月17日)
政令第84號

第一條 副検事選考委員会は内閣總理大臣の監督に屬し法務總裁の請求に因り檢察廳法第十八條第八項に規定する副検事の任命の選考に關する事務を行う。

第二條 委員会は會長一人及び委員八人を以てこれを組織する。

第三條 會長は法務總裁を以てこれに充てる

委員会は左に掲げる者を以てこれに充てる。

一 内閣客房次長 一人

二 削除

三 法務總裁客房長

四 檢務長客

五 次長檢事

六 法務廳研修所長

七 東京高等裁判所長官

八 辯護士法第五十二條の規定により設立された連合會の代表者 二人

前項第一號及び第八號の委員は内閣總理大臣がこれを命ずる。

第四條 委員會に豫備委員五人を置く

豫備委員は法務廳の一級又は二級の官吏、檢察官裁判官及び辯護士の中から内閣總理大臣がこれを命ずる。

第五條 會長は會務を總理する。

會長に事故あるときは法務總裁官房長である委員がその職務を代理する。

委員に事故のあるとき又は委員が缺けたときは會長は豫備委員に代理を命ずる。

第六條 委員會に幹事を置く

幹事は總理廳及び法務廳の一級又は二級の官吏の中から内閣總理大臣がこれを命ずる。

幹事は會長の指揮を受けて庶務を整理する。

第七條 委員會に書記を置く

書記は總理廳及び法務廳の二級又は三級の官吏の中から内閣總理大臣がこれを命ずる。

書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する。

附 則

この政令は公布の日からこれを施行する。

檢察廳法拔萃

第十八條 二級の檢察官の任命及び叙級は左の資格の一を有する者に就いてこれを行う

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在つた者

三 三年以上政令で定める大學において法律學の教授又は助教授の職に在つた者

副検事は前項の規定にかかわらず左の各號の一に該當する者で副検事選考委員會の選

考を経たものの中からもこれを任命することができる。

一 高等試験に合格した者

二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者

三年以上副検事の職に在つて政令で定める考試を経た者は第一項の規定にかかわらずこれを二級の檢事に任命及び叙級することができる。

副検事選考委員會に關する規程は政令でこれを定める。

副検事の任命資格の特例に關する法律 (昭和22年12月17日)
法律第199號

副検事は、この法律施行の日から一年以内に限り、檢察廳法第十八條第二項の規定にかかわらず副検事の職務に必要な學識經驗のある者で副検事選考委員會の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

業務内容及び業務の實施狀況

檢察廳法第一八條

副検事選考委員會官制

A 目的

檢察廳法第18條の規定による副検事の任命、選考に關する事務を行うものである。

B 内容

副検事制度は檢察廳法の制定と共に新に採用されたもので、區檢察廳の副検事配置定員530人に對し昭和23年10月20日現在實人員は301人であり、檢察機構の整備のため急速に缺員を補充する必要がある、そのため隔月に委員會を開かねばならない。

C 業務の實施狀況

昭和23年4月以降6月2回、9月2回副検事詮衡委員會を開催して106名の選考合格者を出し、これらは既に缺位であつた區檢察廳副検事に補任されて檢察活動の充實に効果を收めている。

副検事に関する調 (昭和23. 11. 11現在)

(第一表)

出身職業別	正規採用者	特別による採用者
裁判所書記	40	138
警察官	76	50
高等試験合格者	25	
刑務官	6	
行刑官		1
辯護士	3	
少年保護司	2	
元検事	1	
滿洲國司法官		16
法律學校教授		1
計	152	207

(註) 特別による採用者とは副検事の任命資格の特例に関する法律

(昭和22年12月17日法律第191號)により特例を認められたものである。

(第二表)

高檢別	定員	正規採用者	特例採用者	計
東 京	151	50	69	119
大 阪	81	18	25	43
名 古 屋	52	10	25	35
廣 島	41	15	20	35
福 岡	65	27	27	54
仙 臺	42	15	14	29
札 幌	36	12	16	28
高 松	26	6	10	16
計	494	152	207	359

D 昭和23年9月末現在に於ける職員名簿は次の如くである。

- (1) 會長
- (2) 委員
- (3) 豫備委員 5名(官吏)
- (4) 幹事 4名(〃)
- (5) 書記 5名(〃)

(三) 辯護士審査委員會

- 1 辯護士審査委員會官制…………… 288頁
- 2 業務内容及び業務の
實施狀況…………… 288頁

辯護士審査委員會官制

第一條 辯護士審査委員會は法務總裁の監督に屬し其の諮問に應じ辯護士法第十三條第一項の規定に依る不服の申立を審査す

委員會は前項の外昭和二十一年法律第十一號第一條に規定する詮衡に關する事務を行ふ

第二條 委員會は會長一人及委員六人を以て之を組織す

第三條 會長は法務總裁官房長を以て之に充つ

第四條 委員は左に掲ぐる者を以て之に充つ

- | | |
|-------------------|----|
| 一 法務廳部内の一級又は二級の官吏 | 二人 |
| 二 辯護士 | 二人 |

第五條 委員會に豫備委員四人を置く

豫備委員は左に掲ぐる者を以て之に充つ

- | | |
|-------------------|----|
| 一 法務廳部内の一級又は二級の官吏 | 二人 |
| 二 辯護士 | 二人 |

第六條 委員及豫備委員は法務總裁の奏請に依り内閣に於て之を命ず

委員及豫備委員の任期は二年とす

第七條 會長は會務を總理す

會長事故あるときは其の指名する委員其の職務を代理す

第八條 委員中事故あるとき又は缺員あるときは會長は同權の資格を有する豫備委員の中より代理を命ず

第九條 委員會は會長及委員を併せ五人以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ず

委員會の議事は多數に依り之を決す可否同數なるときは會長之を決す

第十條 辯護士たる委員及豫備委員は自己又は其の所屬の辯護士會に關する事件の會議に參與することを不得

第十一條 委員會に幹事二人を置く法務總裁の奏請に依り法務廳部内の一級又は二級の官吏の中より内閣に於て之を命ず

幹事は會長の命を受け庶務を整理す

第十二條 委員會に書記四人を置く法務廳部内の二級又は三級の官吏の中より法務總裁之を命ず

書記は會長及幹事の指揮を承け庶務に従事す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

業務内容及び業務の實施狀況

辯護士法第13條

辯護士及び辯護士試補の資格の特例に關する法律（昭和21年法律第11號）第1條辯護士審査委員會官制

A 目的

辯護士法第13條第1項の規定による不服申立の審査並びに昭和21年法律第11號第1條の規定によつて朝鮮辯護士令により辯護士たる資格を有するもの、および辯護士法第3條の試験に合格し滿洲國の審判官又は檢察官の職に在つた者について辯護士たるの資格附與の詮衡を行ふものである。

B 内容

本委員會は辯護士並びに昭和21年法律第11號辯護士及び辯護士試補の資格の特例に關する法律の規定によつて設置を要するものであつて毎年10件位審査に附する事件がある。その性質上いずれも深刻なる難件であることを例とする。

C 業務の實施狀況

昭和23年4月から同年9月末日迄に受理した件數7件中却下したもの5件、調停成立1件、目下審理中1件である。

D 昭和23年9月未現在に於ける職員名簿は次の通りである。

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 會長 | |
| (2) 委員 | |
| (3) 豫備委員 | 4名 (官吏2 民間2) |
| (4) 幹事 | 2名 (官吏) |
| (5) 書記 | 4名 () |

(四) 辯護士試補考試委員會

- 1 辯護士法 (抜萃)..... 292頁
- 2 辯護士試補考試規則..... 292頁
- 3 辯護士試補考試委員會の業務内容及び業務の
実施状況..... 292頁

辯護士法 (昭和8年5月1日)
法律第53號

第二條 左の條件を具ふる者は辯護士たる資格を有す

- 一 帝國臣民にして成年者たること
 - 二 辯護士試補として一年六月以上の實務修習を了へ考試を経たること
- 前項第二項の實務修習及考試に關する事項は法務總裁之を定む

第三條 辯護士試補たるには成規の試験に合格することを要す

前項の試験に關する事項は勅令を以て之を定む

辯護士試補考試規則 (昭和11年12月30日)
司法省令第11號

第一條 辯護士試補委員は法務總裁の監督に屬し辯護士試補の考試に關する事務を管掌す

第二條 考試委員は委員長常任委員及び臨時委員を以て之を組織す

第三條 委員長は法務總裁官房長を以て之に充つ

第四條 常任委員は六人とす法務廳の一級又は二級の官吏及辯護士の中より法務總裁之を命じ又は囑託す

第五條 臨時委員は判事檢事及び辯護士中より法務總裁之を命じ又は囑託す

第六條 削除

第七條 委員長は考試委員に屬する一切の事務を統理す

委員長事故あるときは其の指名したる委員其の職務を代理す

第八條 常任委員は委員長の指揮を受け辯護士の考試に關する事務を掌る

臨時委員は辯護士試補の考試を擔當す

第九條 考試委員の事務に關し常任書記及び臨時書記を置き法務廳の二級又は三級の官吏又は裁判所書記の中より委員長之を命ず

書記は上司の指揮を受け庶務に従事す

第十一條 考試委員は修習の實績其の他の資料に基き辯護士試補の成績を考査し且つ實務其の他必要なる事項に付筆記及び口頭の試問を爲す

第十二條 考試の合格者を定むる方法は委員長常任委員及び臨時委員の議定する所に依る

第十三條 辯護士試補所定の修習を終り考試を受けんとするときは實務修習を擔當したる辯護士會を経由して願書を法務總裁に差出すべし

第十四條 辯護士試補の考試は毎年二回東京都に於て之を行ふ

業務の内容及び業務の實施狀況

辯護士法第2條

辯護士試補規則第1條

A 目的

辯護士法第2條、昭和11年司法省令第11號辯護士試補規則による辯護士試補の考試を行ふものである。

B 業務の實施狀況

本年4月から辯護士考試委員會を開くこと3回、受験者83名で全部考試に合格した。

C 昭和23年9月末現在に於ける委員會名簿は次の通りである。

- (1) 會長
- (2) 委員
- (3) 臨時委員 7名 (官吏4、民間3)
- (4) 書記 1名 (官吏)
- (5) 臨時書記 4名 (〃)

(五) 高等試験委員會

- 1 高等試験令…………… 296頁
- 2 會業務内容及び業務の實施狀況…………… 296頁

(六) 經濟關係罰則調査委員會…………… 296頁

- 1 官制…………… 296頁
- 2 業務の内容及び業務の實施狀況…………… 296頁

(七) 制限會社法令調査委員會

- 1 業務の内容及び業務の實施狀況…………… 297頁

(五) 高等試験委員會

高等試験令 (昭和4年3月28日 勅令第18號)

第一條 三級官吏の任用及叙級の資格試験、外交官、領事官の任用資格試験並裁判所法第六十六條及辯護士法第三條の試験は高等試験と稱し本令に依り之を行ふ、但し特別の規程あるものは此の限りにあらず。

業務の内容及び業務の實施狀況

高等試験委員及び普通試験臨時措置法第2條高等試験令第1條

A 目的

高等試験令の規定による高等試験（豫備試験、司法科試験）を実施する。

B 業務の實施狀況

(1) 昭和23年度施行の豫備試験受験者420人、合格者71人である。この試験は昭和22年度迄は内閣法制局で施行してゐたものを法務廳の設置によつて引繼いだものである。

(2) 昭和23年度高等試験司法科受験者總數2,375人であつた。

C 高等試験のための高等試験委員數は49名である。

(六) 經濟關係罰則調査委員會

經濟關係罰則調査委員會官制 (昭和18年勅令第502號)

A 目的

「經濟關係罰則の整備に關する法律」を始め、經濟關係罰則の整備に關し、法務總裁の諮問に答申すべき委員會を置くことによつて、經濟關係罰則の整備に遺憾なからしめる。

B 内容

經濟關係罰則の整備に關する事務は、喫緊且つ至難の業であつて、經濟關係各省の係官および民間の學識経験者をもつて構成し、法務總裁を會長とする經濟關係罰則調査委員會を常置することによつて、經濟關係罰則の整備統一を期するものである。

C 業務の實施狀況

前年度中に數回委員會および幹事會を開催した結果「經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律」は昭和22年法律第242を以て改正せられるに至つたが、その後引續きその改正の要否にき諮問中であるほか、右改正法律に基き現に經濟瀆職事犯の檢舉撻發に努めつつある。

D. 委員・幹事調

事 項		昭和23年度豫算定員	現在實在人員
委員	官 吏	30	30
	民 間	20	20
	計	50	50
幹事	官 吏	10	10
	民 間	10	10
	計	20	20

(七) 制限會社法令調査委員會

制限會社法令調査委員會設置に關する省議決定 (昭和21年2月7日)

A. 目的

制限會社に關する諸法令に關する諸般の事項を調査審議し、その結果を法務總裁に報告し制限會社關係法令の整備に遺憾なからしめることを目的とする。

B. 内容

制限會社に關する諸法令の運用については、その經濟界に及ぼす影響が重大であるのに鑑み、極めて慎重を期する必要があるので、關係各廳係官ならびに民間の學識経験者をもつて構成し、法務總裁を會長とする制限會社法令調査委員會を常置することによつて、經濟民主化、經濟再建に寄與せんとするものである。

C. 業務の實施狀況

昭和22年中に委員會を3回、幹事會を6回開催し「會社の解散に關する件」の改正案を中心に研究を進め、同令の2回に亘る改正に重要な貢獻をした。なお同令の根本的改正案については、委員5名からなる小委員會を設けて研究中である。小委員會は1ヶ月2回以上開かれている。このほか本委員會は經濟民主化關係法令全般にわたり検討を加えており、これが度重なる改正に大なる影響を與えつつある。

D. 委員・幹事調

事 項		昭和23年度豫算定員	現在實在人員
委員	官 吏	10	10
	民 間	25	25
	計	35	35
幹事	官 吏	5	5
	民 間	10	10
	計	15	15

附 錄

1 公務員の職務に関する犯罪人員調	300頁
2 被疑者の處理結果調	301頁
3 猶豫者、釋放者、保護團體收容保護狀況	302頁
4 猶豫者、釋放者、保護團體收容保護期間	304頁
5 猶豫者、釋放者、保護團體一時保護狀況	304頁
6 少年、準少年犯罪人員調（受理並處理別）	305頁
7 少年、準少年犯罪人員調（罪名並年齢別）	305頁
8 ボツダム勅令關係違反事件法令別人員調	306頁
9 財政關係法令違反事件受理並處理人員調	307頁
10 財政關係法令違反事件人員調	309頁
11 財政關係法令違反事件法令別人員調	310頁
12 財政（税法、專賣法）關係法令違反事件人員調	311頁
13 財政關係法令違反事件受理並處理人員月別調	312頁
14 經濟統制關係事件未處理人員調	312頁
15 全國經濟統制關係法令違反事件檢察廳受理及處理人員月別調	314頁
16 經濟統制關係法令違反事件法令別人員調（拔萃）	315頁
17 租稅關係法令違反事件受理並處理人員調	316頁
18 酒類密造關係法令違反事件受理並處理人員調	318頁
19 酒類密造關係違反事件法令別人員調	321頁
20 專賣法關係法令違反事件受理並處理人員調	321頁
21 酒税法違反事件人員	323頁
22 農地關係法令違反人員	324頁

公務員の職務に関する犯罪人員調

(自昭和23年1月
至昭和23年8月)

地 位 別	罪 名	起 訴			不 起 訴		
		1月—4月	5月—8月	計	1月—4月	5月—8月	計
裁 判 所 職 員	A	—	—	—	—	2	2
	B	1	1	2	—	—	—
	C	10	15	25	2	10	12
行 刑 職 員	A	—	1	1	—	—	—
	B	3	10	13	9	4	13
	C	14	15	29	16	13	29
警 察 職 員	A	2	1	3	14	8	22
	B	7	12	19	6	4	10
	C	29	84	113	31	54	85
鐵 道 職 員	A	—	—	—	—	—	—
	B	12	25	37	25	20	45
	C	575	817	1,392	1,141	1,119	2,260
税 務 職 員	A	—	—	—	—	—	—
	B	33	58	91	7	6	13
	C	9	17	26	11	21	32
その他の大藏職員	A	—	—	—	—	—	—
	B	13	13	26	—	3	3
	C	36	21	57	17	28	45
遞 信 職 員	A	—	—	—	—	—	—
	B	16	15	31	1	13	14
	C	118	88	206	121	110	231
商 工 職 員	A	—	—	—	—	—	—
	B	—	21	21	—	—	—
	C	1	10	11	4	7	11
農 林 職 員	A	—	—	—	—	—	—
	B	1	5	6	—	9	9
	C	32	84	116	42	86	128
都道府縣職員	A	—	1	1	—	—	—
	B	10	43	53	7	10	17
	C	63	141	204	76	134	210
市 町 村 職 員	A	—	—	—	—	—	—
	B	5	13	18	3	6	9
	C	111	227	338	205	333	538
その他の職員	A	—	—	—	1	—	1
	B	19	16	35	4	12	16
	C	178	192	370	178	292	470
合 計	A	2	3	5	15	10	25
	B	120	232	352	62	87	149
	C	1,176	1,711	2,887	1,844	2,207	4,051

註 1. A 刑法第193條乃至第196條の罪
 B 刑法第197條乃至第197條の3の罪
 C 窃盜、詐欺、恐嚇、横領、偽造、經濟犯其の他の罪
 2. 下記管内は未着につき計上してない。
 1月—4月分 釧路
 5月—8月分 京都、津、仙臺、釧路

被疑者の處理結果調

(自昭和23年3月
至昭和23年9月)

處 理	月 別	檢 事 の 受 理 し た 事 件				計		
		記録送致と共に被疑者の身柄を同行せられたもの	被疑者在宅で記録のみ送致のもの	直受その他				
起	身柄不拘束	3月	3,062	23,333	3,659	36,054		
		4月	2,942	28,377	3,759	35,078		
		5月	2,799	27,090	4,569	34,458		
		6月	2,746	29,370	4,746	36,862		
		7月	2,251	30,876	4,850	37,981		
		8月	2,601	24,949	4,237	31,788		
		9月	2,375	33,653	4,104	40,132		
		計						
		訴	身柄拘束	3月	12,822	2,479	763	16,069
				4月	13,189	1,798	758	14,987
5月	13,373			1,812	1,138	16,323		
6月	13,342			2,175	1,032	16,549		
7月	13,603			1,948	1,312	16,862		
8月	12,331			1,116	820	14,267		
9月	12,778			1,060	833	14,671		
計								
不 起	身柄不拘束			3月	3,041	35,611	2,714	41,366
				4月	2,452	32,006	2,987	37,445
		5月	2,785	33,350	2,565	38,700		
		6月	2,864	39,805	3,614	46,285		
		7月	2,638	46,998	3,076	52,703		
		8月	2,169	38,146	2,900	43,215		
		9月	2,846	44,137	3,402	50,385		
		計						
		起 訴	一旦強制処分又は検事勾留にて拘束した上釋放したもの	3月	2,639	158	37	2,834
				4月	3,343	245	37	3,625
5月	3,503			270	45	3,818		
6月	3,723			425	68	4,216		
7月	3,756			434	17	4,304		
8月	3,326			318	79	3,723		
9月	3,916			312	88	4,316		
計								
各月の項	3月			21,564	61,581	7,178	90,323	
	4月			21,926	62,426	7,541	91,893	
	5月	22,460	62,522	8,317	93,299			
	6月	22,675	71,775	9,460	103,912			
	7月	22,248	80,256	9,346	111,850			
	8月	20,427	64,529	8,036	92,993			
目別少計	9月	21,915	79,162	8,427	109,502			
總 計								

猶豫者、釋放者、保護團體收容保護狀況

(昭和21年度)

區別	性別	越人員	新收容人員	計	收容解除人員	解			
						成績良好	保護者に引渡し	結婚	内地外へ轉住
起訴猶豫者	男	149	1,484	1,633	1,417	465	328	3	7
	女	3	44	47	41	6	24	2	—
刑執行猶豫者	男	8	289	297	286	2	29	1	—
	女	1	3	4	2	1	1	—	—
假釋放者	男	230	1,011	1,241	912	79	492	5	17
	女	1	34	35	30	2	20	3	—
滿期釋放者	男	214	502	716	524	54	238	10	5
	女	4	20	24	19	1	9	2	—
其の他の者	男	28	241	269	191	27	45	2	4
	女	4	19	23	13	5	3	1	1
合計	男	629	3,527	4,156	3,330	627	1,132	21	33
	女	13	120	133	105	15	57	8	1
計		642	3,647	4,289	3,435	642	1,189	29	34

(昭和22年度)

區別	性別	越人員	新收容人員	計	收容解除人員	解			
						成績良好	保護者に引渡し	結婚	内地外へ轉住
起訴猶豫者	男	254	1,581	1,835	1,530	541	375	1	6
	女	5	60	65	56	6	32	1	—
刑執行猶豫者	男	48	64	112	88	14	26	—	4
	女	2	9	11	6	—	3	—	—
假釋放者	男	379	1,199	1,578	1,103	176	405	13	35
	女	2	66	68	52	—	22	4	—
滿期釋放者	男	237	675	912	653	70	269	5	15
	女	4	25	29	26	—	9	—	—
其の他の者	男	90	491	581	502	25	137	—	1
	女	12	18	30	21	5	6	—	—
計	男	1,008	4,010	5,018	3,876	826	1,212	19	61
	女	25	178	203	161	11	72	5	—
合計		1,033	4,188	5,221	4,037	837	1,284	24	61

除	他の團體へ移送	司法保護委員の觀察	保護者に變更	觀察保護變更	無斷退去	成績不良	死亡	その他	計	年度末現在人員	收容延人員	一日平均收容人員
26	22	46	449	22	5	44	1,417	216	82,993	227.38		
1	1	—	5	—	—	2	41	6	1,742	4.77		
1	232	1	12	5	—	3	286	11	4,326	11.85		
—	—	—	—	—	—	—	2	2	338	0.93		
23	23	21	134	40	12	66	912	329	79,828	218.71		
—	—	—	2	—	—	3	30	5	1,899	5.2		
21	6	5	100	25	10	50	524	192	61,626	168.1		
2	—	—	3	—	—	2	19	5	1,277	3.5		
3	—	—	24	6	49	31	191	78	9,529	26.11		
—	1	—	—	—	—	2	13	10	1,793	4.91		
74	283	73	719	98	76	194	3,330	826	238,302	652.88		
3	2	—	10	—	—	9	105	28	7,049	19.31		
77	285	73	729	98	76	203	3,435	854	245,351	672.19		

除	他の團體へ移送	司法保護委員の觀察	保護者に變更	觀察保護變更	無斷退去	成績不良	死亡	その他	計	年度末現在人員	收容延人員	一日平均收容人員
21	34	32	397	50	2	71	1,530	305	109,171	299.09		
2	—	—	11	—	1	3	56	9	4,142	11.34		
—	—	6	34	3	—	1	88	24	19,047	52.18		
—	—	—	3	—	—	—	6	5	884	2.42		
36	5	8	254	57	13	101	1,103	475	148,442	406.69		
1	1	3	12	3	—	6	52	16	3,315	9.08		
21	13	7	160	35	7	51	653	259	92,992	252.03		
—	—	—	4	—	2	11	26	3	1,292	3.53		
76	2	1	52	7	128	73	502	79	43,594	119.4		
3	—	—	1	—	—	6	21	9	2,729	7.47		
154	54	54	897	152	150	297	3,876	1,142	413,558	1,133.03		
6	1	3	31	3	3	26	161	42	12,362	33.86		
160	55	57	928	155	153	323	4,087	1,184	425,920	1,166.9		

猶豫者、釋放者、保護團體收容保護期間 (昭和21年度)

區別	性別	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ年	1ヶ年	2ヶ年	2年	計
		未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	半未滿	未滿	以上	
年度末收容解除人員	男女	1,685 61	818 14	206 10	395 7	130 8	37 4	29 —	30 1	3,330 105
年度末現在人員	男女	153 8	158 2	83 4	141 5	130 6	46 3	39 —	76 —	826 28
計	男女	1,838 69	976 16	289 14	536 12	260 14	83 7	68 —	106 1	4,156 133
合計		1,907	992	303	548	274	90	68	107	4,289

(昭和22年度)

區別	性別	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ年	1ヶ年	2ヶ年	2ヶ年	計
		未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	半未滿	未滿	以上	
年度末收容解除人員	男女	1,626 110	656 22	692 11	461 8	287 8	73 2	32 —	49 —	3,876 161
年度末現在人員	男女	201 4	142 3	116 5	195 12	208 7	110 3	72 5	98 3	1,142 42
計	男女	1,827 114	798 25	808 16	656 20	495 15	183 5	104 5	147 3	5,018 203
合計		1,941	823	824	676	510	188	109	150	5,221

猶豫者、釋放者、保護團體一時保護狀況 (昭和21年度)

區分	保護人員	保護の方法								計	
		保護準備	歸住斡旋	環境調整	生活扶助	生業助成	斡旋紹介	相談指導	雜件		
起訴猶豫	男女	1,870 130	188 11	1,233 63	110 12	232 74	122 6	311 6	228 10	375 43	2,789 225
刑執行猶豫	男女	1,671 55	557 22	1,141 47	132 4	244 15	79 3	59 1	355 8	554 6	3,121 106
假釋放	男女	22,551 447	6,953 150	15,779 358	2,215 10	3,150 87	1,183 8	3,378 28	2,456 87	5,493 17	40,607 745
滿期釋放	男女	9,771 264	3,208 100	6,323 192	898 12	1,492 42	821 8	1,460 11	1,316 39	2,419 29	17,937 433
その他	男女	4,405 146	709 36	2,395 103	765 11	829 43	221 25	370 28	829 46	1,352 32	7,470 324
計	男女	40,268 1,042	11,615 319	26,861 763	4,120 49	5,947 261	2,426 50	5,578 74	5,184 190	10,193 127	71,928 1,833
合計		41,310	11,934	27,624	4,169	6,208	2,476	5,652	5,374	10,320	73,757

(昭和22年度)

區分	保護人員	保護の方法								計	
		保護準備	歸住斡旋	環境調整	生活扶助	生業助成	斡旋紹介	相談指導	雜件		
起訴猶豫	男女	2,126 235	247 123	1,041 132	299 23	316 58	201 5	338 35	775 41	283 23	3,500 440
刑執行猶豫	男女	2,180 87	229 82	768 114	262 33	218 14	97 17	237 45	576 60	1,185 48	3,572 413
假釋放	男女	27,314 773	8,977 426	19,855 651	3,782 281	4,425 210	1,376 13	3,422 91	4,240 218	8,178 182	54,255 2,072
滿期釋放	男女	12,886 955	4,363 454	7,177 710	1,651 326	1,924 170	827 2	2,618 64	2,186 452	3,945 221	24,691 2,399
その他	男女	6,262 405	1,174 174	2,007 199	395 118	2,169 140	127 10	761 30	983 217	1,598 107	9,214 995
計	男女	50,768 2,455	14,990 1,259	30,248 1,806	6,389 781	9,052 592	2,628 47	7,376 265	8,760 988	15,189 581	95,232 6,319
合計		53,223	16,249	32,654	7,170	9,644	2,675	7,641	9,748	15,770	101,551

少年、準少年犯罪人員調(受理並處理別) (自昭和23年7月至昭和23年9月)

處理別	月別	7月		8月		9月		計	
		少年	準少年	少年	準少年	少年	準少年	少年	準少年
受理	舊受	6,885	18,811	5,603	18,437	6,164	21,160	6,885	18,811
	新受	9,399	24,329	9,948	22,450	9,746	23,397	29,093	70,176
	計	16,284	43,140	15,551	40,887	15,910	44,557	35,978	88,987
未處理	起訴	1,517	9,003	1,432	6,937	1,523	8,245	4,472	24,185
	審判所送致	3,961	98	3,624	82	3,461	125	11,046	305
	不起訴 起訴猶豫 その他	2,379 510	7,637 892	2,207 323	6,324 741	2,141 361	7,604 764	6,727 1,194	21,565 2,397
中止移送	2,314	7,473	1,801	5,727	1,785	6,609	5,900	19,809	
計	10,681	25,103	9,387	19,811	9,271	23,347	29,339	68,261	
未處理		5,603	18,437	6,164	21,160	6,639	21,210	6,639	21,210

少年、準少年犯罪人員調(罪名並年令別) (自昭和23年7月至昭和23年9月)

犯罪別	年齢別	少年										計
		25歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	
窃盜	盜	3,569	2,659	4,022	5,330	5,095	4,703	4,034	2,962	1,715	758	35,847
	欺	510	429	473	396	374	287	181	86	18	6	2,760

強盜	233	226	281	327	319	212	138	88	28	15	1,867
贓物	228	213	198	174	113	132	74	34	12	3	1,181
殺人	51	35	41	57	45	26	29	18	5	0	307
暴行傷害	632	662	746	704	528	485	320	151	56	25	4,309
賭博	355	355	325	326	315	202	135	75	31	28	2,147
姦淫猥褻	43	32	50	62	71	59	52	28	5	2	404
脅迫	17	19	19	23	26	19	9	4	1	0	137
恐喝	317	354	356	424	351	302	254	122	73	30	2,538
放火	5	5	6	8	8	7	6	4	0	3	52
失火	33	35	29	46	22	20	20	13	10	11	239
偽造	22	25	14	10	13	9	4	1	1	0	99
經濟犯	4,327	4,042	4,170	4,286	3,470	2,512	1,985	988	426	106	26,312
銃砲火藥類取締法	62	96	98	100	76	76	33	23	6	1	571
其他	3,338	3,195	3,187	3,290	2,648	2,305	1,382	749	280	80	20,454
計	13,742	13,382	14,015	15,563	13,474	11,356	8,656	5,346	2,667	1,068	99,269

ポツダム勅令關係違反事件法令別人員調 (昭和23年9月末現在)

法令別	區別	累計 本月	受理			處 理					未處理		
			舊	新	計	求 略式	求 公判	計	起訴 猶豫	其他		計	中止 移送
金銀取引	引	累計 19	127	146	9	20	29	18	2	20	38	87	—
取	締	本月 48	12	60	—	—	—	—	—	—	1	1	59
生絲數量	報告	累計 17	24	41	6	11	17	1	4	5	7	29	—
等	報告	本月 14	—	14	—	—	—	—	1	1	1	2	12
真珠取引	禁止	累計 9	11	20	3	—	3	2	2	4	1	8	—
臨時貴金屬	數量等報告	本月 13	1	14	2	—	2	—	—	—	—	2	12
臨時貴金屬	數量等報告	累計 2	1	3	1	—	1	—	1	1	—	2	—
臨時貴金屬	數量等報告	本月 1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
地代家賃	統制	累計 105	315	420	67	6	73	105	12	117	69	259	—
地代家賃	統制	本月 160	37	197	7	1	8	13	1	14	10	32	165
貿易	臨時措置	累計 133	186	319	18	78	96	18	36	54	74	224	—
貿易	臨時措置	本月 74	38	112	—	7	7	—	1	1	9	17	95
關稅法	罰則の特例	累計 41	490	531	52	279	331	6	30	36	125	492	—
關稅法	罰則の特例	本月 38	29	67	1	14	15	—	—	—	13	28	39
臨時建築	制限	累計 62	798	860	191	19	210	164	27	195	284	685	—
臨時建築	制限	本月 312	42	354	23	5	28	40	5	45	34	107	247
パイプ類	臨時措置	累計 2	16	18	1	5	6	4	4	8	1	15	—
パイプ類	臨時措置	本月 4	—	4	—	1	1	—	—	—	—	1	3

物價統制令	累計 29,600	222,016	251,616	71,047	8,821	79,868	31,504	7,189	38,693	88,069	206,630	—
物價統制令	本月 46,156	21,828	67,984	8,009	1,802	9,091	4,327	876	5,203	8,778	23,072	44,912
生ゴム等 調査報告令	累計 —	2	2	1	—	1	—	—	—	—	1	—
生ゴム等 調査報告令	本月 1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
飲食營業 緊急措置令	累計 3,376	9,994	13,370	1,613	176	1,789	3,777	739	4,516	2,604	8,909	—
飲食營業 緊急措置令	本月 4,071	1,546	5,617	190	6	196	497	79	576	384	1,156	4,461
重要物資在 庫緊急調査令	累計 —	664	664	62	30	92	57	271	328	87	507	—
重要物資在 庫緊急調査令	本月 128	125	253	26	5	31	16	28	44	21	96	157
住宅緊急 措置令	累計 1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—
住宅緊急 措置令	本月 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁船登録 規則	累計 —	22	22	4	—	4	1	—	1	11	16	—
漁船登録 規則	本月 11	—	11	1	—	1	—	—	—	4	5	6
A號圓表 示軍票取締令	累計 1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A號圓表 示軍票取締令	本月 1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛屑回收 規則	累計 —	5	5	1	—	1	—	—	—	4	5	—
鉛屑回收 規則	本月 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛調査報告 令	累計 —	3	3	—	—	—	1	2	3	—	3	—
鉛調査報告 令	本月 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	累計 33,368	234,674	268,042	73,076	9,445	82,521	35,658	8,319	43,977	91,375	217,873	—
計	本月 51,032	23,658	74,690	8,259	1,121	9,380	4,893	991	5,884	9,255	24,519	50,171

財政關係法令違反事件受理並處理人員調 (自昭和23年1月至昭和23年10月)

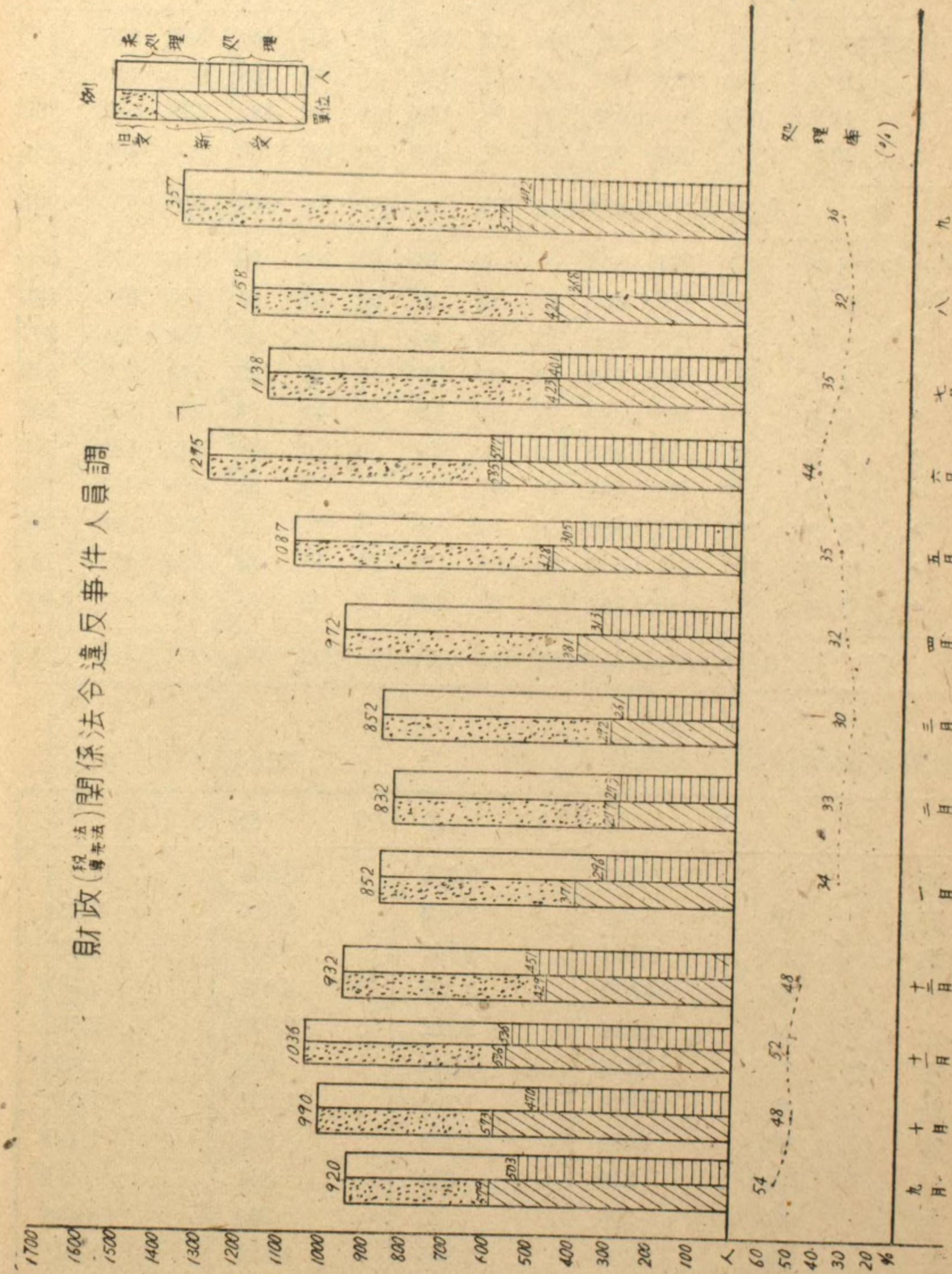
應名	區別	受理			處 理					未處理		
		舊	新	計	求 略式	求 公判	計	起訴 猶豫	其他		計	中止 移送
東京	86	720	806	83	27	110	104	4	108	352	570	236
横浜	—	65	65	—	—	—	—	—	—	—	—	65
浦和	6	39	45	12	5	17	1	10	11	12	40	5
千葉	7	12	19	—	—	—	4	4	8	6	14	5
水戸	7	163	170	25	7	32	4	2	6	78	116	54
宇都宮	13	33	46	6	10	16	1	1	2	13	31	15
前橋	2	14	16	3	—	3	3	4	7	3	13	3
静岡	37	160	197	18	2	20	30	98	128	44	192	5
甲府	—	6	6	—	3	3	1	1	2	1	6	—

財政關係法令違反事件法令別人員調

(昭和23年1月)
(昭和23年10月末)

區別 法令別	受 理			處 理						中止 移送	合計	未處理
	舊	新	計	起 訴			不 起 訴					
				求 略式	求 公判	計	起訴 猶豫	其 他	計			
煙草專賣法	282	1,917	2,199	480	62	542	152	63	215	970	1,727	472
鹽專賣法	123	626	749	75	6	81	95	114	209	310	600	149
アルコール專賣法	—	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3
專賣法計	405	2,546	2,951	555	68	622	246	177	423	1,282	2,327	624
所得稅法	—	40	40	2	5	7	9	—	9	12	28	12
法人稅法	—	33	33	3	12	15	1	—	1	6	22	11
財產稅法	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—	1	—
酒稅法	58	1,758	1,816	379	265	644	50	70	120	609	1,373	443
印紙稅法	—	7	7	2	1	3	—	—	—	4	7	—
入場稅法	2	44	46	9	4	13	4	1	5	14	32	14
織物消費稅法	—	13	13	2	—	2	1	2	3	2	7	6
物品稅法	15	163	178	43	14	57	19	2	21	40	118	60
砂糖消費稅法	1	1	2	1	—	1	—	—	—	—	1	1
取引高稅	—	4	4	—	—	—	—	—	—	1	1	3
遊興飲食	—	6	6	—	2	2	—	—	—	—	2	4
間接國稅犯則者	—	16	16	—	—	—	—	—	—	—	—	16
關稅法	—	3	3	—	2	2	—	—	—	—	2	1
有價證券 移轉稅法	—	5	5	1	—	1	—	—	—	4	5	—
稅法計	76	2,094	2,170	442	306	748	86	75	161	690	1,599	571
合 計	481	4,640	5,121	996	374	1,370	332	252	584	1,972	3,926	1,195

財政(稅法)關係法令違反事件人員調



財政關係法令違反事件受理並處理人員月別表 (自昭和22年9月至昭和23年10月)

區別 月別	受理			處 理							未處理	
	舊	新	計	起 訴			不 起 訴		中止 移送	合計		
				求 略式	求 公判	計	起訴 猶豫	其 他				計
昭和22年9月	341	579	920	80	22	102	100	57	157	244	503	417
〃 10月	417	573	990	92	41	133	45	61	106	251	490	500
〃 11月	500	536	1,036	85	15	100	108	74	182	251	533	503
〃 12月	503	429	932	102	22	124	40	23	63	264	451	481
計	1,761	2,117	3,878	359	100	459	293	215	508	1,010	1,977	1,901
昭和23年1月	481	371	852	47	5	52	41	58	99	145	296	556
〃 2月	556	277	833	67	20	87	32	33	65	120	272	560
〃 3月	560	292	852	62	22	84	14	8	22	155	261	591
〃 4月	591	381	972	82	25	107	18	10	28	178	313	659
〃 5月	659	428	1,087	97	52	149	24	10	34	202	385	702
〃 6月	702	593	1,295	113	92	205	80	48	128	247	580	715
〃 7月	715	423	1,138	129	41	170	34	9	43	188	401	737
〃 8月	737	421	1,158	116	19	135	21	25	46	187	368	790
〃 9月	790	567	1,357	134	39	173	21	15	36	284	493	864
〃 10月	864	888	1,752	149	59	208	47	36	83	266	557	1,195
計	6,655	4,641	11,296	996	374	1,370	332	252	584	1,972	3,926	7,369

經濟統制關係事件未處理人員調

(昭和23年7月—10月)

		7月	8月	9月	10月
東	京	9,247	9,615	10,566	12,509
横	濱	7,216	8,059	8,587	9,324
浦	和	2,934	2,746	3,891	3,015
千	葉	4,012	3,891	4,012	4,351
水	戸	2,244	2,721	2,910	2,803
宇	宮	1,168	1,044	983	1,050
前	橋	2,426	1,726	1,082	1,047
靜	岡	1,030	1,388	1,521	1,431
甲	府	319	321	324	471
長	野	396	425	709	400
新	潟	3,603	2,855	3,482	2,601
大	阪	8,917	8,898	9,602	10,262
京	都	736	978	1,385	1,612

神奈大	戸良	8,880	9,158	9,256	8,952
和名	津	265	432	403	396
	山	631	739	816	808
	屋	375	472	319	307
	歌古津	6,095	6,537	7,188	7,922
		1,109	996	820	975
	岐福	920	788	793	848
	金	441	414	466	589
	富	909	748	460	759
	廣	2,811	3,005	2,566	2,530
	山	2,636	2,913	2,891	2,242
	岡	1,200	943	956	921
	鳥	724	744	739	466
	松	385	425	633	589
	福	291	187	256	253
	佐	6,002	6,129	5,256	5,944
	長	283	325	365	400
	大	1,825	1,609	1,683	1,663
	熊	1,185	1,488	1,259	902
	鹿	1,123	1,400	1,259	1,366
	宮	1,012	1,072	1,306	1,389
	仙	203	252	320	326
	福	4,865	4,501	3,865	2,930
	山	1,108	1,112	1,085	1,414
	盛	917	1,060	918	1,089
	秋	2,027	2,033	2,221	2,077
	青	555	656	576	610
	札	2,043	2,111	2,166	2,049
	函	2,424	2,585	2,633	3,043
	旭	805	956	1,018	1,092
	釧	899	1,100	1,250	1,237
	高	971	1,019	1,019	1,121
	德	544	551	507	522
	高	181	181	90	122
	松	63	96	60	86
	山	323	350	275	380
合	計	101,278	103,754	107,087	609,195

全國經濟統制關係法令違反事件檢察廳受理及處理人員月別調

區別 月別	受 理			處 理							未 處 理	
	舊	新	計	起 訴			不 起 訴		中 止	合 計		
				求 略式	求 公判	計	起 訴 猶 豫	其 他	計		移 送	
昭和20年	3,062	21,558	24,620	5,817	936	6,753	12,283	1,788	14,071	1,807	22,631	1,989
21年	1,989	22,713	213,702	78,158	9,327	87,485	45,950	12,902	58,852	37,629	183,966	29,594
22年	29,606	607,422	637,028	162,038	28,513	190,551	115,120	24,192	139,312	249,732	579,595	56,369
23年1月	56,369	52,563	108,932	9,498	1,331	10,829	10,464	1,050	11,514	16,846	39,189	69,743
2月	69,421	500,017	569,438	11,269	2,279	13,548	8,801	1,269	10,070	21,008	44,626	74,812
3月	74,812	67,226	142,038	14,699	2,872	17,571	12,121	1,522	13,643	29,026	60,240	81,798
4月	81,797	66,721	148,518	16,722	2,415	19,137	10,390	1,566	11,956	27,914	59,007	89,511
5月	85,511	74,353	159,864	17,302	2,221	19,523	12,443	1,672	14,115	31,810	65,448	98,416
6月	98,416	84,155	182,571	20,356	2,353	22,709	17,273	2,432	19,705	36,764	169,378	103,393
7月	103,393	93,297	196,690	22,284	2,670	24,954	21,934	2,591	24,525	40,734	90,213	106,477
8月	106,477	73,269	180,106	18,538	2,307	20,845	17,847	1,768	19,615	30,766	71,226	108,880
9月	108,880	77,539	186,419	19,905	2,365	22,270	18,241	1,935	20,176	32,495	74,941	111,478

經濟統制關係法令違反事件法令別人員調(拔萃) (昭和23年1-9月)

區別 法令別	累計 本月	受 理			處 理							未 處 理
		舊	新	計	起 訴			不 起 訴		中 止	合 計	
					求 略式	求 公判	計	起 訴 猶 豫	其 他	計		移 送
食糧管理法違反	累計 15,943	306,070	323,013	58,445	8,725	8,170	67,743	3,949	78,675	136,103	281,948	—
本月	37,648	42,537	80,185	9,030	865	9,895	10,659	556	11,215	19,113	40,223	39,962
隱匿物資等緊急措置令	累計 122	821	934	92	99	191	90	298	388	166	745	—
本月	192	63	255	5	8	13	11	34	45	13	71	184
衣料品配給規則	累計 154	8,535	8,689	1,570	321	1,891	929	229	1,158	2,813	5,862	—
本月	2,175	1,739	3,914	367	92	459	132	47	179	493	1,131	2,783
指定纖維資材配給規則	累計 —	149	149	44	8	52	6	7	13	31	96	—
本月	57	4	61	4	—	4	—	1	1	3	8	53
纖維製品配給消費統制規則	累計 1,464	3,732	5,196	819	311	1,130	801	198	999	1,698	3,827	—
本月	1,307	192	1,499	40	11	51	30	5	35	62	148	1,351
薪炭配給規則	累計 1,187	11,025	12,212	3,146	283	3,429	2,619	404	12,023	3,850	10,302	—
本月	2,001	995	2,996	389	51	440	285	31	316	340	1,096	1,900
生鮮水產物配給規則	累計 918	35,802	36,720	6,397	529	6,926	6,814	1,104	7,918	17,222	32,066	—
本月	4,739	2,993	7,732	675	51	726	820	80	900	1,464	3,090	4,642
加工水產物配給規則	累計 187	7,800	7,987	1,480	130	1,610	1,431	213	1,644	3,486	6,740	—
本月	1,182	697	1,879	144	9	153	134	21	155	326	634	1,245
蔬菜及漬物配給規則	累計 39	9,294	9,333	1,378	76	1,454	1,961	186	2,147	3,597	7,198	—
本月	2,246	1,001	3,247	197	5	202	586	28	614	296	1,112	2,135
ミソ醬油、アミノ酸配給調整規則	累計 —	157	157	16	—	16	40	5	45	36	97	—
本月	53	23	76	2	—	2	7	3	10	4	16	60
肥料配給規則	累計 6	1,436	1,442	258	27	285	447	26	473	469	1,227	—
本月	217	221	438	62	5	67	60	4	64	92	223	215
指定生產資材割當規則	累計 282	4,498	4,780	842	150	992	551	139	690	1,409	3,096	—
本月	1,355	987	2,342	216	30	246	89	31	120	293	659	—

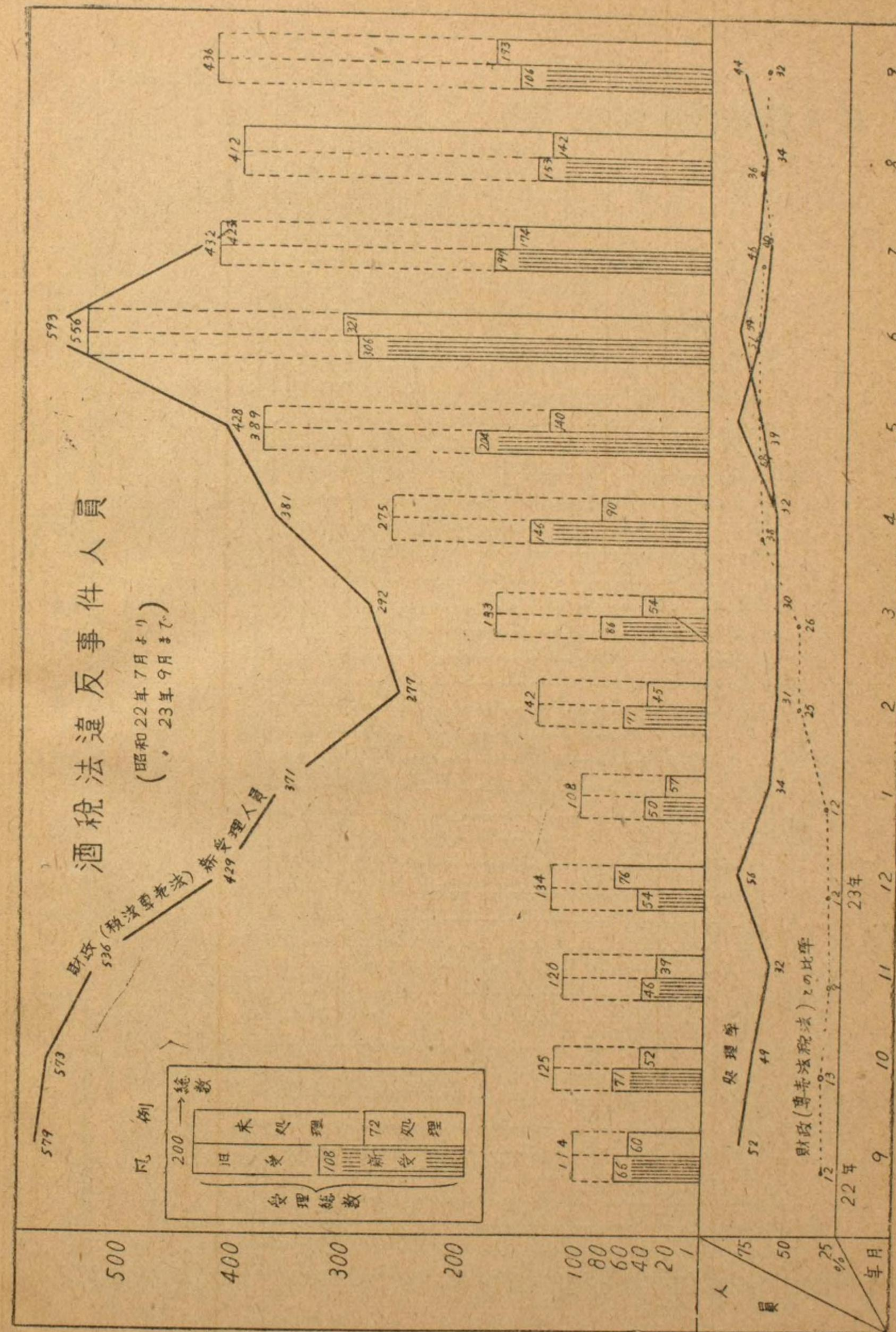
重要資材 使用制限規則	累計 本月	—	322	322	23	—	23	61	8	69	99	191	—
		80	97	177	6	—	6	9	5	14	26	46	131
重要物資輸送 割當證明規則	累計 本月	7	894	3,901	714	45	759	930	156	1,086	1,200	3,045	—
		794	678	1,472	167	10	177	213	28	241	198	616	856

租税關係法令違反事件受理並處理人員調 (昭和23年1月
昭和23年10月末現在)

區別 應名	受 理			處 理							未 處 理	
	舊	新	計	起 訴 求 略式	不 起 訴 求 公判	計	起 訴 猶豫	其 他	計	中 止 移 送		合 計
東 京	—	*6 274	*6 274	41	*2 20	*1 61	*2 13	2	*2 15	88	*4 164	*2 110
橫 濱	—	*2 19	*2 19	—	—	—	—	—	—	—	—	*2 19
浦 和	—	11	11	—	5	5	1	—	1	1	7	4
千 葉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水 戸	—	34	34	7	7	14	—	—	—	12	26	8
宇都宮	—	6	6	—	3	3	—	—	—	—	3	3
前 橋	—	9	9	2	—	2	2	1	3	1	6	3
靜 岡	—	7	7	—	1	1	4	—	4	2	7	—
甲 府	—	*1 5	*1 5	—	3	3	*1 1	—	*1 1	1	*1 5	—
長 野	—	*7 46	*7 46	12	*1 2	*1 14	*6 6	4	*6 10	20	*7 44	2
新 潟	—	90	90	1	18	19	3	6	9	43	71	19
大 阪	20	*18 115	*18 135	26	*3 6	*3 32	—	1	1	*1 38	*4 71	*14 64
京 都	6	*9 43	*9 49	2	*6 9	*6 11	1	1	2	—	*6 13	*3 36
神 戶	4	21	25	9	—	9	2	—	2	3	14	11
奈 良	—	15	15	3	1	4	—	2	2	8	14	1
大 津	—	*1 10	*1 10	2	2	4	—	—	—	4	8	*1 2
和歌山	—	*6 57	*6 57	18	1	19	1	2	3	*6 20	*6 42	15

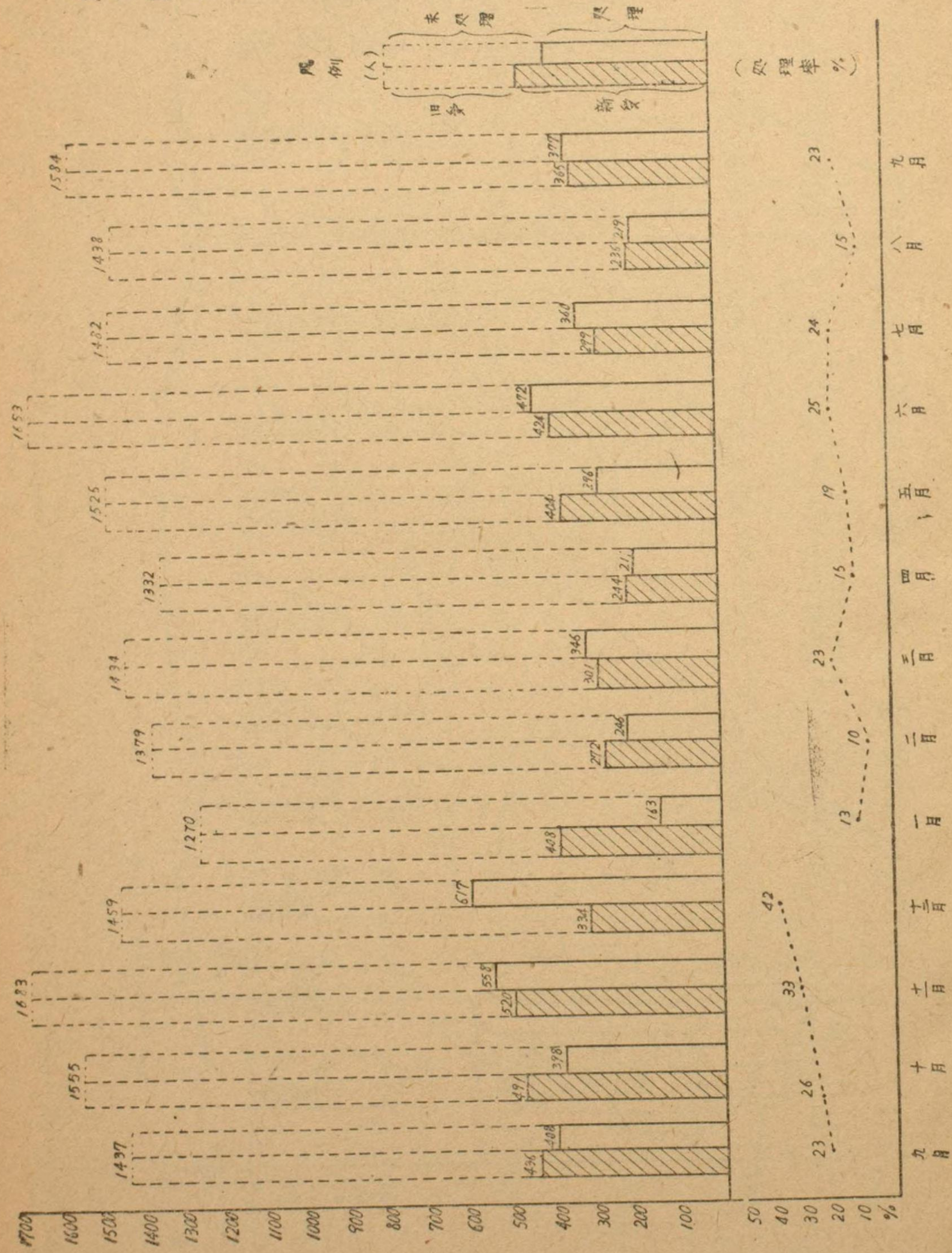
名古屋	3	*11 86	*11 89	*3 1	*1 2	*4 3	*1	1	*1 1	*6 2	*11 6	83
津	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岐 阜	—	1	1	—	—	—	—	—	1	1	1	—
福 井	—	1	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—
金 澤	—	7	7	1	1	2	1	—	1	4	7	—
富 山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣 島	2	23	25	6	4	10	—	3	3	5	18	7
山 口	—	21	21	4	3	7	1	—	1	10	18	3
岡 山	1	17	18	7	5	12	—	—	—	4	16	2
鳥 取	4	42	46	7	6	13	11	2	13	13	39	7
松 江	—	39	39	15	4	19	1	3	4	14	37	2
福 岡	2	95	97	43	2	45	15	1	16	20	81	16
佐 賀	2	*2 41	*2 43	6	*2 4	*2 10	—	—	—	14	*2 24	19
長 崎	3	124	127	26	8	34	2	3	5	54	93	34
大 分	1	*6 76	*6 77	*2 13	12	*2 25	—	1	1	*4 40	*6 66	11
熊 本	—	5	5	—	1	1	—	1	1	1	3	2
鹿兒島	—	93	93	25	1	26	5	—	5	53	84	9
宮 崎	1	74	75	25	9	34	4	1	5	36	75	—
仙 臺	7	42	49	16	3	19	1	1	2	15	36	13
福 島	3	40	43	11	12	23	1	2	3	17	43	—
山 形	—	27	27	14	2	16	—	—	—	5	21	6
盛 岡	—	14	14	7	3	10	—	—	—	2	12	2
秋 田	2	142	144	41	41	82	4	7	11	49	142	2
青 森	4	23	27	5	2	7	—	—	—	7	14	13
札 幌	3	37	40	12	—	12	—	1	1	13	26	14
函 館	4	48	52	9	7	16	3	3	6	17	39	13
旭 川	—	*1 16	*1 16	1	—	1	1	—	1	8	10	*1 6
釧 路	—	8	8	—	2	2	—	1	1	4	7	1

福金	井澤	—	17	17	3	—	3	2	4	6	7	16	1
宮山	澤山	1	35	36	2	—	2	—	—	—	33	35	1
廣島	山口	1	1	2	—	—	—	—	1	1	—	1	1
岡山	取山	—	4	4	—	3	3	1	—	1	—	4	—
鳥松	取江	1	10	11	1	—	1	—	—	—	8	9	2
福佐	岡賀	—	15	15	—	2	2	1	—	1	11	14	1
長大	崎分	1	17	17	1	5	6	3	1	4	5	15	2
熊鹿	本島	1	12	13	2	—	2	—	—	—	9	11	2
兒宮	崎臺	1	55	56	11	—	11	1	—	1	17	29	27
仙福	島形	—	19	19	—	—	—	—	1	1	12	13	6
山盛	岡田	1	16	17	4	1	5	—	—	—	9	14	3
秋青	田森	—	43	43	13	1	14	2	3	5	20	39	4
札函	幌館	—	48	48	10	1	11	—	—	—	11	22	26
旭劍	川路	28	378	406	76	8	84	8	4	12	220	316	90
高德	松島	—	4	4	2	—	2	2	—	2	—	4	—
高松	知山	—	9	9	1	—	1	—	—	—	6	7	2
		2	48	50	15	12	27	2	—	2	18	47	3
		2	3	5	1	—	1	1	—	1	3	5	—
		1	5	6	2	—	2	—	—	—	2	4	2
		—	1	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—
		1	10	11	2	—	2	—	—	—	5	7	4
		5	17	22	2	1	3	5	—	5	12	20	2
		—	32	32	25	—	25	—	—	—	2	27	5
		6	7	7	—	—	—	—	1	1	4	5	2
		—	3	9	—	—	—	—	5	5	1	6	3
		2	231	233	53	5	58	22	4	26	134	218	15
		9	115	124	42	3	45	7	5	12	62	119	5
		—	1	1	1	—	1	—	—	—	—	1	—
		8	60	68	36	—	36	—	3	3	17	56	12
計		405	2,546	2,951	554	68	622	246	177	423	1,282	2,327	624



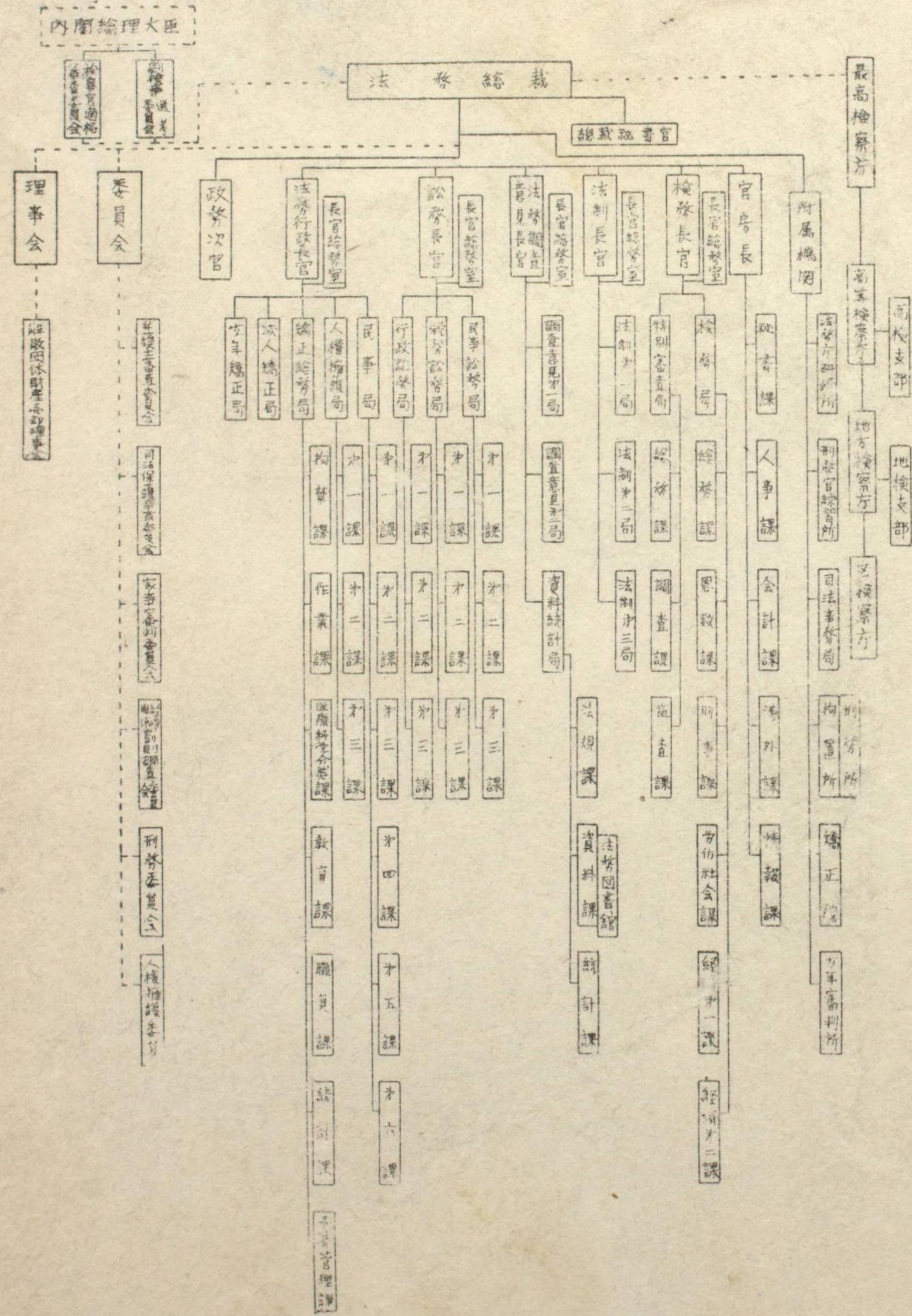
D-56


農地關係法令違反人員



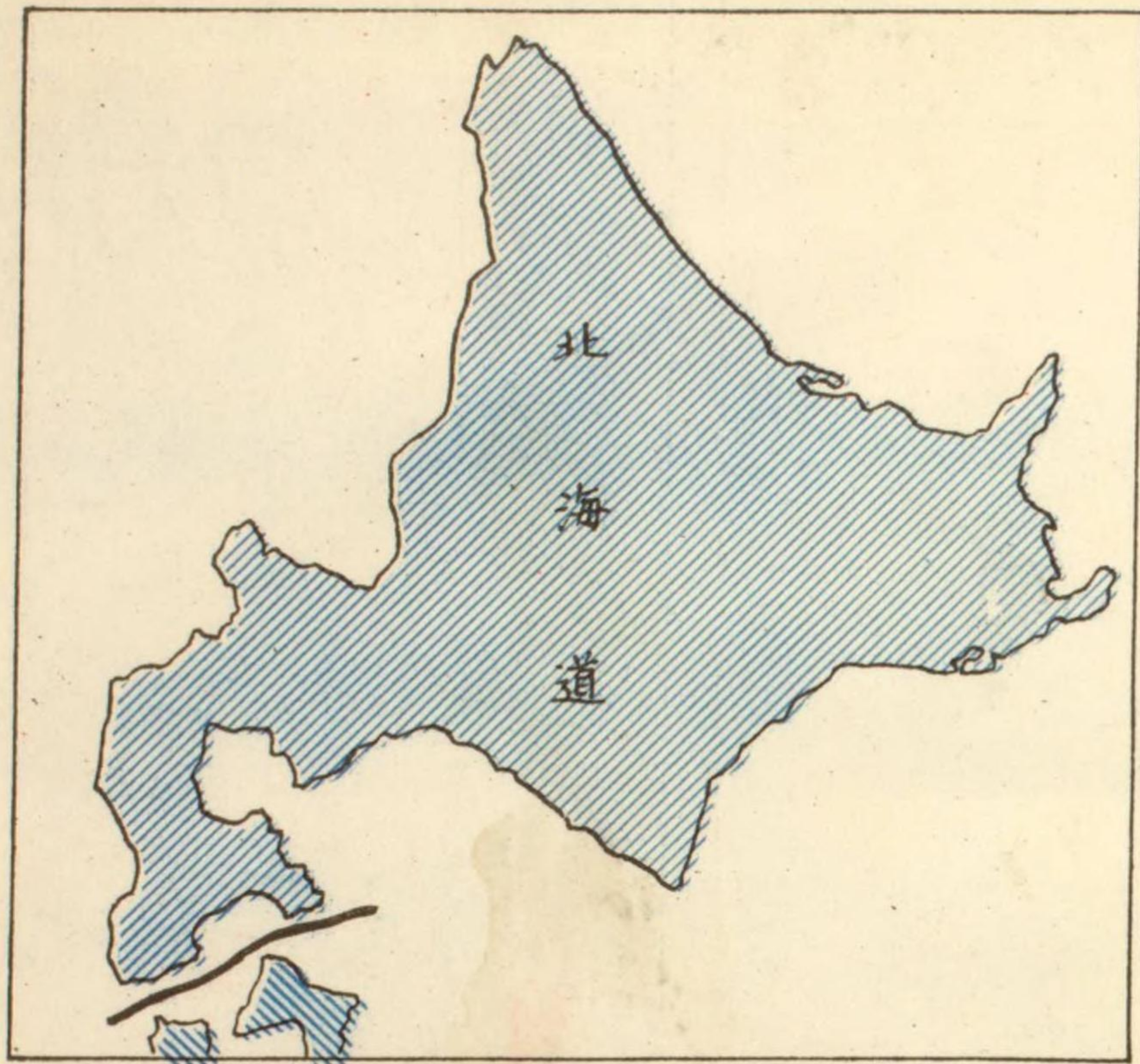
#1-D-56

法務廳關係機構圖表






犯罪地地方別最近十年の新受刑者総数



	近畿区	91.337人
	関東区	86.631人
	九州区	44.467人
	中国区	28.200人
	東海区	28.076人
	北海道	15.958人
	東北区	14.242人
	東山区	11.267人
	四国区	11.166人
	北陸区	9.070人



317.23

317.23

H617h



00469606



複
写